別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基　本　計　画		
事　項	記　入　欄	備　考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更	
フリガナ 設置者	ｺｸﾘﾂﾀﾞｲｶﾞｸﾎｳｼﾞﾝ　ｸﾏﾓﾄﾀﾞｲｶﾞｸ 国立大学法人　熊本大学	
フリガナ 大学の名称	ｸﾏﾓﾄﾀﾞｲｶﾞｸ 熊本大学（Kumamoto　University）	
大学本部の位置	熊本県熊本市中央区黒髪二丁目３９番１号	
大学の目的	１．教育 個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的な教育を行う。学部では、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備えた人材を育成する。大学院では、学部教育を基盤に、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人を育成する。また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。 ２．研究 高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に努める。また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。 ３．地域貢献・国際貢献 地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中枢的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。	
新設学部等の目的	熊本県と連携し、地域や診療科の医師確保の観点からの医師養成の推進、地域医療機関との連携による地域医療への貢献を目的として、令和8年度の医学部医学科の入学定員を4名増員し、地域医療において不足する医師の養成及び確保を行う。	

新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	備考
	年	人	年次 人	人			年　月 第　年次		
医学部 医学科	6	109 (105)	－	634 (630)	学士（医学）	医学関係	令和8年4月 第1年次	熊本市中央区本荘１丁目１－１	医学部医学科の今回の４名の入学定員の増員は、令和８年度のみの臨時定員増である。 また、医学部医学科の令和７年度における収容定員は６５９人である。
保健学科	4	144	3年次 16	608	学士（看護学） 学士（保健学）	保健衛生学関係	平成15年4月 第1年次	熊本市中央区九品寺４丁目２４－１	
文学部 人文科学科	4	170 ［10］	－	680 ［40］	学士（文学）	文学関係	令和8年4月 第1年次	熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	※令和７年７月設置届出済み ※［　］の数字は、共創学環の内数とする入学定員数
教育学部 共同教員養成課程	4	140	－	560	学士（教育学）	教育学・保育学関係	令和8年4月 第1年次	熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	※令和７年７月設置届出済み
養護教諭養成課程	4	30	－	120	学士（教育学）	教育学・保育学関係	令和8年4月 第1年次	同上	※令和７年７月設置届出済み

（人）	入学定員	収容定員
令和７年度	109	659
令和８年度	109	658
令和９年度	105	653
令和10年度	105	648
令和11年度	105	643
令和12年度	105	638
令和13年度	105	634
令和14年度	105	630

新設学部等の概要	法学部 法学科	4	210 【10】 ［10］	3年次 10	860 【40】 ［40］	学士（法学）	法学関係	平成16年4月 第1年次	熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	※【　】の数字は、情報融合学環の内数とする入学定員数 ※［　］の数字は、共創学環の内数とする入学定員数
	理学部 理学科	4	200 【10】 ［10］	－	800 【40】 ［40］	学士（理学）	理学関係	平成16年4月 第1年次	熊本市中央区黒髪２丁目３９－１	※【　】の数字は、情報融合学環の内数とする入学定員数 ※［　］の数字は、共創学環の内数とする入学定員数
	薬学部 薬学科	6	55	－	330	学士（薬学）	薬学関係	平成18年4月 第1年次	熊本市中央区大江本町５－１	
	創薬・生命薬科学科	4	35	－	140	学士（創薬科学） 学士（生命薬科学）	薬学関係	平成18年4月 第1年次	同上	
	工学部 土木建築学科	4	137 【6】 ［13］	3年次 10	568 【24】 ［52］	学士（工学）	工学関係	平成30年4月 第1年次	熊本市中央区黒髪２丁目３９－１	※【　】の数字は、情報融合学環の内数とする入学定員数 ※［　］の数字は、共創学環の内数とする入学定員数
	機械数理工学科	4	119 【7】 ［11］	3年次 10	496 【28】 ［44］	学士（工学）	工学関係	平成30年4月 第1年次	同上	同上
	情報電気工学科	4	145 【20】 ［13］	3年次 20	620 【80】 ［52］	学士（工学）	工学関係	平成30年4月 第1年次	同上	同上
	材料・応用化学科	4	142 【7】 ［13］	3年次 5	578 【28】 ［52］	学士（工学）	工学関係	平成30年4月 第1年次	同上	同上
	半導体デバイス工学課程	4	20	3年次 20	120	学士（工学）	工学関係	令和6年4月 第1年次	同上	
	情報融合学環	4	60	－	240	学士（情報学）	工学関係	令和6年4月 第1年次	熊本市中央区黒髪２丁目３９－１	※学部等連係課程実施基本組織等
	共創学環	4	80	－	320	学士（学術）	文学関係、工学関係	令和8年4月 第1年次	熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	※学部等連係課程実施基本組織等 ※令和７年７月設置届出済み
	計		1,656 (1,652)	3年次 91	7,114 (7,110)					
同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）	文学部 人文科学科　(170)　（令和7年7月届出） 総合人間学科（廃止）　(△55)　※令和8年4月学生募集停止 歴史学科（廃止）　(△35)　※令和8年4月学生募集停止 文学科（廃止）　(△50)　※令和8年4月学生募集停止 コミュニケーション情報学科（廃止）(△30)　※令和8年4月学生募集停止 （3年次編入学定員）〔定員減〕　(△10)　※令和8年4月学生募集停止 教育学部 共同教員養成課程　(140)　（令和7年7月届出） 養護教諭養成課程　(30)　（令和7年7月届出） 学校教育教員養成課程（廃止）(△220)　※令和8年4月学生募集停止 工学部 土木建築学科〔定員増〕　(13)　（令和8年4月） 機械数理工学科〔定員増〕　(11)　（令和8年4月） 情報電気工学科〔定員増〕　(13)　（令和8年4月） 材料・応用化学科〔定員増〕(13)　（令和8年4月） 共創学環　(80)　（令和7年7月届出）※学部等連係課程実施基本組織									共創学環の入学定員は、文学部、法学部、理学部及び工学部の入学定員の内数

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計		
	－	－科目	－科目	－科目	－科目	－単位	

	学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新	医学部　医学科	人 71 [0] (71)	人 37 [1] (38)	人 47 [0] (47)	人 153 [0] (153)	人 308 [1] (309)	人 0 (0)	人 236 (236)	（注） []の中の数は情報融合学環（学部等連係課程実施基本組織）と兼ねる基幹教員の数。
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	71 [0] (71)	37 [1] (38)	47 [0] (47)	153 [0] (153)	308 [1] (309)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　105人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	71 [0] (71)	37 [1] (38)	47 [0] (47)	153 [0] (153)	308 [1] (309)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	71 [0] (71)	37 [1] (38)	47 [0] (47)	153 [0] (153)	308 [1] (309)			
	保健学科看護学専攻	6 (6)	5 (5)	3 (3)	9 (9)	23 (23)	0 (0)	236 (236)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	6 (6)	5 (5)	3 (3)	9 (9)	23 (23)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　9人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	6 (6)	5 (5)	3 (3)	9 (9)	23 (23)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	6 (6)	5 (5)	3 (3)	9 (9)	23 (23)			
	保健学科放射線技術科学専攻	5 (5)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	9 (9)	0 (0)	236 (236)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	5 (5)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	9 (9)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　6人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	5 (5)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	9 (9)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	5 (5)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	9 (9)			
	保健学科検査技術科学専攻	6 (6)	0 (0)	1 (1)	4 (4)	11 (11)	0 (0)	236 (236)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	6 (6)	0 (0)	1 (1)	4 (4)	11 (11)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　6人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	6 (6)	0 (0)	1 (1)	4 (4)	11 (11)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			

d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	6 (6)	0 (0)	1 (1)	4 (4)	11 (11)			
文学部　人文科学科	22 【1】 (23)	27 【0】 (27)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	49 【1】 (50)	0 (0)	253 (253)	（注） 【】の中の数は共創学環（学部等連係課程実施基本組織）と兼ねる教員の数。
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	22 【1】 (23)	27 【0】 (27)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	49 【1】 (50)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　９人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			令和7年7月届出済み
小計（a～b）	22 【1】 (23)	27 【0】 (27)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	49 【1】 (50)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	22 【1】 (23)	27 【0】 (27)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	49 【1】 (50)			
教育学部　共同教員養成課程	20 (20)	32 (32)	1 (1)	0 (0)	53 (53)	0 (0)	218 (218)	
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	20 (20)	32 (32)	1 (1)	0 (0)	53 (53)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　６人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			令和7年7月届出済み
小計（a～b）	20 (20)	32 (32)	1 (1)	0 (0)	53 (53)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	20 (20)	32 (32)	1 (1)	0 (0)	53 (53)			
養護教諭養成課程	5 (5)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	257 (257)	
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	5 (5)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	9 (9)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　５人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			令和7年7月届出済み
小計（a～b）	5 (5)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	9 (9)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	5 (5)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	9 (9)			
法学部　法学科	13 [2] (15)	18 [0] (18)	2 [0] (2)	0 [0] (0)	33 [2] (35)	1 (1)	220 (220)	（注） [] の中の数は情報融合学環（学部等連係課程実施基本組織）と兼ねる基幹教員の数。
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	13 [2] (15)	18 [0] (18)	2 [0] (2)	0 [0] (0)	33 [2] (35)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　12人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）	13 [2] (15)	18 [0] (18)	2 [0] (2)	0 [0] (0)	33 [2] (35)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			

	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	13 [2] (15)	18 [0] (18)	2 [0] (2)	0 [0] (0)	33 [2] (35)			
	理学部　理学科	28 【1】 (29)	28 【0】 (28)	1 【0】 (1)	5 【0】 (5)	62 【1】 (63)	0 (0)	204 (204)	（注） 【】の中の数は共創学環（学部等連係課程実施基本組織）と兼ねる教員の数。
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	28 【1】 (29)	28 【0】 (28)	1 【0】 (1)	5 【0】 (5)	62 【1】 (63)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　13人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	28 【1】 (29)	28 【0】 (28)	1 【0】 (1)	5 【0】 (5)	62 【1】 (63)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	28 【1】 (29)	28 【0】 (28)	1 【0】 (1)	5 【0】 (5)	62 【1】 (63)			
	薬学部　薬学科	11 (11)	12 (12)	3 (3)	2 (2)	28 (28)	0 (0)	236 (236)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	11 (11)	12 (12)	3 (3)	2 (2)	28 (28)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　17人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	11 (11)	12 (12)	3 (3)	2 (2)	28 (28)			
設	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	11 (11)	12 (12)	3 (3)	2 (2)	28 (28)			
	創薬・生命薬科学科	7 (7)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	13 (13)	0 (0)	236 (236)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	7 (7)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	13 (13)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　6人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	7 (7)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	13 (13)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	7 (7)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	13 (13)			
	工学部　土木建築学科	14 【3】 (17)	12 【0】 (12)	0 【0】 (0)	6 【0】 (6)	32 【3】 (35)	0 (0)	234 (234)	（注） 【】の中の数は共創学環（学部等連係課程実施基本組織）と兼ねる教員の数。
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	14 【3】 (17)	12 【0】 (12)	0 【0】 (0)	6 【0】 (6)	32 【3】 (35)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　8人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	14 【3】 (17)	12 【0】 (12)	0 【0】 (0)	6 【0】 (6)	32 【3】 (35)			

c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（ａ～ｄ）	14 【3】 (17)	12 【0】 (12)	0 【0】 (0)	6 【0】 (6)	32 【3】 (35)			
機械数理工学科	12 [2] (14)	9 [0] (9)	0 [0] (0)	7 [0] (7)	28 [2] (30)	0 (0)	239 (239)	（注） []の中の数は情報融合学環（学部等連係課程実施基本組織）と兼ねる基幹教員の数。
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	12 [2] (14)	9 [0] (9)	0 [0] (0)	7 [0] (7)	28 [2] (30)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　7人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（ａ～ｂ）	12 [2] (14)	9 [0] (9)	0 [0] (0)	7 [0] (7)	28 [2] (30)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（ａ～ｄ）	12 [2] (14)	9 [0] (9)	0 [0] (0)	7 [0] (7)	28 [2] (30)			
情報電気工学科	17 [3] (20)	13 [3] (16)	0 [0] (0)	5 [3] (8)	35 [9] (44)	0 (0)	224 (224)	（注） []の中の数は情報融合学環（学部等連係課程実施基本組織）と兼ねる基幹教員の数。
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	17 [3] (20)	13 [3] (16)	0 [0] (0)	5 [3] (8)	35 [9] (44)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　8人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（ａ～ｂ）	17 [3] (20)	13 [3] (16)	0 [0] (0)	5 [3] (8)	35 [9] (44)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（ａ～ｄ）	17 [3] (20)	13 [3] (16)	0 [0] (0)	5 [3] (8)	35 [9] (44)			
材料・応用化学科	16 (16)	15 (15)	0 (0)	11 (11)	42 (42)	0 (0)	221 (221)	
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	16 (16)	15 (15)	0 (0)	11 (11)	42 (42)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　8人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（ａ～ｂ）	16 (16)	15 (15)	0 (0)	11 (11)	42 (42)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（ａ～ｄ）	16 (16)	15 (15)	0 (0)	11 (11)	42 (42)			
半導体デバイス工学課程	67※ [1] (68)※	52※ [0] (52)※	0※ [0] (0)※	32※ [0] (32)※	151※ [1] (152)※	0 (0)	225 (225)	（注）※は、工学部土木建築学科、機械数理工学科、情報電気工学科、材料・応用化学科と兼ねる基幹教員の数

	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	67※ [1] (68)※	52※ [0] (52)※	0※ [0] (0)※	32※ [0] (32)※	151※ [1] (152)※			[]の中の数は情報融合学環（学部等連係課程実施基本組織）と兼ねる基幹教員の数。 大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　30人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	67※ [1] (68)※	52※ [0] (52)※	0※ [0] (0)※	32※ [0] (32)※	151※ [1] (152)※			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	67※ [1] (68)※	52※ [0] (52)※	0※ [0] (0)※	32※ [0] (32)※	151※ [1] (152)※			
	学部等連係課程実施基本組織 情報融合学環	<4> [8] (12)	<3> [5] (8)	<1> [0] (1)	<4> [3] (7)	<12> [16] (28)	0 (0)	225 (225)	（注） <>の中の数は学部等連係課程実施基本組織のみに従事する基幹教員。 []の中の数は連係協力学部と兼ねる基幹教員の数。 大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　11人
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	<4> [8] (12)	<3> [5] (8)	<1> [0] (1)	<4> [3] (7)	<12> [16] (28)			
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	<4> [8] (12)	<3> [5] (8)	<1> [0] (1)	<4> [3] (7)	<12> [16] (28)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	<4> [8] (12)	<3> [5] (8)	<1> [0] (1)	<4> [3] (7)	<12> [16] (28)			
	学部等連係課程実施基本組織 共創学環	<7> 【5】 (12)	<12> 【0】 (12)	<1> 【0】 (1)	<1> 【0】 (1)	<21> 【5】 (26)	0 (0)	231 (231)	（注） <>の中の数は学部等連係課程実施基本組織のみに従事する基幹教員。 【】の中の数は連係協力学部を兼ねる基幹教員の数。 大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　9人 令和7年7月届出済み
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	<7> 【5】 (12)	<12> 【0】 (12)	<1> 【0】 (1)	<1> 【0】 (1)	<21> 【5】 (26)			
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	<7> 【5】 (12)	<12> 【0】 (12)	<1> 【0】 (1)	<1> 【0】 (1)	<21> 【5】 (26)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	<7> 【5】 (12)	<12> 【0】 (12)	<1> 【0】 (1)	<1> 【0】 (1)	<21> 【5】 (26)			
分	計	<11> [8] 【5】 253 (277)	<15> [5] 【0】 216 (236)	<2> [0] 【0】 62 (64)	<5> [3] 【0】 204 (212)	<33> [16] 【5】 735 (789)	―	―	（注） <>の中の数は学部等連係課程実施基本組織のみに従事する基幹教員。 []の中の数は情報融合学環と連係協力学部を兼ねる基幹教員の数。 【】の中の数は共創学環と連係協力学部を兼ねる基幹教員の数。
既	該当なし	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)			

設分	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	小計（ａ～ｂ）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	計（ａ～ｄ）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	計	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
合計		277 (277)	236 (236)	64 (64)	212 (212)	789 (789)	－ (－)	－ (－)	

職種	専属	その他	計
事務職員	448 人 (448)	455 人 (455)	903 人 (903)
技術職員	99 (99)	314 (314)	413 (413)
図書館職員	7 (7)	0 (0)	7 (7)
その他の職員	1205 (1205)	807 (807)	2012 (2012)
指導補助者	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	1759 (1759)	1576 (1576)	3335 (3335)

校地等 区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
校舎敷地	514,776㎡	623㎡	0㎡	515,399㎡	放送大学熊本学習センターとの共用623㎡ 地上権設定者：財団法人熊本テクノポリス財団 地上権設定期間：H29.9.1から3年間 19,945㎡ 貸与者：熊本市 借用期間：H29.4.1からH30.3.31（以降、毎年度更新）494㎡ 貸与者：益城町 借用期間：H30.10.1からR2.9.30（以降、毎年度更新） 331㎡
その他	144,293㎡	0㎡	0㎡	144,293㎡	
合計	659,069㎡	623㎡	0㎡	659,692㎡	

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	464,523㎡ (464,523㎡)	0㎡ (0㎡)	1,112㎡ (1,112㎡)	465,635㎡ (465,635㎡)	放送大学熊本学習センターの専用1,112㎡

教室・教員研究室	教室	1446 室	教員研究室	808 室	大学全体

図書・設備 新設学部等の名称	図書 冊	〔うち外国書〕	電子図書	〔うち外国書〕	学術雑誌 種	〔うち外国書〕	電子ジャーナル	〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点	
大学全体	1,326,394	〔545,241〕	69,426	〔68,115〕	38,551	〔22,962〕	17,031	〔15,706〕	67,684	35	
	1,326,394	〔545,241〕	69,426	〔68,115〕	38,551	〔22,962〕	(17,031	〔15,706〕	(67,684)	(35)	
計	1,326,394	〔545,241〕	69,426	〔68,115〕	38,551	〔22,962〕	17,031	〔15,706〕	67,684	35	
	1,326,394	〔545,241〕	69,426	〔68,115〕	38,551	〔22,962〕	(17,031	〔15,706〕	(67,684)	(35)	

スポーツ施設等	スポーツ施設	講堂	厚生補導施設	大学全体
	22,045 ㎡	－㎡	18,255 ㎡	

経費の見積り及び維持方法の概要 区分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
経費の見積り 教員１人当り研究費等		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	国費（運営費交付金）による
共同研究費等		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
図書購入費	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
設備購入費	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
学生１人当り納付金		第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
学生納付金以外の維持方法の概要		該当なし						

大学等の名称	熊本大学

学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
文学部			(3年次)			1.08 《1.02》		熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	
総合人間学科	4	55		220	学士（文学）	1.09 《1.05》	平成17年度		
歴史学科	4	35		140	学士（文学）	1.09 《1.04》	平成17年度		
文学科	4	50	10	200	学士（文学）	1.04 《0.97》	平成17年度		
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ情報学科	4	30		120	学士（文学）	1.30 《1.19》	平成17年度		
教育学部						1.05		熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	
学校教育教員養成課程	4	220	－	880	学士（教育学）	1.05	令和4年度		令和4年度入学定員減（△10人）
小学校教員養成課程	4	－	－	－	学士（教育学）	－	平成24年度		令和4年度より学生募集停止
中学校教員養成課程	4	－	－	－	学士（教育学）	－	平成24年度		令和4年度より学生募集停止
特別支援教育教員養成課程	4	－	－	－	学士（教育学）	－	平成19年度		令和4年度より学生募集停止
養護教諭養成課程	4	－	－	－	学士（教育学）	－	昭和52年度		令和4年度より学生募集停止
法学部			(3年次)			1.04 《1.00》		熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	令和6年度から情報融合学環（学部等連係課程実施基本組織）に入学定員10名を活用
法学科	4	210	10	860	学士（法学）	1.04 《1.00》	平成16年度		
理学部						1.09 《1.03》		熊本市中央区黒髪２丁目３９－１	令和6年度から情報融合学環（学部等連係課程実施基本組織）に入学定員10名を活用
理学科	4	200	－	800	学士（理学）	1.09 《1.03》	平成16年度		
医学部			(3年次)						
医学科	6	109	－	665	学士（医学）	1.06 《1.02》	昭和24年度	熊本市中央区本荘１丁目１－１	令和7年度臨時定員増（4人）
保健学科	4	144	16	608	学士（看護学）， 学士（保健学）	1.01 《0.98》	平成15年度	熊本市中央区九品寺４丁目２４－１	
薬学部								熊本市中央区大江本町５－１	
薬学科	6	55	－	330	学士（薬学）	1.06 《1.03》	平成18年度		
創薬・生命薬科学科	4	35	－	140	学士（創薬科学）， 学士（生命薬科学）	1.11 《1.07》	平成18年度		
工学部			(3年次)			1.10 《1.04》		熊本市中央区黒髪２丁目３９－１	
土木建築学科	4	124	10	516	学士（工学）	1.08 《1.04》	平成30年度		令和6年度から情報融合学環（学部等連係課程実施基本組織）に入学定員6名を活用
機械数理工学科	4	108	10	457	学士（工学）	1.13 《1.05》	平成30年度		令和6年度から情報融合学環（学部等連係課程実施基本組織）に入学定員7名を活用、令和6年度入学定員減（△1人）、令和6年度3年次編入学定員減（△2人）
情報電気工学科	4	132	20	634	学士（工学）	1.11 《1.04》	平成30年度		令和6年度から情報融合学環（学部等連係課程実施基本組織）に入学定員20名を活用、令和6年度入学定員減（△17人）、令和6年度3年次編入学定員減（△15人）
材料・応用化学科	4	129	5	535	学士（工学）	1.07 《1.02》	平成30年度		令和6年度から情報融合学環（学部等連係課程実施基本組織）に入学定員7名を活用、令和6年度入学定員減（△2人）、令和6年度3年次編入学定員減（△3人）

既設大学等の状況	半導体デバイス工学課程	4	20	20	80	学士（工学）	1.13	令和6年度		
	情報融合学環	4	60	－	120	学士（情報学）	1.11	令和6年度	熊本市中央区黒髪２丁目３９－１	
	大学院教育学研究科（専門職学位課程）									
	教職実践開発専攻	2	30	－	60	教職修士（専門職）	1.10	令和2年度	熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	
	大学院社会文化科学教育部（博士前期課程）						1.43		熊本市中央区黒髪２丁目４０－１	
	法政・紛争解決学専攻	2	14	－	25	修士（法学），修士（公共政策学），修士（学術）	1.76	平成31年度		
	現代社会人間学専攻	2	18	－	36	修士（文学），修士（法学），修士（学術）	1.14	平成20年度		
	文化学専攻	2	18	－	36	修士（文学），修士（学術）	1.17	平成20年度		
	教授システム学専攻	2	15	－	30	修士（教授システム学），修士（学術）	1.83	平成20年度		
	（博士後期課程）						1.31			
	人間・社会科学専攻	3	6	－	18	博士（文学），博士（法学），博士（公共政策学），博士（学術）	1.50	平成20年度		
	文化学専攻	3	6	－	18	博士（文学），博士（学術）	0.50	平成20年度		
	教授システム学専攻	3	3	－	9	博士（学術）	2.56	平成20年度		
	大学院自然科学研究科（博士後期課程）								熊本市中央区黒髪２丁目３９－１	
	情報電気電子工学専攻	3	－	－	－	博士（工学），博士（学術）	－	平成18年度		平成30年度より学生募集停止
	大学院自然科学教育部（博士前期課程）						1.07		熊本市中央区黒髪２丁目３９－１	
	理学専攻	2	110	－	220	修士（理学），修士（学術）	0.89	平成30年度		
	土木建築学専攻	2	75	－	150	修士（工学），修士（学術）	1.39	平成30年度		
	機械システム工学専攻	2	55	－	55	修士（工学），修士（学術）	1.18	令和7年度		
	機械数理工学専攻	2	－	－	－	修士（工学），修士（学術）	－	平成30年度		令和7年度より学生募集停止
	電気電子工学専攻	2	63	－	63	修士（工学），修士（学術）	0.95	令和7年度		
	情報電気工学専攻	2	－	－	－	修士（工学），修士（学術）	－	平成30年度		令和7年度より学生募集停止
	材料・応用化学専攻	2	90	－	180	修士（工学），修士（学術）	1.12	平成30年度		
	半導体・情報数理専攻	2	120	－	120	修士（工学），修士（情報学）	0.93	令和7年度		
	（博士後期課程）						0.94			
	理学専攻	3	12	－	36	博士（理学），博士（学術）	1.00	平成30年度		
	工学専攻	3	24	－	116	博士（工学），博士（学術）	1.03	平成30年度		
	半導体・情報数理専攻	3	22	－	22	博士（工学），博士（情報学）	0.36	令和7年度		
	大学院医学教育部（修士課程）								熊本市中央区本荘１丁目１－１	
	医科学専攻	2	20	－	40	修士（医科学），修士（健康生命科学）	0.90	平成15年度		
	（博士課程）									
	医学専攻	4	88	－	352	博士（医学），博士（生命科学），博士（健康生命科学）	1.12	平成20年度		
	大学院保健学教育部（博士前期課程）								熊本市中央区九品寺４丁目２４－１	

	保健学専攻	2	24	－	48	修士（保健学）， 修士（看護学）	0.85	平成22年度		
	（博士後期課程） 保健学専攻	3	6	－	18	博士（保健学）， 博士（看護学）	1.28	平成22年度		
	大学院薬学教育部 （博士前期課程） 創薬・生命薬科学専攻	2	35	－	70	修士（薬科学）， 修士（健康生命科学）	0.97	平成22年度	熊本市中央区大江本町５－１	
	（博士後期課程） 創薬・生命薬科学専攻	3	10	－	30	博士（薬科学）， 博士（生命科学）， 博士（健康生命科学）	1.63	平成24年度		
	（博士課程） 医療薬学専攻	4	8	－	32	博士（薬学）	0.91	平成24年度		

名　　称：教育学部附属幼稚園
目　　的：附属学校は、教育基本法及び学校教育法に規定する教育又は保育を行うとともに、教育学部の教育計画に従って、次に掲げる事項を行うことを目的とする。
(1) 教育理論及び教育の実際に関する研究並びにその実証を行うこと。
(2) 教育学部学生の教育実習の実施及びその指導に当たること。
(3) 地方の教育に協力すること。
所 在 地：熊本県熊本市中央区城東町5番9号
設置年月：昭和24年5月
規 模 等：土地　4,632㎡　建物　1,199㎡

名　　称：教育学部附属小学校
目　　的：附属幼稚園に同じ
所 在 地：熊本県熊本市中央区京町本町5番12号
設置年月：昭和24年5月
規 模 等：土地　51,547㎡　建物　7,282㎡

名　　称：教育学部附属中学校
目　　的：附属幼稚園に同じ
所 在 地：熊本県熊本市中央区京町本町5番12号
設置年月：昭和24年5月
規 模 等：土地　51,547㎡　建物　5,885㎡

名　　称：教育学部附属特別支援学校
目　　的：附属幼稚園に同じ
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪5丁目17番1号
設置年月：昭和40年4月
規 模 等：土地　26,375㎡　建物　4,164㎡

名　　称：病院
目　　的：診療を通して医学の教育及び研究に資することを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区本荘1丁目1番1号
設置年月：昭和24年5月
規 模 等：土地　82,463㎡　建物　111,388㎡

名　　称：大学院生命科学研究部附属グローバル天然物科学研究センター
目　　的：薬用植物資源を活用した教育及び研究を行い、薬学の視点に立った環境問題への取組を通して、薬学の発展を図ることを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区大江本町5番1号
設置年月：平成22年4月
規 模 等：土地　51,264㎡　建物　340㎡

名　　称：発生医学研究所
目　　的：発生学の視点から様々な生命現象を解明し、医学に貢献することを目指す発生医学の研究活動を、分子、細胞、組織、器官、個体へと連続する観点から、統合的に推進することを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号
設置年月：平成21年4月
規 模 等：土地　25,088㎡　建物　6,293㎡

名　　称：産業ナノマテリアル研究所
目　　的：未来材料“二次元マテリアル”を核として理論から産業実装化を目指した世界に類のない研究所として、新たな研究領域への展開、および産業振興・地域活性化を推進することを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
設置年月：令和2年4月

	規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　　4,356㎡ 名　　称：ヒトレトロウイルス学共同研究センター 目　　的：世界的課題である難治性ウイルス（HIV-1、HTLV-1、HBV及びその他の関連するウイルスをいう。）感染症について、本学と鹿児島大学の強みを統合することで、両大学が有する資源を有効に活用し、感染病態の基礎研究を基に、感染予防と治癒を目指した世界的・全学的な研究及び教育の総合的推進を図ることを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号 設置年月：平成31年4月 規 模 等：土地　25,088㎡　　建物　　2,165㎡ 名　　称：研究開発戦略本部 目　　的：研究から研究成果の社会実装までの一貫した研究サポート・マネジメントを行うことにより、熊本大学の研究力の向上を図るとともに、地域課題の解決に貢献することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 設置年月：令和7年4月 規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　　5,362㎡ 名　　称：グローバル推進機構 目　　的：グローバル戦略の企画立案を行い、教育研究における国際交流を推進するとともに、グローバル人材の育成及び地域社会のグローバル化に貢献することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 設置年月：平成27年3月 規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　　2,078㎡ 名　　称：大学教育統括管理運営機構 目　　的：教養教育を含む学士課程教育及び大学院課程教育の理念及び目的が達成されるよう、大学教育を統括するとともに教養教育の円滑な運営・実施及び戦略的な入学者選抜の企画・立案を行うことを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 設置年月：平成28年6月 規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　　427㎡
附属施設の概要	名　　称：先進軽金属材料国際研究機構 目　　的：富山大学と連携し、リソースの有効活用と相互補完によるマグネシウム・アルミニウム研究の強化、チタン研究の育成、マグネシウム・アルミニウム・チタンの融合研究の促進および軽金属モノづくり高度人材育成を図り、日本の科学技術と産業の発展に貢献することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号 設置年月：令和3年4月 規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　　2,431㎡ 名　　称：半導体・デジタル研究教育機構 目　　的：熊本大学における半導体分野及びデータサイエンスを含むデジタルトランスフォーメーション分野の研究教育機能を集約することにより、各分野の研究の高度化及び高度な知見を有する人材の育成を図り、もって地域産業の強靱化に資することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1 設置年月：令和5年4月 規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　　10,639㎡ 名　　称：国際先端医学研究機構 目　　的：国際的な先端医学研究、人材発掘及び人材育成を行い、本学の生命科学分野の基礎研究から臨床応用並びに国際レベルの研究力及び教育力の向上を図ることを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号 設置年月：平成27年4月 規 模 等：土地　25,088㎡　　建物　　982㎡ 名　　称：キャンパスミュージアム推進機構 目　　的：熊本大学の各キャンパスにおいて保有する歴史的・文化的な展示資材・施設の全学的な連携により、重要文化財等の効果的な展示及び情報発信の強化を図り、キャンパス全体のミュージアム化を推進することを目的とする。 所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 設置年月：令和6年4月 規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　　2,225㎡ 名　　称：永青文庫研究センター 目　　的：永青文庫資料をはじめとする熊本藩関係資料の総合的な研究を通じて当該資料に立脚した拠点的研究を組織するとともに、文化行政機関等との連携によって地域文化振興に貢献することを目的とする。

所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号
設置年月：平成29年4月
規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　　117㎡

名　　称：くまもと水循環・減災研究教育センター
目　　的：先進的な地下水循環、沿岸環境及び減災型社会システムに関する研究を推進することで、学生及び社会人の人材育成を行うとともに、その成果を国内外に発信・展開することを通じて地域と国際社会に貢献することを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
設置年月：平成29年4月
規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　　2,410㎡

名　　称：先進マグネシウム国際研究センター
目　　的：我が国のマグネシウム研究を牽引し、マグネシウム合金に関する世界的研究拠点として、地域のみならず、我が国さらには世界の科学技術の発展及び産業の活性化に貢献することを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
設置年月：平成23年12月
規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　　2,431㎡

名　　称：生命資源研究・支援センター
目　　的：遺伝子改変動物その他の研究資源及びこれらの研究資源情報の利用等をとおして、諸科学分野の教育研究の総合的推進に資することを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区本荘2丁目2番1号
設置年月：平成15年4月
規 模 等：土地　25,088㎡　　建物　15,322㎡

名　　称：環境安全センター
目　　的：環境管理及び安全管理に係る教育研究の推進及び啓発を図ることにより、良好な教育研究環境及び教育研究活動等における職員、学生等の安全を確保することを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号
設置年月：平成18年4月
規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　　477㎡

名　　称：埋蔵文化財調査センター
目　　的：本学に所在する遺跡を発掘調査するとともに、出土した埋蔵文化財を記録、研究、保存及び活用することを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
設置年月：平成23年10月
規 模 等：土地　115,176㎡　　建物　　514㎡

名　　称：保健センター
目　　的：学生及び職員の保健管理に関する専門的業務を一体的に行い、心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。
所 在 地：熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号
設置年月：平成16年4月
規 模 等：土地　169,619㎡　　建物　　579㎡

熊本大学　設置申請に係わる組織の移行表

令和7年度（2025年度）	入学定員	編入学定員	収容定員	令和8年度（2026年度）	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
熊本大学				熊本大学				
文学部		3年次		文学部		3年次		
				人文科学科	170	－	680	学科の設置（事前相談） 共創学環の内数【10】
総合人間学科	55	－	220		0	－	0	令和8年4月学生募集停止
歴史学科	35	－	140		0	－	0	令和8年4月学生募集停止
文学科	50	－	200		0	－	0	令和8年4月学生募集停止
コミュニケーション情報学科	30	－	120		0	－	0	令和8年4月学生募集停止
（学部共通）	－	10	20		－	0	0	令和8年4月学生募集停止
教育学部				教育学部				
				共同教員養成課程	140	－	560	学科の設置（事前相談）
				養護教諭養成課程	30	－	120	学科の設置（事前相談）
学校教育教員養成課程	220	－	880		0	－	0	令和8年4月学生募集停止
法学部				法学部				
		3年次				3年次		
法学科	210	10	860	法学科	210	10	860	情報融合学環の内数【10】 共創学環の内数【10】
理学部				理学部				
理学科	200	－	800	理学科	200	－	800	情報融合学環の内数【10】 共創学環の内数【10】
医学部				医学部				
医学科（6年制）	109	－	659	医学科（6年制）	109	－	634	医学部臨時定員（令和8年度入学定員4名増員）に伴う収容定員変更
		3年次				3年次		
保健学科	144	16	608	保健学科	144	16	608	
薬学部				薬学部				
薬学科（6年制）	55	－	330	薬学科（6年制）	55	－	330	
創薬・生命薬科学科	35	－	140	創薬・生命薬科学科	35	－	140	
工学部				工学部				
		3年次				3年次		
土木建築学科	124	10	516	土木建築学科	137	10	568	定員変更（13） 情報融合学環の内数【6】 共創学環の内数【13】
機械数理工学科	108	10	452	機械数理工学科	119	10	496	定員変更（11） 情報融合学環の内数【7】 共創学環の内数【11】
情報電気工学科	132	20	568	情報電気工学科	145	20	620	定員変更（13） 情報融合学環の内数【20】 共創学環の内数【13】
材料・応用化学科	129	5	526	材料・応用化学科	142	5	578	定員変更（13） 情報融合学環の内数【7】 共創学環の内数【13】
半導体デバイス工学課程	20	20	120	半導体デバイス工学課程	20	20	120	
情報融合学環	【60】		【240】	情報融合学環	【60】		【240】	
				共創学環	【80】		【320】	学部等連係課程実施基本組織の設置 （事前相談）
		3年次				3年次		
計	1,656	101	7,159	計	1,656	91	7,114	
熊本大学大学院				熊本大学大学院				
教育学研究科				教育学研究科				
教職実践開発専攻（P）	30	－	60	教職実践開発専攻（P）	30	－	60	
社会文化科学教育部				社会文化科学教育部				
法政・紛争解決学専攻（M）	14	－	25	法政・紛争解決学専攻（M）	14	－	25	
現代社会人間学専攻（M）	18	－	36	現代社会人間学専攻（M）	18	－	36	
文化学専攻（M）	18	－	36	文化学専攻（M）	18	－	36	
教授システム学専攻（M）	15	－	30	教授システム学専攻（M）	15	－	30	
人間・社会科学専攻（D）	6	－	18	人間・社会科学専攻（D）	6	－	18	
文化学専攻（D）	6	－	18	文化学専攻（D）	6	－	18	
教授システム学専攻（D）	3	－	9	教授システム学専攻（D）	3	－	9	
自然科学教育部				自然科学教育部				
理学専攻（M）	110	－	220	理学専攻（M）	110	－	220	
土木建築学専攻（M）	75	－	150	土木建築学専攻（M）	75	－	150	
機械システム工学専攻（M）	55	－	110	機械システム工学専攻（M）	55	－	110	
電気電子工学専攻（M）	63	－	126	電気電子工学専攻（M）	63	－	126	
材料・応用化学専攻（M）	90	－	180	材料・応用化学専攻（M）	90	－	180	
半導体・情報数理専攻（M）	120	－	240	半導体・情報数理専攻（M）	120	－	240	
理学専攻（D）	12	－	36	理学専攻（D）	12	－	36	
工学専攻（D）	24	－	72	工学専攻（D）	24	－	72	
半導体・情報数理専攻（D）	22	－	66	半導体・情報数理専攻（D）	22	－	66	
医学教育部				医学教育部				
医科学専攻（M）	20	－	40	医科学専攻（M）	20	－	40	
医学専攻（4年制D）	88	－	352	医学専攻（4年制D）	88	－	352	
保健学教育部				保健学教育部				
保健学専攻（M）	24	－	48	保健学専攻（M）	24	－	48	
保健学専攻（D）	6	－	18	保健学専攻（D）	6	－	18	
薬学教育部				薬学教育部				
創薬・生命薬科学専攻（M）	35	－	70	創薬・生命薬科学専攻（M）	35	－	70	
創薬・生命薬科学専攻（D）	10	－	30	創薬・生命薬科学専攻（D）	10	－	30	
医療薬学専攻（4年制D）	8	－	32	医療薬学専攻（4年制D）	8	－	32	
計	872	－	2,022	計	872	－	2,022	

校地校舎等の図面
（熊本大学位置図）

国立大学法人熊本大学（本荘地区）
熊本県熊本市中央区本荘1丁目1-1

交通案内（本荘地区）

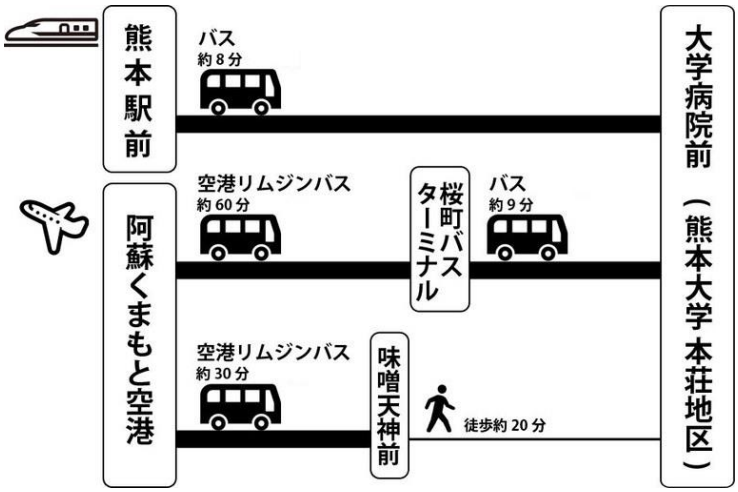

熊本駅前から（2.5km）
都市バス：第一環状線等（大学病院・大江渡鹿経由）「大学病院前」下車

阿蘇くまもと空港から（18km）
空港リムジンバス：「桜町バスターミナル」（2番のりば、P）経由 「大学病院前」下車
または 「味噌天神前」下車 徒歩約20分

○熊本大学学則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日学則第 2 号）

改正　平成 17 年 3 月 24 日学則第 2 号　平成 17 年 12 月 22 日学則第 4 号　平成 18 年 2 月 23 日学則第 2 号
平成 18 年 9 月 7 日学則第 6 号　平成 18 年 10 月 26 日学則第 9 号　平成 18 年 10 月 26 日学則第 10 号
平成 18 年 11 月 30 日学則第 12 号　平成 19 年 2 月 22 日学則第 3 号　平成 19 年 3 月 22 日学則第 5 号
平成 19 年 9 月 27 日学則第 7 号　平成 20 年 1 月 24 日学則第 2 号　平成 20 年 3 月 27 日学則第 5 号
平成 20 年 9 月 25 日学則第 6 号　平成 20 年 11 月 27 日学則第 8 号　平成 21 年 3 月 26 日学則第 2 号
平成 21 年 12 月 24 日学則第 5 号　平成 22 年 2 月 24 日学則第 1 号　平成 22 年 3 月 24 日学則第 4 号
平成 22 年 6 月 24 日学則第 7 号　平成 22 年 9 月 30 日学則第 9 号　平成 23 年 2 月 24 日学則第 1 号
平成 23 年 5 月 26 日学則第 4 号　平成 23 年 7 月 28 日学則第 6 号　平成 23 年 9 月 22 日学則第 8 号
平成 23 年 11 月 24 日学則第 10 号　平成 24 年 3 月 22 日学則第 2 号　平成 24 年 11 月 29 日学則第 6 号
平成 25 年 2 月 28 日学則第 2 号　平成 25 年 7 月 25 日学則第 5 号　平成 26 年 4 月 25 日学則第 3 号
平成 26 年 11 月 27 日学則第 6 号　平成 27 年 1 月 22 日学則第 1 号　平成 27 年 2 月 27 日学則第 4 号
平成 27 年 3 月 26 日学則第 6 号　平成 27 年 6 月 25 日学則第 9 号　平成 28 年 1 月 28 日学則第 2 号
平成 28 年 2 月 24 日学則第 4 号　平成 28 年 3 月 24 日学則第 6 号　平成 28 年 5 月 26 日学則第 8 号
平成 28 年 9 月 23 日学則第 9 号　平成 29 年 2 月 23 日学則第 2 号　平成 29 年 11 月 24 日学則第 5 号
平成 30 年 3 月 22 日学則第 2 号　平成 30 年 4 月 26 日学則第 5 号　平成 30 年 9 月 27 日学則第 6 号
平成 30 年 12 月 27 日学則第 9 号　平成 31 年 2 月 28 日学則第 2 号　平成 31 年 3 月 28 日学則第 5 号
令和元年 5 月 7 日学則第 7 号　令和 2 年 2 月 27 日学則第 2 号　令和 2 年 3 月 26 日学則第 4 号
令和 2 年 9 月 24 日学則第 5 号　令和 2 年 10 月 2 日学則第 7 号　令和 3 年 2 月 24 日学則第 2 号
令和 3 年 4 月 22 日学則第 4 号　令和 4 年 3 月 24 日学則第 2 号　令和 4 年 9 月 22 日学則第 6 号
令和 5 年 2 月 22 日学則第 2 号　令和 5 年 3 月 23 日学則第 4 号　令和 5 年 7 月 27 日学則第 5 号
令和 6 年 1 月 25 日学則第 1 号　令和 6 年 3 月 28 日学則第 3 号　令和 7 年 3 月 27 日学則第 2 号

目次

第 1 章　総則
第 1 節　目的(第 1 条)
第 2 節　教育研究組織等(第 2 条－第 14 条)
第 3 節　職員組織(第 15 条－第 16 条の 2)
第 2 章　学部等通則
第 1 節　修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日(第 17 条－第 22 条)
第 2 節　入学(第 23 条－第 33 条)
第 3 節　教育課程の編成、履修方法及び単位認定等(第 34 条－第 46 条)
第 4 節　休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍(第 47 条－第 55 条)
第 5 節　健康管理(第 56 条・第 57 条)
第 6 節　卒業(第 58 条－第 62 条)
第 7 節　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生(第 63 条－第 76 条)

第8節　授業料等(第77条－第87条)
第9節　賞罰(第88条・第89条)
第10節　寄宿舎(第90条)
第11節　特別の課程(第91条)
附則

第1章　総則

第1節　目的

(教育研究上の目的)

第1条　熊本大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。

2　学部及び学環の教育研究上の目的は、それぞれの学部又は学環の規則で定め、公表するものとする。

第2節　教育研究組織等

(学部、学科、課程及び収容定員)

第2条　本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。

文学部　人文科学科
教育学部　共同教員養成課程　養護教諭養成課程
法学部　法学科
理学部　理学科
医学部　医学科　保健学科
薬学部　薬学科　創薬・生命薬科学科
工学部　土木建築学科　機械数理工学科　情報電気工学科　材料・応用化学科　半導体デバイス工学課程

2　収容定員は、別に定める。

3　学部に関する規則は、別に定める。

(学環及び収容定員)

第3条　本学に、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第41条第1項に規定する学部等連係課程実施基本組織として、次の学環を置く。

情報融合学環
共創学環

2　収容定員は、別に定める。

3　情報融合学環に関する規則は、別に定める。

(専攻科)

第４条　本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

２　専攻科に関する規則は、別に定める。

（別科）

第５条　本学に、養護教諭特別別科を置く。

２　別科に関する規則は、別に定める。

（大学院）

第６条　本学に、大学院を置き、次の研究科並びに研究部及び教育部を置く。

教育学研究科

人文社会科学研究部

先端科学研究部

生命科学研究部

社会文化科学教育部

自然科学教育部

医学教育部

保健学教育部

薬学教育部

２　大学院に関する規則は、別に定める。

（研究所）

第６条の２　本学に、次の研究所を置く。

発生医学研究所

産業ナノマテリアル研究所

２　研究所に関する規則は、別に定める。

（病院）

第６条の３　本学に、病院を置く。

２　病院に関する規則は、別に定める。

（附属学校）

第７条　本学に、教育学部附属の次の学校を置く。

附属幼稚園　附属小学校　附属中学校　附属特別支援学校

２　附属学校に関する規則は、別に定める。

（学部附属の教育研究施設等）

第８条　本学に、次の学部、研究部、教育部又は研究所に附属する教育施設及び研究施設を置く。

文学部　　漱石・八雲教育研究センター　国際マンガ学教育研究センター

教育学部　教育実践総合センター

法学部　　地域の法と公共政策教育研究センター

工学部　　工学研究機器センター　グローバル人材基礎教育センター

大学院人文社会科学研究部	国際人文社会科学研究センター
大学院先端科学研究部	イノベーション研究教育センター　生物環境農学国際研究センター
大学院生命科学研究部	エコチル調査南九州・沖縄ユニットセンター　臨床医学教育研究センター　健康長寿代謝制御研究センター　グローバル天然物科学研究センター　生体情報研究センター　ワクチン開発研究センター
大学院自然科学教育部	総合科学技術共同教育センター
発生医学研究所	臓器再建研究センター　高深度オミクス研究センター

2　教育施設及び研究施設に関する規則は、別に定める。

（研究開発戦略本部）

第８条の２　本学に、研究開発戦略本部を置く。

2　研究開発戦略本部に関する規則は、別に定める。

第８条の３　削除

（グローバル推進機構）

第８条の４　本学に、グローバル推進機構を置く。

2　グローバル推進機構に関する規則は、別に定める。

（大学教育統括管理運営機構）

第８条の５　本学に、大学教育統括管理運営機構を置く。

2　本学に、大学教育統括管理運営機構に附属する次の教育施設及び研究施設を置く。

多言語文化総合教育センター

教職総合センター

3　大学教育統括管理運営機構及び附属施設に関する規則は、別に定める。

（先進軽金属材料国際研究機構）

第８条の６　本学に、先進軽金属材料国際研究機構を置く。

2　先進軽金属材料国際研究機構に関する規則は、別に定める。

（半導体・デジタル研究教育機構）

第８条の７　本学に、半導体・デジタル研究教育機構を置く。

2　本学に、半導体・デジタル研究教育機構の附属施設として、情報統括センターを置く。

3　半導体・デジタル研究教育機構及び情報統括センターに関する規則は、別に定める。

（キャンパスミュージアム推進機構）

第８条の８　本学に、キャンパスミュージアム推進機構を置く。

2　キャンパスミュージアム推進機構に関する規則は、別に定める。

（国際先端医学研究機構）

第８条の９　本学に、国際先端医学研究機構を置く。

2　国際先端医学研究機構に関する規則は、別に定める。

（学内共同教育研究施設）

第 9 条　本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

永青文庫研究センター

くまもと水循環・減災研究教育センター

先進マグネシウム国際研究センター

生命資源研究・支援センター

環境安全センター

埋蔵文化財調査センター

2　学内共同教育研究施設に関する規則は、別に定める。

（ヒトレトロウイルス学共同研究センター）

第 10 条　本学に、ヒトレトロウイルス学共同研究センターを置く。

2　ヒトレトロウイルス学共同研究センターに関する規則は、別に定める。

（附属図書館）

第 11 条　本学に、附属図書館を置く。

2　附属図書館に関する規則は、別に定める。

（保健センター）

第 12 条　本学に、保健センターを置く。

2　保健センターに関する規則は、別に定める。

第 13 条　削除

（その他の組織）

第 14 条　本学に、本節に定めるもののほか、必要な教育研究組織等を置くことができる。

第 3 節　職員組織

（職員）

第 15 条　本学に、学長及び副学長を置き、学部（学環を含む。第 6 項において同じ。）に学部長（学環にあっては学環長。第 6 項において同じ。）を、研究科（研究部及び教育部を含む。第 6 項において同じ。）に研究科長（研究部にあっては研究部長、教育部にあっては教育部長。第 6 項において同じ。）を置く。

2　本学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。

3　前 2 項に定めるもののほか、本学に事務職員、技術職員、医療職員その他必要な職員を置く。

4　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

5　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

6　学部長及び研究科長は、学部又は研究科に関する校務をつかさどる。

7　教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

8　准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9　専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
10　助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
11　助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
12　第3項に規定する職員の職務については、別に定める。
第16条　附属学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。
2　前項に定めるもののほか、附属学校に主幹教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
3　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
4　教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の教育をつかさどる。
5　教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
6　主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童等の教育をつかさどる。
7　教諭は、児童等の教育をつかさどる。
8　養護教諭は、児童等の養護をつかさどる。
9　栄養教諭は、児童等の栄養の指導及び管理をつかさどる。
(職員の協働)
第16条の2　本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、職員相互の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、協働により職務を行うものとする。

第2章　学部等通則

第1節　修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)
第17条　学部及び学環の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科においては6年とする。
(長期にわたる教育課程の履修)
第17条の2　学部及び学環は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)
第18条　第69条に定める科目等履修生及び第91条に定める特別の課程履修生として、本学で一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数その他の事項を勘案して、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。
(在学期間)
第19条　在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

2　前項の規定にかかわらず、理学部及び工学部の在学期間は、6年を超えることができない。
3　第17条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修が認められた学生の在学期間については、学部規則又は学環規則の定めるところによる。

(学年)

第20条　学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条　学年を次の2期に分ける。

前学期　4月1日から9月30日まで

後学期　10月1日から翌年3月31日まで

2　前項に規定する学期の期間は、前半及び後半に分けることができる。
3　前2項に規定する学期の区分及び期間は、学部又は学環の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)

第22条　定期休業日は、次のとおりとする。

(1)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
(2)　日曜日及び土曜日
(3)　開学記念日　11月1日
(4)　春季休業　4月1日から4月3日まで
(5)　夏季休業　8月11日から9月30日まで
(6)　冬季休業　12月25日から翌年1月10日まで

2　臨時休業日は、必要に応じて学長がその都度定める。
3　春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部又は学環の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

第2節　入学

(入学時期)

第23条　入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第24条　入学資格者は、学教法第90条第1項及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。)第150条の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
(3)　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8)　学教法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの

(9)　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

(入学志願手続)

第 25 条　入学志願者は、所定の検定料を添え、別に定める志願手続により願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 26 条　入学志願者については、選考を行う。

2　前項の選考方法については、別に定める。

(合格者の決定)

第 27 条　前条の選考による合格者の決定は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(入学の許可)

第 28 条　合格者が、指定の期日までに、所定の入学料を納付したときは、学長は、その入学を許可する。

2　合格者が、入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合は、前項の規定にかかわらず、学長は、その入学を許可する。

(入学の手続)

第 29 条　入学を許可された者は、指定の期日までに、所定の誓約書及び保証書を提出しなければならない。

2　入学を許可された者が、正当な理由がなくて、指定の期日までに前項の手続をとらないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(再入学・編入学・転入学)

第 30 条　次の各号のいずれかに該当する者が、再入学、編入学又は転入学を志願するときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可することができる。

(1)　願いにより退学した者又は第 55 条第 1 号、第 4 号、第 5 号若しくは第 6 号に該当し学籍を除かれた者で、退学又は除籍後 2 年以内に再入学を願い出たもの

(2)　学教法施行規則第155条第1項第7号の規定により、医学を履修する博士課程に入学した者で同課程を修了し、又は単位取得退学後若しくは願いによる退学後、速やかに医学部へ再入学を願い出たもの

(3)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を願い出たもの

(4)　専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で編入学を願い出たもの

(5)　高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を願い出たもの

(6)　大学を卒業した者で、編入学を願い出たもの

(7)　学教法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で編入学を願い出たもの

(8)　大学に2年以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、願いにより退学した者で、編入学を願い出たもの

(9)　外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で編入学を願い出たもの

(10)　外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を願い出たもの

(11)　学教法施行規則附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者で、編入学を願い出たもの

(12)　構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第14条第1項の認定に係る職業能力開発短期大学校において行う特定高度職業訓練(同項に規定する特定高度職業訓練をいう。)を修了した者(学教法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるもののうち、編入学を願い出たもの

(13)　他の大学の学生で、転入学を願い出たもの

2　前項により入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、教授会において行う。

(第3年次編入学)

第31条　第3年次に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、学長は、入学を許可する。

2　前項により入学を許可された者の既修得単位の認定は、教授会において行う。

(再入学、編入学又は転入学を許可された者の在学期間)

第32条　前2条により入学を許可された者の在学期間は、第19条の規定にかかわらず、在学年数の2倍を超えることができない。

2　前項の規定にかかわらず、第19条第2項の規定により、修業年限の2倍に満たない在学期間を定める学部にあっては、学部規則の定めるところによる。

(適用規定)

第33条　第23条、第25条及び第27条から第29条までの規定は、第30条及び第31条により入学する者に適用する。

第3節　教育課程の編成、履修方法及び単位認定等

(教育課程の編成方針)

第34条　各学部及び学環は、学教法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、教養教育に関する授業科目及び必要に応じ他の学部又は学環が開設する授業科目を含めて体系的に教育課程を編成するものとする。

2　教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3　教養教育に関する授業は、全学協力の下に大学教育統括管理運営機構が行う。

(共同教育課程の編成)

第34条の2　本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第1項の規定にかかわらず、大学設置基準第43条第1項に規定する共同教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。

2　第2条第1項に規定する共同教員養成課程は、前項の規定に基づき、佐賀大学との共同教育課程として編成する。

(連携開設科目)

第34条の3　本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第34条第1項の規定にかかわらず、大学設置基準第19条の2第1項第2号に規定する大学等連携推進法人の社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目(以下「連携開設科目」という。)を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

(教育課程の編成方法等)

第35条　本学の教育課程は、基礎科目、教養科目及び教職科目からなる専門教育により編成する。

2　教養教育及び専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に適切に配当するものとする。

3　第1項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4　第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修方法)

第36条　各学部及び学環の学生は、当該学部又は学環所定の教育課程を履修しなければならない。

2　教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、熊本大学教養教育履修規則(平成16年4月1日制定)及び学部規則又は学環規則の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第37条　学部及び学環は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2　学部及び学環は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業の聴講等)

第38条　授業の聴講等は、所定の手続を経なければならない。

2　他の学部又は学環の授業の聴講等には、特に規定する場合を除き、所属する学部又は学環の長及び授業の聴講等を希望する学部又は学環の長の承認を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第38条の2　学生が、本学大学院へ入学を希望するときは、本学大学院の研究科又は教育部の授業科目を履修することを認めることができる。

2　前項の研究科又は教育部の授業科目の履修には、所属する学部又は学環の長及び当該研究科又は教育部の長の承認を受けなければならない。

3　前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第39条　授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法(講義、演習、実験、実習又は実技の授業)に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第39条の2　学部及び学環は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　学部及び学環は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与)

第40条　一つの授業科目を履修した者には、学力試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第41条　第35条第3項及び第4項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。ただし、124単位を超える単位数を卒業要件とする学部又は学環にあっては、別に定める。

2　第43条から第45条までの規定により修得した単位数のうち、前項の授業方法により修得した単位は、同項に定める単位数の中に算入するものとする。

(1年間の授業期間)

第42条　1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第42条の2　学生が共同教育課程を編成する他の大学において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、本学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第42条の3　学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第43条　教育上有益と認めるときは、学生が他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目(共同教育課程に係る授業科目及び連携開設科目を除く。)について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。休学期間中の履修についても、同様とする。

2　前項の規定により学生が修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3　前2項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4　前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2　前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い等)

第45条　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した単位(大学設置基準第31条第1項及

び第2項の規定により修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する大学以外の教育施設等における学修を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3　前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

第46条　前3条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて60単位を超えないものとする。

2　前3条の規定による単位の認定は、教授会において行う。

第4節　休学、転部、転科、転課程、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第47条　疾病その他やむを得ない理由により、2か月以上修学することができない者は、所定の休学願により、学部長又は学環長を経て、学長に休学を願い出なければならない。ただし、疾病のため休学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2　前項の場合、学長は、その学期又は学年に限り、これを許可することができる。

第48条　疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第49条　休学は、更新することができる。ただし、その期間は、通算して修業年限を超えることができない。

2　第30条及び第31条により入学を許可された者並びに第51条により転部、転科又は転課程(以下「転部等」という。)を許可された者の休学期間は、前項ただし書の規定にかかわらず、通算して在学年数に相当する年数を超えることができない。

3　休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第50条　休学期間中に復学しようとする者は、所定の復学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため休学していた場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2　前項の場合、学長は、これを許可する。

3　休学期間を満了して復学する場合も、期間満了1か月前に、第1項に準じて願い出なければならない。

(転部、転科及び転課程)

第51条　他の学部又は学環に転部等を志願する者があるときは、教育上支障のない場合に限り、別に定めるところにより、学長が許可する。

2　前項により転部等を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、転部等後の学部又は学環の教授会において行う。

3　第1項により転部等を許可された者の在学期間は、第19条第1項の規定にかかわらず、在学年数の2倍を超えることができない。ただし、修業年限の2倍に満たない在学期間を定める学部にあっては、学部規則の定めるところによる。

(転学)

第52条　他の大学へ転学しようとする者は、所定の転学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。

2　前項の場合、学長は、これを許可する。

(留学)

第53条　外国の大学又は短期大学で学修するため留学を志願する者は、所定の留学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。

2　前項の場合、学長は、これを許可する。

3　留学の期間は、第17条の修業年限に含まれるものとする。

(願いによる退学)

第54条　退学しようとする者は、所定の退学願により、学部長又は学環長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため退学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2　前項の場合、学長は、これを許可する。

(除籍)

第55条　次の各号のいずれかに該当する者は、学部長又は学環長の申し出により、学長がこれを除籍する。

(1)　行方不明の届出のあった者

(2)　第19条、第32条及び第51条第3項に規定する期間を超えた者

(3)　第49条第1項ただし書及び第2項に規定する期間を超えた者

(4)　納付すべき入学料を指定の期日までに納付しない者

(5)　授業料の納付を怠り督促をしても納付しない者

(6)　正当な理由がなくて欠席が長期にわたる者

(7)　成業の見込がないと認められる者

第5節　健康管理

(健康診断)

第56条　学生は、毎年定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

(健康管理上の諸処置)

第57条　前条の健康診断のほか、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又は諸種の検査等を受けなければならない。

2　学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者及び学業の履修が困難と判定される者に対して治療を命じ又は出席を停止させることができる。

第6節　卒業

(卒業の要件)

第58条　卒業の要件は、学部又は学環所定の教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得することとする。

(早期卒業)

第59条　本学の学生(医学及び臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する課程に在学する者を除く。)で本学に、3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)が卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

(学位の授与)

第60条　卒業者には、熊本大学学位規則(平成16年4月1日制定)の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(卒業の認定)

第61条　卒業の認定は、教授会の意見を聴いて、学年又は学期の終わりに学長が行う。

2　前項の規定にかかわらず、単位未修得等のため、卒業の認定を受けることができなかった者については、次学期中にこれを行うことができる。

3　前項の取扱いについては、別に定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第62条　教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教育職員の免許状授与の所要資格の取得については、学部規則又は学環規則の定めるところによる。

第7節　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第63条　本学において、特殊の専門事項について研究しようとする者があるときは、学部又は学環の授業、研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2　入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、学期の中途とすることがある。

第64条　研究生として入学を許可する者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1)　大学を卒業した者(短期大学を含む。)

(2)　旧高等学校令による高等学校及び旧専門学校令による専門学校を卒業した者

(3)　教授会で適当であると認めた者

第65条　研究生として入学を志願する者は、入学願書に研究事項、研究期間及び履歴等を記載し、所定の検定料を添え、学長に願い出なければならない。

第66条　研究生の在学期間は、原則として1年とする。ただし、研究生が研究の都合により在学期間の更新を願い出たときは、これを許可することがある。

第67条　研究生は、研究事項について指導教員の指導のもとに研究を行うものとする。

2　研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を経て、研究に直接関係のある授業に出席することができる。

第68条　研究生は、研究期間が終了したとき又は研究を終了したときは、指導教員を経て、研究成果報告書を学部長又は学環長に提出しなければならない。

(科目等履修生)

第69条　本学において、一又は複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2　科目等履修生に関する規則は、別に定める。

第70条から第72条まで　削除

(特別聴講学生)

第73条　本学において授業科目を履修しようとする他の大学(外国の大学を含む。)、短期大学(外国の短期大学を含む。)又は高等専門学校の学生があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、その履修を認めることがある。

2　前項により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

3　前2項に関し必要な事項は、別に定める。

第74条　研究生、科目等履修生及び特別聴講学生については、別段の定めのあるものを除くほか、学部学生に関する規則を準用する。

(外国人留学生)

第75条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。

2　前項の外国人留学生に対しては、日本語教育等の充実を図るため、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3　外国人留学生に関する規則は、別に定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第76条　前条第2項の規定に基づき外国人留学生に対して開設する授業科目の履修は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要であると認める場合に準用する。

第8節　授業料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第77条　検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人熊本大学諸料金規則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

(入学料の免除)

第78条　入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第79条　入学料の納入が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、指定の期日まで入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の徴収方法)

第80条　授業料は、次の2期に分けて年額の2分の1ずつを徴収する。ただし、学生の申出があったときは、前期中に、当該年度の後期に係る授業料を徴収することができる。

前期(4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)

徴収期　4月1日から4月30日まで

後期(10月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)

徴収期　10月1日から10月31日まで

2　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに徴収する。

3　前期の徴収期後に入学を許可された者は、入学した日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

4　学期の中途で復学を許可された者は、復学の日の属する月からその期末までの授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

5　学年の中途で卒業する者は、卒業の日の属する月までの授業料を納めなければならない。

6　研究生、科目等履修生、特別聴講学生等の授業料徴収の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(納入の請求)

第81条　授業料は、その納入の請求を所定の場所への掲示をもって行うことができる。

(既納の検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第82条　既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その者の申出により、当該各号に定める額を返還するものとする。

(1)　検定料を納めた者で、出願しなかったもの　当該検定料相当額

(2)　検定料を納めた者で、出願が受理されなかったもの　当該検定料相当額

(3)　一の入学試験に係る検定料を、2回以上納めた者　所定の検定料を超える額に相当する額

(4)　学部又は学環において、出願書類等による選抜(以下この号において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この号において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者　第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(5)　個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者　前号に定める額に相当する額

(6)　入学を許可するときに授業料を納めた者で、3月31日までに入学を辞退したもの　当該授業料相当額

(7)　前期中に後期に係る授業料を併せて納めた者で、後期に係る授業料の徴収期前に休学又は退学したもの　当該後期に係る授業料の額

(授業料の免除)

第 83 条　休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、授業料を免除することができる。

第 84 条　経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

2　前項に規定する者のほか死亡等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

（授業料の徴収猶予及び月割分納）

第 85 条　経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

（免除、徴収猶予等の取消）

第 86 条　第 79 条の徴収猶予、第 84 条の免除又は前条の徴収猶予若しくは月割分納の許可があったあとで、その理由が消滅したと認めるときは、その許可を取り消す。

（免除及び徴収猶予に関する規則）

第 87 条　この学則に定めるもののほか、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予の実施に関する規則は、別に定める。

第 9 節　賞罰

（表彰）

第 88 条　学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、これを表彰する。この場合、学長は、当該表彰について国立大学法人熊本大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に報告する。

2　表彰に関し必要な事項は、別に定める。

（懲戒）

第 89 条　学生が本学の規則に背き、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学部長又は学環長の申出により、学長は、これを懲戒する。この場合、学長は、当該懲戒について教育研究評議会に報告する。

2　懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1)　性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2)　大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4　停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。

5　懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 節　寄宿舎

（寄宿舎）

第 90 条　本学に、寄宿舎を置く。

2　寄宿舎に関する規則は、別に定める。

第 11 節　特別の課程

第91条　本学の学生以外の者を対象として、学教法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを履修する者(以下「特別の課程履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2　特別の課程履修生に対する単位の授与については、第40条の規定を準用する。

3　前2項に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2　次の学科については、第2条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

法学部 公共政策学科

理学部 数理科学科　物理科学科　物質化学科　地球科学科　生物科学科　環境理学科

3　熊本大学学則等を廃止する規則(平成16年3月26日制定)により廃止された熊本大学学則(昭和24年6月1日制定)の附則の規定により存続するものとされた学科又は課程のうち、平成16年3月31日に存続するものについては、第2条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4　前2項の規定により存続する学科又は課程の授業科目の履修、卒業等に関する事項については、なお従前の例による。

附　則(平成17年3月24日学則第2号)

1　この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2　文学部の人間科学科及び地域科学科は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則(平成17年12月22日学則第4号)

この学則は、平成17年12月22日から施行する。

附　則(平成18年2月23日学則第2号)

1　この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2　次の学科については、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

薬学部　薬科学科

工学部　環境システム工学科　知能生産システム工学科　電気システム工学科　数理情報システム工学科

附　則(平成18年9月7日学則第6号)

この学則は、平成18年9月25日から施行する。

附　則(平成18年10月26日学則第9号)

この学則は、平成18年10月26日から施行する。

附　則(平成18年10月26日学則第10号)

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

附　則(平成18年11月30日学則第12号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成19年2月22日学則第3号)

1　この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2　教育学部の養護学校教員養成課程は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則(平成19年3月22日学則第5号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成19年9月27日学則第7号)

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附　則(平成20年1月24日学則第2号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第17条の次に1条を加える改正規定は、平成20年1月24日から施行する。

附　則(平成20年3月27日学則第5号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成20年9月25日学則第6号)

この学則は、平成20年9月25日から施行する。

附　則(平成20年11月27日学則第8号)

この学則は、平成21年1月1日から施行する。

附　則(平成21年3月26日学則第2号)

1　この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2　この学則による改正後の第19条第2項、第32条第2項及び第51条第4項の規定は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則(平成21年12月24日学則第5号)
この学則は、平成22年1月1日から施行する。

附　則(平成22年2月24日学則第1号)
この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月24日学則第4号)
この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成22年6月24日学則第7号)
この学則は、平成22年7月1日から施行する。

附　則(平成22年9月30日学則第9号)
この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附　則(平成23年2月24日学則第1号)
1　この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の第35条第1項の規定は、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則(平成23年5月26日学則第4号)
この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附　則(平成23年7月28日学則第6号)
この学則は、平成23年8月1日から施行する。

附　則(平成23年9月22日学則第8号)
この学則は、平成23年10月1日から施行する。

附　則(平成23年11月24日学則第10号)
この学則は、平成23年12月1日から施行する。

附　則(平成24年3月22日学則第2号)
1　この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2　この学則による改正後の第35条第1項の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則(平成24年11月29日学則第6号)
1　この学則は、平成24年12月1日から施行する。

2　改正後の第8条第1項に規定する大学院自然科学研究科の減災型社会システム実践研究教育センターは、平成30年11月30日まで存続するものとする。

附　則(平成25年2月28日学則第2号)

1　この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2　この学則による改正後の第6条の2に規定するパルスパワー科学研究所は、令和5年3月31日まで存続するものとする。

3　この学則による改正後の第19条第2項の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則(平成25年7月25日学則第5号)

この学則は、平成25年7月25日から施行する。

附　則(平成26年4月25日学則第3号)

この学則は、平成26年5月1日から施行する。

附　則(平成26年11月27日学則第6号)

この学則は、平成26年12月1日から施行する。

附　則(平成27年1月22日学則第1号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年2月27日学則第4号)

この学則は、平成27年3月1日から施行する。

附　則(平成27年3月26日学則第6号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年6月25日学則第9号)

この学則は、平成27年7月1日から施行する。

附　則(平成28年1月28日学則第2号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年2月24日学則第4号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月24日学則第6号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年5月26日学則第8号)

この学則は、平成28年6月1日から施行する。

附　則(平成28年9月23日学則第9号)

この学則は、平成28年10月1日から施行し、改正後の第30条第1項第5号の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附　則(平成29年2月23日学則第2号)

1　この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2　この学則による改正後の第35条第1項の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則(平成29年11月24日学則第5号)

この学則は、平成29年12月9日から施行する。

附　則(平成30年3月22日学則第2号)

1　この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2　工学部の物質生命化学科、マテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科及び数理工学科は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3　大学院自然科学研究科附属総合科学技術共同教育センターは、改正後の第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に自然科学研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則(平成30年4月26日学則第5号)

この学則は、平成30年5月1日から施行する。

附　則(平成30年9月27日学則第6号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(平成30年12月27日学則第9号)

この学則は、平成31年1月1日から施行する。

附　則(平成31年2月28日学則第2号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(平成31年3月28日学則第5号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和元年5月7日学則第7号)

この学則は、令和元年5月7日から施行する。

附　則(令和2年2月27日学則第2号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和2年3月26日学則第4号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和2年9月24日学則第5号)

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附　則(令和2年10月2日学則第7号)

この学則は、令和2年10月2日から施行する。

附　則(令和3年2月24日学則第2号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附　則(令和3年4月22日学則第4号)

この学則は、令和3年4月23日から施行する。

附　則(令和4年3月24日学則第2号)

1　この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2　教育学部の小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、特別支援教育教員養成課程及び養護教諭養成課程は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則(令和4年9月22日学則第6号)

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附　則(令和5年2月22日学則第2号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和5年3月23日学則第4号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和5年7月27日学則第5号)

この学則は、令和5年7月27日から施行し、改正後の第30条第1項第12号の規定は、令和5年5月1日から適用する。

附　則(令和6年1月25日学則第1号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附　則(令和６年３月 28 日学則第３号)
この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則(令和７年３月 27 日学則第２号)
この学則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則(令和　年　月　　日学則第　号)
この学則は、令和８年４月１日から施行する。

○熊本大学学生定員規則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 120 号）

改正　平成 17 年 3 月 24 日規則第 52 号　平成 18 年 2 月 23 日規則第 18 号
平成 19 年 2 月 22 日規則第 9 号　平成 20 年 1 月 24 日規則第 22 号
平成 21 年 3 月 26 日規則第 56 号　平成 22 年 2 月 24 日規則第 10 号
平成 23 年 2 月 24 日規則第 11 号　平成 24 年 3 月 22 日規則第 36 号
平成 25 年 3 月 29 日規則第 24 号　平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号
平成 27 年 3 月 12 日規則第 93 号　平成 28 年 3 月 18 日規則第 41 号
平成 29 年 2 月 28 日規則第 95 号　平成 30 年 3 月 16 日規則第 39 号
平成 31 年 3 月 27 日規則第 44 号　令和元年 5 月 7 日規則第 303 号
令和 2 年 3 月 27 日規則第 61 号　令和 3 年 3 月 31 日規則第 99 号
令和 4 年 3 月 31 日規則第 107 号　令和 5 年 3 月 31 日規則第 137 号
令和 6 年 1 月 25 日規則第 7 号　令和 6 年 3 月 28 日規則第 46 号
令和 7 年 3 月 27 日規則第 75 号

（趣旨）

第 1 条　この規則は、熊本大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項、熊本大学特別支援教育特別専攻科規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 3 条第 1 項、熊本大学養護教諭特別別科規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 3 条並びに熊本大学大学院学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 12 条の規定に基づき、熊本大学（以下「本学」という。）及び熊本大学大学院（以下「本学大学院」という。）の学生の収容定員又は入学定員を定める。

（学生の収容定員）

第 2 条　本学の学部及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

学部及び学環の収容定員の表（令和 8 年度）

学部・学環	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
文学部	人文科学科	170 □（10）	－	－	－			170 □（10）
	総合人間学科	－	55	55	55			165
	歴史学科	－	35	35	35			105
	文学科	－	50	50	50			150
	コミュニケーション情報学科	－	30	30	30			90
	（学部共通）			－	10			10
	計	170 □（10）	170	170	180			690 □（10）
教育学部	小学校教員養成課程	－	－	－	－			－
	中学校教員養成課程	－	－	－	－			－
	特別支援教育教員養成課程	－	－	－	－			－

	養護教諭養成課程	−	−	−	−			−
	学校教育教員養成課程	−	220	220	220			660
	共同教員養成課程	140	−	−	−			140
	養護教諭養成課程	30	−	−	−			30
	計	170	220	220	220			830
法学部	法学科	210 ○(10) □(10)	210 ○(10)	210 ○(10)	210			840 ○(30) □(10)
	(学部共通)			10	10			20
	計	210 ○(10) □(10)	210 ○(10)	220 ○(10)	220			860 ○(30) □(10)
理学部	理学科	200 ○(10) □(10)	200 ○(10)	200 ○(10)	200			800 ○(30) □(10)
	計	200 ○(10) □(10)	200 ○(10)	200 ○(10)	200			800 ○(30) □(10)
医学部	医学科	109	109	110	110	110	110	658
	保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32
	計	253	253	270	270	110	110	1,266
薬学部	薬学科	55	55	55	55	55	55	330
	創薬・生命薬科学科	35	35	35	35			140
	計	90	90	90	90	55	55	470
工学部	土木建築学科	137 ○(6) □(13)	124 ○(6)	124 ○(6)	124			509 ○(18) □(13)
	(学科共通)			10	10			20
	機械数理工学科	119 ○(7) □(11)	108 ○(7)	108 ○(7)	109			444 ○(21) □(11)
	(学科共通)			10	10			20
	情報電気工学科	145 ○(20) □(13)	132 ○(20)	132 ○(20)	149			558 ○(60) □(13)
	(学科共通)			20	20			40
	材料・応用化学科	142 ○(7) □(13)	129 ○(7)	129 ○(7)	131			531 ○(21) □(13)
	(学科共通)			5	5			10
	半導体デバイス工学課程	20	20	20	−			60
	(課程共通)			20	20			40

	計	563 ○(40) □(50)	513 ○(40)	578 ○(40)	578			2,232 ○(120) □(50)
情報融合学環		60	60	60	−			180
	計	60	60	60				180
共創学環		80	−	−	−			80
	計	80						80
合計		1,656	1,656	1,748	1,758	165	165	7,148

備考

1　(学部共通)、(保健学科共通)、(学科共通)又は(課程共通)は、第3年次編入学定員である。

2　各年次の収容定員の欄中「−」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。

3　情報融合学環の収容定員は、法学部、理学部及び工学部の収容定員の内数である。

4　共創学環の収容定員は、文学部、法学部、理学部及び工学部の内数である。

5　括弧書きの数字うち、○印を冠するものにあっては情報融合学環の、□印を冠するものにあっては共創学環の収容定員とする学部の収容定員で内数である。

第3条　本学の専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科の収容定員の表(令和8年度)

専攻科	専攻	収容定員
特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	15
合計		15

第4条　本学の別科の学生の収容定員は、次のとおりとする。

別科の収容定員の表(令和8年度)

別科	収容定員
養護教諭特別別科	40
合計	40

第5条　本学大学院の修士課程及び博士前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程の収容定員の表(令和8年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
社会文化科学教育部	法政・紛争解決学専攻	14 (3)	11	25 (3)
	現代社会人間学専攻	18	18	36
	文化学専攻	18	18	36
	教授システム学専攻	15	15	30
	計	65 (3)	62	127 (3)
自然科学教育部	理学専攻	110	110	220
	土木建築学専攻	75	75	150
	機械システム工学専攻	55	55	110

	機械数理工学専攻	−	−	−
	電気電子工学専攻	63	63	126
	情報電気工学専攻	−	−	−
	材料・応用化学専攻	90	90	180
	半導体・情報数理専攻	120	120	240
	計	513	513	1,026
医学教育部	医科学専攻	20	20	40
	計	20	20	40
保健学教育部	保健学専攻	24	24	48
	計	24	24	48
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	35	35	70
	計	35	35	70
合計		657 (3)	654	1,311 (3)

備考

1　括弧書きの数字は、標準修業年限を1年とする入学定員で内数。

2　各年次の収容定員の欄中「−」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第6条　本学大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員は、次のとおりとする。

博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員の表(令和8年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員				収容定員
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
自然科学研究科	情報電気電子工学専攻	−	−	−		0
	計	−	−	−		0
社会文化科学教育部	人間・社会科学専攻	6	6	6		18
	文化学専攻	6	6	6		18
	教授システム学専攻	3	3	3		9
	計	15	15	15		45
自然科学教育部	理学専攻	12	12	12		36
	工学専攻	24	24	46		94
	半導体・情報数理専攻	22	22	−		44
	計	58	58	58		174
医学教育部	医学専攻	88	88	88	88	352
	計	88	88	88	88	352
保健学教育部	保健学専攻	6	6	6		18
	計	6	6	6		18
薬学教育部	医療薬学専攻	8	8	8	8	32
	創薬・生命薬科学専攻	10	10	10		30
	計	18	18	18	8	62
合計		185	185	185	96	651

備考　各年次の収容定員の欄中「－」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第7条　本学大学院の教職大学院の課程の収容定員は、次のとおりとする。

教職大学院の課程の収容定員の表(令和8年度)

研究科	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
教育学研究科	教職実践開発専攻	30	30	60
合計		30	30	60

附　則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成17年3月24日規則第52号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年2月23日規則第18号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成19年2月22日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年1月24日規則第22号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月26日規則第56号)

1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2　改正後の第2条の表に規定する医学部医学科の第1年次収容定員115人については、平成22年度から令和元年度までとし、令和2年度からは110人とする。

附　則(平成22年2月24日規則第10号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年2月24日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成24年3月22日規則第36号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成25年3月29日規則第24号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号)
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 3 月 12 日規則第 93 号)
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 28 年 3 月 18 日規則第 41 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 29 年 2 月 28 日規則第 95 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 30 年 3 月 16 日規則第 39 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 44 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和元年 5 月 7 日規則第 303 号)
この規則は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附　則(令和 2 年 3 月 27 日規則第 61 号)
1　この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2　改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 110 人については、令和 2 年度から令和 6 年度までとし、令和 7 年度からは 105 人とする。

附　則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 99 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 4 年 3 月 31 日規則第 107 号)
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 137 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 6 年 1 月 25 日規則第 7 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 6 年 3 月 28 日規則第 46 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和7年3月27日規則第75号)

1　この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2　改正後の第2条の表に規定する医学部医学科の第1年次収容定員109人については、令和7年度から令和8年度までとし、令和9年度からは105人とする。

附　則(令和　年　月　日規則第　号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本大学学生定員規則の変更の事由及び変更点

変更の事由

医学部医学科の入学定員を見直すため、所要の改正を行うものである。

あわせて、次の学部の学科・課程及び学部等連係課程実施基本組織の設置及び学生募集停止に伴い、所要の改正を行うものである。

(設置)

・文学部人文科学科
・教育学部共同教員養成課程
・教育学部養護教諭養成課程
・共創学環

(学生募集停止)

・文学部総合人間学科
・文学部歴史学科
・文学部文学科
・文学部コミュニケーション情報学科
・教育学部学校教育教員養成課程

変更点

医学部医学科の入学定員及び収容定員に関する規定を整備すること。

あわせて、学部の学科・課程及び学部等連係課程実施基本組織の設置に係る入学定員及び収容定員に関する規定を整備すること。

学則変更(案)様式

熊本大学学則(新)	熊本大学学則(旧)
第1章　総則	第1章　総則
第1節　目的	第1節　目的
(教育研究上の目的)	(教育研究上の目的)
第1条　熊本大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。	第1条　(同左)
2　学部及び学環の教育研究上の目的は、それぞれの学部又は学環の規則で定め、公表するものとする。	2　(同左)
第2節　教育研究組織等	第2節　(同左)
(学部、学科、課程及び収容定員)	(学部、学科、課程及び収容定員)
第2条　本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。	第2条　本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。
文学部　人文科学科	文学部　総合人間学科　歴史学科　文学科　コミュニケーション情報学科
教育学部　共同教員養成課程　養護教諭養成課程	教育学部　学校教育教員養成課程
法学部　法学科	法学部　法学科
理学部　理学科	理学部　理学科
医学部　医学科　保健学科	医学部　医学科　保健学科
薬学部　薬学科　創薬・生命薬科学科	薬学部　薬学科　創薬・生命薬科学科
工学部　土木建築学科　機械数理工学科　情報電気工学科　材料・応用化学科　半導体デバイス工学課程	工学部　土木建築学科　機械数理工学科　情報電気工学科　材料・応用化学科　半導体デバイス工学課程
2　収容定員は、別に定める。	2　(同左)
3　学部に関する規則は、別に定める。	3　(同左)
(学環及び収容定員)	(学環及び収容定員)

第3条　本学に、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第41条第1項に定める学部等連係課程実施基本組織として、次の学環を置く。 情報融合学環 共創学環	第3条　本学に、情報融合学環を置く。
2　収容定員は、別に定める。	2　(同左)
3　学環に関する規則は、別に定める。	3　情報融合学環に関する規則は、別に定める。
第4条～第14条　(略)	第4条～第14条　(略)
第3節　(略)	第3節　(略)
第2章　学部等通則	第2章　(同左)
第1節・第2節　(略)	第1節・第2節　(略)
第3節　教育課程の編成、履修方法及び単位認定等	第3節　(同左)
(教育課程の編成方針)	(教育課程の編成方針)
第34条　各学部及び学環は、学教法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、教養教育に関する授業科目及び必要に応じ他の学部又は学環が開設する授業科目を含めて体系的に教育課程を編成するものとする。	第34条　(同左)
2　教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。	2　(同左)
3　教養教育に関する授業は、全学協力の下に大学教育統括管理運営機構が行う。	3　(同左)
(共同教育課程の編成)	
第34条の2　本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認	(新設)

められる場合には、前条第1 項の規定にかかわらず、大学設置基準第43 条第1 項に規定する共同教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。 2　第2 条第1 項に規定する共同教員養成課程は、前項の規定に基づき、佐賀大学との共同教育課程として編成する。	
(連携開設科目) 第34条の3　本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第34条第1項の規定にかかわらず、大学設置基準第19条の2第1項第2号に規定する大学等連携推進法人の社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目(以下「連携開設科目」という。)を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。	(連携開設科目) 第34条の2　本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第1項の規定にかかわらず、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第19条の2第1項第2号に規定する大学等連携推進法人の社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目(以下「連携開設科目」という。)を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。
第35条～第42条	第35条～第42条
(共同教育課程に係る単位の認定) 第42条の2　学生が共同教育課程を編成する他の大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、本学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。	(新設)
(連携開設科目に係る単位の認定) 第42条の3　学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。	(連携開設科目に係る単位の認定) 第42条の2　(同左)
(他の大学等における授業科目の履修等) 第43条　教育上有益と認めるときは、学生が他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科	(他の大学等における授業科目の履修等) 第43条　教育上有益と認めるときは、学生が他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科

目(共同教育課程に係る授業科目及び連携開設科目を除く。)について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。休学期間中の履修についても、同様とする。 2　前項の規定により学生が修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 3　前 2 項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。 4　前 3 項に関し必要な事項は、別に定める 第 44 条～第 46 条　(略) 第 4 節～第 11 節　(略) 附　則 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。休学期間中の履修についても、同様とする。 2　(同左) 3　(同左) 4　(同左) 第 44 条～第 46 条　(略) 第 4 節～第 11 節　(略)
熊本大学学生定員規則(新)	熊本大学学生定員規則(旧)
(趣旨) 第 1 条　この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項、熊本大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条第 1 項、熊本大学養護教諭特別別科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条並びに熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 12 条の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)及び熊本大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の収容定員又は入学定員を定める。 (学生の収容定員) 第 2 条　本学の学部及び学環の収容定員は、次のとおりとする。	(趣旨) 第 1 条　(同左) (学生の収容定員) 第 2 条　(同左)

学部及び学環の収容定員の表(令和８年度)

学部・学環	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
文学部	人文科学科	170 □(10)	－	－	－			170 □(10)
	総合人間学科	－	55	55	55			165
	歴史学科	－	35	35	35			105
	文学科	－	50	50	50			150
	コミュニケーション情報学科	－	30	30	30			90
	(学部共通)			－	10			10
	計	170 □(10)	170	170	180			690 □(10)
教育学部	小学校教員養成課程	－	－	－	－			－
	中学校教員養成課程	－	－	－	－			－
	特別支援教育教員養成課程	－	－	－	－			－
	養護教諭養成課程	－	－	－	－			－
	学校教育教員養成課程	－	220	220	220			660

学部及び学環の収容定員の表(令和７年度)

学部・学環	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
文学部	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			(新設)
	総合人間学科	55	55	55	55			220
	歴史学科	35	35	35	35			140
	文学科	50	50	50	50			200
	コミュニケーション情報学科	30	30	30	30			120
	(学部共通)			10	10			20
	計	170	170	180	180			700
教育学部	小学校教員養成課程	－	－	－	－			－
	中学校教員養成課程	－	－	－	－			－
	特別支援教育教員養成課程	－	－	－	－			－
	養護教諭養成課程	－	－	－	－			－
	学校教育教員養成課程	220	220	220	220			880

	共同教員養成課程	140	－	－	－			140		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			(新設)
	養護教諭養成課程	30	－	－	－			30		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			(新設)
	計	170	220	220	220			830		計	220	220	220	220			880
法学部	法学科	210 ○(10) □(10)	210 ○(10)	210 ○(10)	210			840 ○(30) □(10)	法学部	法学科	210 (10)	210 (10)	210	210			840 (20)
	(学部共通)			10	10			20		(学部共通)			10	10			20
	計	210 ○(10) □(10)	210 ○(10)	220 ○(10)	220			860 ○(30) □(10)		計	210 (10)	210 (10)	220	220			860 (20)
理学部	理学科	200 ○(10) □(10)	200 ○(10)	200 ○(10)	200			800 ○(30) □(10)	理学部	理学科	200 (10)	200 (10)	200	200			800 (20)
	計	200 ○(10) □(10)	200 ○(10)	200 ○(10)	200			800 ○(30) □(10)		計	200 (10)	200 (10)	200	200			800 (20)
医学部	医学科	109	109	110	110	110	110	658	医学部	医学科	109	110	110	110	110	110	659
	保健学科	144	144	144	144			576		保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32		(保健学科共通)			16	16			32
	計	253	253	270	270	110	110	1,266		計	253	254	270	270	110	110	1,267
薬学部	薬学科	55	55	55	55	55	55	330	薬学部	薬学科	55	55	55	55	55	55	330
	創薬・生命薬科学科	35	35	35	35			140		創薬・生命薬科学科	35	35	35	35			140
	計	90	90	90	90	55	55	470		計	90	90	90	90	55	55	470
工学部	土木建築学	137	124	124	124			509	工学部	土木建築学	124	124	124	124			496

	科	○(6) □(13)	○(6)	○(6)				○(18) □(13)
	(学科共通)			10	10			20
	機械数理工学科	119 ○(7) □(11)	108 ○(7)	108 ○(7)	109			444 ○(21) □(11)
	(学科共通)			10	10			20
	情報電気工学科	145 ○(20) □(13)	132 ○(20)	132 ○(20)	149			558 ○(60) □(13)
	(学科共通)			20	20			40
	材料・応用化学科	142 ○(7) □(13)	129 ○(7)	129 ○(7)	131			531 ○(21) □(13)
	(学科共通)			5	5			10
	半導体デバイス工学課程	20	20	20	−			60
	(課程共通)			20	20			40
	計	563 ○(40) □(50)	513 ○(40)	578 ○(40)	578			2,232 ○(120) □(50)
情報融合学環		60	60	60	−			180
	計	60	60	60				180
共創学環		80	−	−	−			80
	計	80						80
合計		1,656	1,656	1,748	1,758	165	165	7,148

	科	(6)	(6)					(12)
	(学科共通)			10	10			20
	機械数理工学科	108 (7)	108 (7)	109	109			434 (14)
	(学科共通)			10	10			20
	情報電気工学科	132 (20)	132 (20)	149	149			562 (40)
	(学科共通)			20	20			40
	材料・応用化学科	129 (7)	129 (7)	131	131			520 (14)
	(学科共通)			5	5			10
	半導体デバイス工学課程	20	20	−	−			40
	(課程共通)			20	20			40
	計	513 (40)	513 (40)	578	578			2,182 (80)
情報融合学環		60	60	−	−			120
	計	60	60	(新設)				120
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			(新設)
	(新設)	(新設)						(新設)
合計		1,656	1,657	1,758	1,758	165	165	7,159

備考

1　(学部共通)、(保健学科共通)、(学科共通)又は(課程共通)は、第3年次編入学定員である。

2　各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。

3　情報融合学環の収容定員は、法学部、理学部及び工学部の収容定員の内数である。

4　共創学環の収容定員は、文学部、法学部、理学部及び工学部の内数である。

5　括弧書きの数字うち、○印を冠するものにあっては情報融合学環の、□印を冠するものにあっては共創学環の収容定員とする学部の収容定員で内数である。

第3条・第4条　(略)

第5条　本学大学院の修士課程及び博士前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程の収容定員の表(令和8年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
社会文化科学教育部	法政・紛争解決学専攻	14 (3)	11	25 (3)
	現代社会人間学専攻	18	18	36
	文化学専攻	18	18	36
	教授システム学専攻	15	15	30
	計	65 (3)	62	127 (3)

備考

1　(学部共通)、(保健学科共通)、(学科共通)又は(課程共通)は、第3年次編入学定員である。

2　各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。

3　情報融合学環の収容定員は、法学部、理学部及び工学部の収容定員の内数である。

(新設)

4　括弧書きの数字は、情報融合学環の収容定員とする学部の収容定員で内数である。

第3条・第4条　(略)

第5条　(同左)

修士課程及び博士前期課程の収容定員の表(令和7年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
社会文化科学教育部	法政・紛争解決学専攻	14 (3)	11	25 (3)
	現代社会人間学専攻	18	18	36
	文化学専攻	18	18	36
	教授システム学専攻	15	15	30
	計	65 (3)	62	127 (3)

自然科学教育部	理学専攻	110	110	220
	土木建築学専攻	75	75	150
	機械システム工学専攻	55	55	110
	機械数理工学専攻	−	−	−
	電気電子工学専攻	63	63	126
	情報電気工学専攻	−	−	−
	材料・応用化学専攻	90	90	180
	半導体・情報数理専攻	120	120	240
	計	513	513	1,026
医学教育部	医科学専攻	20	20	40
	計	20	20	40
保健学教育部	保健学専攻	24	24	48
	計	24	24	48
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	35	35	70
	計	35	35	70
合計		657 (3)	654	1,311 (3)

備考

1　括弧書きの数字は、標準修業年限を１年とする入学定員で内数。

2　各年次の収容定員の欄中「−」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第６条　本学大学院の博士課程（博士前期課程を除く。）の収容定員は、次のとおりとする。

博士課程（博士前期課程を除く。）の収容定員の表（令和８年度）

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員				収容定員
		第１年	第２年	第３年	第４年	

自然科学教育部	理学専攻	110	110	220
	土木建築学専攻	75	75	150
	機械システム工学専攻	55	−	55
	機械数理工学専攻	−	65	65
	電気電子工学専攻	63	−	63
	情報電気工学専攻	−	103	103
	材料・応用化学専攻	90	90	180
	半導体・情報数理専攻	120	−	120
	計	513	443	956
医学教育部	医科学専攻	20	20	40
	計	20	20	40
保健学教育部	保健学専攻	24	24	48
	計	24	24	48
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	35	35	70
	計	35	35	70
合計		657 (3)	584	1,241 (3)

備考

1　括弧書きの数字は、標準修業年限を１年とする入学定員で内数。

2　各年次の収容定員の欄中「−」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第６条　（同左）

博士課程（博士前期課程を除く。）の収容定員の表（令和７年度）

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員				収容定員
		第１年	第２年	第３年	第４年	

		次	次	次	次	
自然科学研究科	情報電気電子工学専攻	−	−	−		0
	計	−	−	−		0
社会文化科学教育部	人間･社会科学専攻	6	6	6		18
	文化学専攻	6	6	6		18
	教授システム学専攻	3	3	3		9
	計	15	15	15		45
自然科学教育部	理学専攻	12	12	12		36
	工学専攻	24	24	46		94
	半導体・情報数理専攻	22	22	−		44
	計	58	58	58		174
医学教育部	医学専攻	88	88	88	88	352
	計	88	88	88	88	352
保健学教育部	保健学専攻	6	6	6		18
	計	6	6	6		18
薬学教育部	医療薬学専攻	8	8	8	8	32
	創薬・生命薬科学専攻	10	10	10		30
	計	18	18	18	8	62
合計		185	185	185	96	651

備考　各年次の収容定員の欄中「−」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第７条　（略）

		次	次	次	次	
自然科学研究科	情報電気電子工学専攻	−	−	−		0
	計	−	−	−		0
社会文化科学教育部	人間･社会科学専攻	6	6	6		18
	文化学専攻	6	6	6		18
	教授システム学専攻	3	3	3		9
	計	15	15	15		45
自然科学教育部	理学専攻	12	12	12		36
	工学専攻	24	46	46		116
	半導体・情報数理専攻	22	−	−		22
	計	58	58	58		174
医学教育部	医学専攻	88	88	88	88	352
	計	88	88	88	88	352
保健学教育部	保健学専攻	6	6	6		18
	計	6	6	6		18
薬学教育部	医療薬学専攻	8	8	8	8	32
	創薬・生命薬科学専攻	10	10	10		30
	計	18	18	18	8	62
合計		185	185	185	96	651

備考　各年次の収容定員の欄中「−」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第７条　（略）

附　則 1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。 2　改正後の第２条の表に規定する医学部医学科の第１年次収容定員 109 人については、令和７年度から令和８年度までとし、令和９年度からは 105 人とする。 附　則 この規則は、令和８年４月１日から施行する。	附　則 1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。 2　改正後の第２条の表に規定する医学部医学科の第１年次収容定員 109 人については、令和７年度に限るものとし、令和８年度からは 105 人とする。

目次

１．学則変更（収容定員変更）の内容　P.　2
２．学則変更（収容定員変更）の必要性　P.　2
３．学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更　P.　3
（１）教育課程の変更内容　P.　3
（２）教育方法及び履修指導方法の変更内容　P.　3
（３）教員組織の変更内容　P.　6
（４）施設・整備の変更内容　P.　6

学則の変更の趣旨等を記載した書類

１．学則変更（収容定員変更）の内容

熊本大学医学部医学科の入学定員については、地域の医師確保等の観点から、平成 21 年度から令和 7 年度において以下のとおり増員している。

	入学定員	備考
平成 20 年度	100	
平成 21 年度	110	「緊急医師確保対策」に基づき 5 名の臨時定員増（平成 31 年度まで）及び「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増を実施
平成 22 年度～平成 31 年度	115	「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき 5 名の臨時定員増（平成 31 年度まで）を実施
令和 2 年度～令和 6 年度	110	5 名の臨時定員増（令和 6 年度まで）を実施
令和 7 年度	109	4 名の臨時定員増を実施

令和 8 年度の入学定員についても定員増を計画し、定員増を行わなかった場合の 105 名から 109 名に増員を行う。

これにあわせて、収容定員についても定員増を行わなかった場合の 630 名から 634 名に増員する。

２．学則変更（収容定員変更）の必要性

厚生労働省が示す医師偏在指標において、熊本県は「医師多数県」に分類されているものの、都道府県別の医療施設従事医師数に占める 35 歳未満医師数の割合が全国で最も低く、また、75 歳以上医師数の割合が全国で 5 番目に高い状況にあり、近い将来、さらなる医師不足に陥ることが懸念される。

【資料 1:35 歳未満医師数の割合と医師偏在指標、75 歳以上医師数の割合と医師偏在指標】

また、熊本県における 10 万人当たりの医師数で熊本市と熊本市以外の地域を比較すると、熊本市（熊本・上益城圏域）では、428.2 人であるのに対して、熊本市以外の地域では、199.9 人となっており、熊本県の医療施設に従事する医師数の６割が熊本市に集中している。平成 22 年から令和 2 年の間に、人口 10 万人当たりの医師数が熊本市内は 49.7 人増加したのに対し、熊本市外は 24.5 人と、同程度に増加しているものの、未だ医師の地域偏在は大きい状況である。

【資料 2：第 8 次熊本県保健医療計画（一部抜粋）】

これまで、本学では、熊本県と連携し、地域や診療科の医師確保の観点から、平成 19 年度の「緊急医師確保対策」に基づく 5 名の臨時定員増及び「経済財政改革の基本方針 2008」に伴う 5 名の恒久定員増によって、平成 21 年度に入学定員を 10 名増員した。

さらに、平成 22 年度からは、「経済財政改革の基本方針 2009」により、熊本県医師修学資金（地域枠）の給付を条件とした推薦入試（地域枠）を新設し、5 名の臨時定員増とした上で、平成 21 年度増員分と合わせて平成 31 年度まで 15 名増員した。

そして、令和 2 年度からは、熊本県と協議の上、令和 6 年度まで 5 名及び令和 7 年度は 4 名の臨時定員増を実施した。

今回、上記の将来的な医師不足への懸念や地域偏在の状況を踏まえ、熊本県から本学に対して地域医療に従事する医療人育成及びその増員の延長について要望があったため、熊本県と協議の上、令和 8 年度については 4 名の臨時定員増を実施する。

３．学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更

（１）教育課程の変更内容

これまで入学定員 109 名を超える中で教育を実施しており、増員後の 109 名とした場合でも、教育課程の変更を伴うことなく、同等の内容を担保できる。

なお、教育内容の充実のため、令和 5 年度から「地域医療総合演習」を開講し、様々な地域で行う診療において医師が求められる資質や能力を学修することに加えて、教育を実践するために必要な基礎的な知識について学修する機会を設けている。

（２）教育方法及び履修指導方法の変更内容

医学教育モデル・コア・カリキュラムに求められている項目に関して、「地域医療のあり方と熊本県の現状と課題について講義し、医師として地域医療に貢献するためにはいかなる能力を身に付けるべきか」という観点から、地域医療の概要と実態について、以下の講義を行う。

また、熊本県内の地域医療とそれを取り巻く状況を学修し、「地域医療に従事する医師としてどのような実践能力を身につけるべきか」という観点から、以下の実習を行う。

上記については、これまで入学定員 109 名を超える中で実施しており、増員後の 109 名とした場合でも、教育方法及び履修指導方法の変更を伴うことなく、同等の内容を担保できる。

【講義科目】

科目名	対象年次	地域医療に係る授業概要
社会医学 （令和 5 年度以前の入学者は「公衆衛生学」、「医療と社会」等の授業科目で履修）	4	地域医療に求められる医師としての役割と機能及び体制などの地域医療のあり方を学修する。さらに地域における保健（母子保健、老人保健、精神保健、学校保健）・医療・福祉・介護の分野間の連携及び多職種間の連携の必要性を講義し、現状と課題さらにあるべき姿を考察できるようにする。また、地域保

		健医療計画、衛生行政、地域保健における保健所の活動についても学修する。 　また、一部を地域医療の講義にあて、地域医療に求められる医師としての役割と機能及び体制などの地域医療のあり方を学修する。また、熊本県における医師の偏在（地域及び診療科）の現状とその理由を学ぶ。さらに地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解する。 （具体的な講義項目） ア　社会保障・社会福祉の理念：自由権から生存権社会保障の目的・理念：責任の所在の変遷 イ　地域における福祉施設の体系と機能：①在宅と施設、②老人関係施設の種類→養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設 ウ　介護保険法制定後の老人福祉・医療施設の現状 エ　地域における健康福祉システム（地域リハビリテーション） オ　地域保健・保健所の機能 カ　医療法、医療保険制度 キ　地域医療の実際 ク　患者中心の医療

【実習科目】

科目名	対象年次	地域医療に係る授業概要
地域医療・福祉体験実習コース	1	地域医療機関や介護老人保健施設の体験実習を行う。今後は体制が整えば、保健所についても実施する。もって地域保健医療計画、衛生行政、保健所活動について、熊本県の地域保健について学ぶ。
熊本大学病院医療体験実習コース	2	熊本大学病院における体験実習によって、医学を学ぶためのモチベーションと患者と接する態度の向上の更なる獲得はもとより、先進医療の現場における診療体制の実際を見学・体験し、医師・スタッフ・患者とのチーム医療のあり方の理解をより深める。
臨床医学Ⅱ （令和 5 年度の入学者は「地域医療・プライマリケア体験実習コース」の	3	地域医療機関（地域開業診療所等）の現状を自らの目で知ることを目的とした見学型実習を行う。もって熊本県の地域医療について学ぶ。

授業科目で履修。令和４年度以前入学者は「早期賃料体験実習Ⅲ」の授業科目で履修。）		
臨床実習Ⅰ （令和 5 年度以前の入学者は「臨床実習」の授業科目で履修。）	４、５	地域医療に貢献するためにはプライマリ・ケアの能力が必要である。そのため、「臨床実習」の際に、救急車同乗実習を行い、熊本市消防署が行っている救急業務の実態を見学し、救急現場での初期対応を学び、併せて熊本市における救急患者受入れ状況を知ることを通し地域救急医療の現状を学ぶ。さらに体制が整えば、災害救急医療におけるトリアージを学ぶ。また、地域医療機関に学生を派遣して、地域のプライマリ・ケアの体験を充実させる。もって地域医療の基礎となるプライマリ・ケアの必要性を理解させ、医師としてどのような実践能力を身に付けるべきか学ぶ。
臨床実習Ⅱ （令和 5 年度以前の入学者は「特別臨床実習」の授業科目で履修）	５、６	地域医療機関の中から、2015 年に、熊本県北部の地域医療機関の中核である公立玉名中央病院からの寄附を受け、地域医療の実践教育を行う施設として、玉名教育拠点が開設され、寄附講座教員が常駐して、地域医療を志す医師、研修医及び医学生に対し、実践教育の場を提供している。 さらに 2019 年からは、熊本県天草地区の地域医療機関の中核である天草地域医療センターからの寄附を受け、天草教育拠点が開設され地域医療を志す医師、研修医及び医学生に対し、実践教育の場を提供している。これらの施設において、地域医療の実際を体験し、医師としてどのような態度・能力が求められているか学修する。
地域医療総合演習	5	様々な地域で行う診療において医師が求められる資質や能力の中から一つのテーマを選択し協働的して学修することに加えて、教育を実践するために必要な基礎的な知識について学修する。そして、選択したテーマについて地域医療ゼミに参加する後輩や同僚に対して教育を実践する。教育的な実践やその準備などの一連の経験を通して、テーマについて深い学びを得ることや将来の医療者教育の素地を涵養する。

（３）教員組織の変更内容

教員組織の編制において、収容定員変更後も教育課程を実施・運営するために必要な基幹教員を十分に配置している。

平成 28 年 4 月に設置された「地域医療・総合診療実践学寄附講座」の教員を主体として、熊本県における地域医療の現状、地域医療に求められる医師像、地域医療における医療連携などを教授し、地域医療への関心を醸成し、熊本県地域医療構想についても理解を深めている。

また、地域医療を含む医学教育全般を統括する組織として平成 22 年度に設置した「臨床医学教育研究センター」においても、「地域医療・総合診療実践学寄附講座」との連携を図りながら、地域医療教育を充実させている。

さらに、令和 5 年 1 月に、医学教育を支援することを目的とした「総合医学教育学講座」を設置し、医学教育の更なる充実を図るとともに、令和 7 年 4 月に「産科学寄附講座」を設置し、産科医師の育成等に取り組んでいる。

（４）施設・整備の変更内容

平成 22 年度に設置した「臨床医学教育研究センター」に教育・学習スペースとして、チュートリアル室を増設し、地域医療連携を推進するため平成 12 年度に設置した「総合臨床研修センター」では、地域医療を担う医学部生や卒後臨床研修医の医療技術の修得・向上を目的とした基本的救命処置シミュレーター、心音シミュレーター、肺音シミュレーター等の各種臨床実地トレーニングシステムを整備しており、教育環境の充実を図ることができている。

資料目次

資料１	35 歳未満医師数の割合と医師偏在指標、75 歳以上医師数の割合と医師偏在指標	P. 8
資料２	第 8 次熊本県保健医療計画（抜粋）	P. 10
資料３	「令和８年度医学部入学定員増員計画」の写し	P. 14
資料４	教育課程等の概要	P. 45

② 医師の年齢構成

35歳未満医師数の割合と医師偏在指標

○　都道府県別の医療施設従事医師数に占める35歳未満医師数の割合は、栃木、千葉、東京、岡山、和歌山が高く、医師多数県であっても熊本、徳島は15%未満と低くなっている。

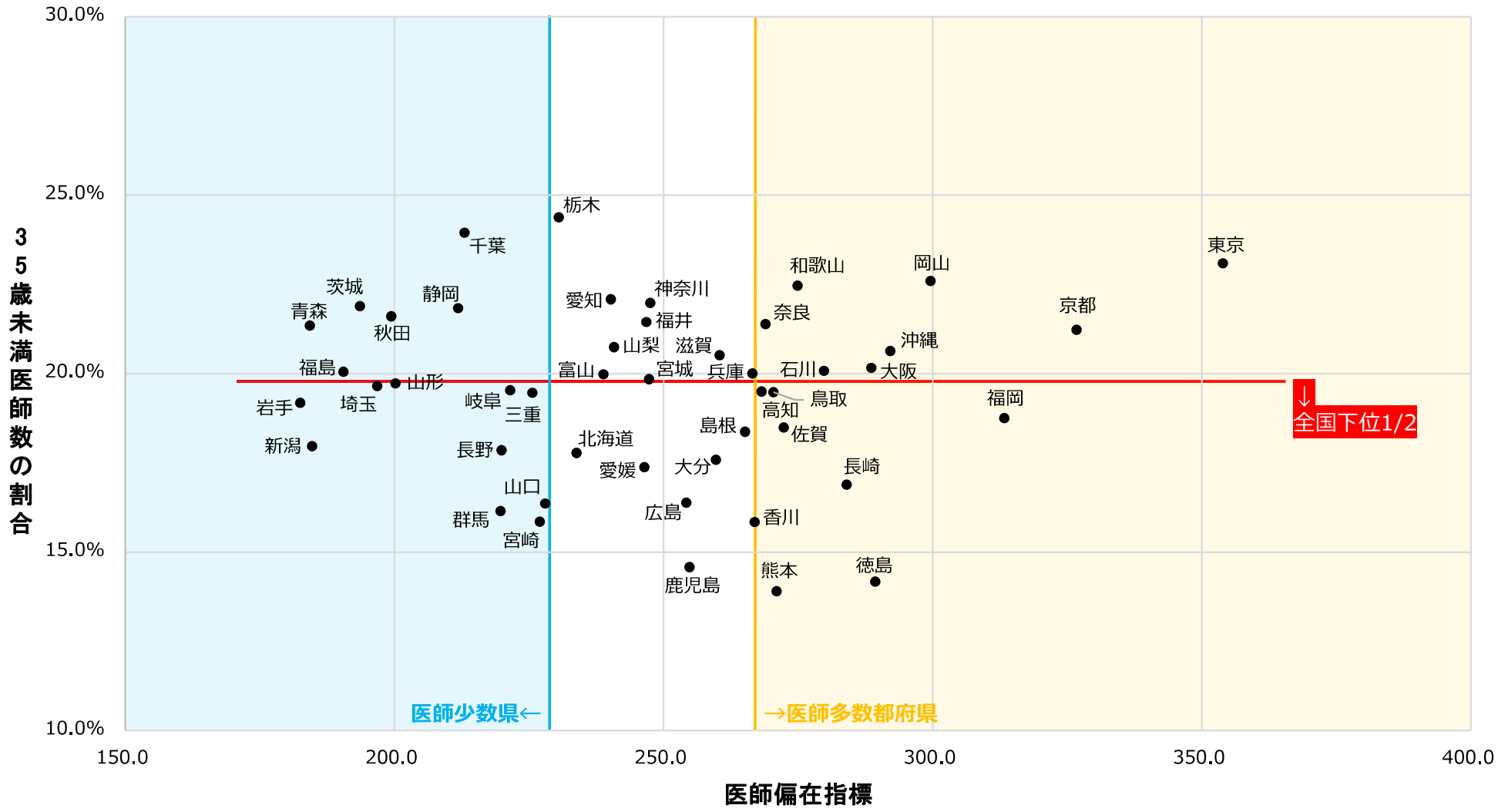

※「医師・歯科医師・薬剤師統計」（令和４年）の医療施設従事医師数の人数を集計
※令和６年１月10日更新の医師偏在指標を使用

② 医師の年齢構成　75歳以上医師数の割合と医師偏在指標

○　都道府県別の医療施設従事医師数に占める75歳以上医師数の割合は、徳島、長崎が高く、医師多数県であっても沖縄、東京、奈良は５％未満と低くなっている。

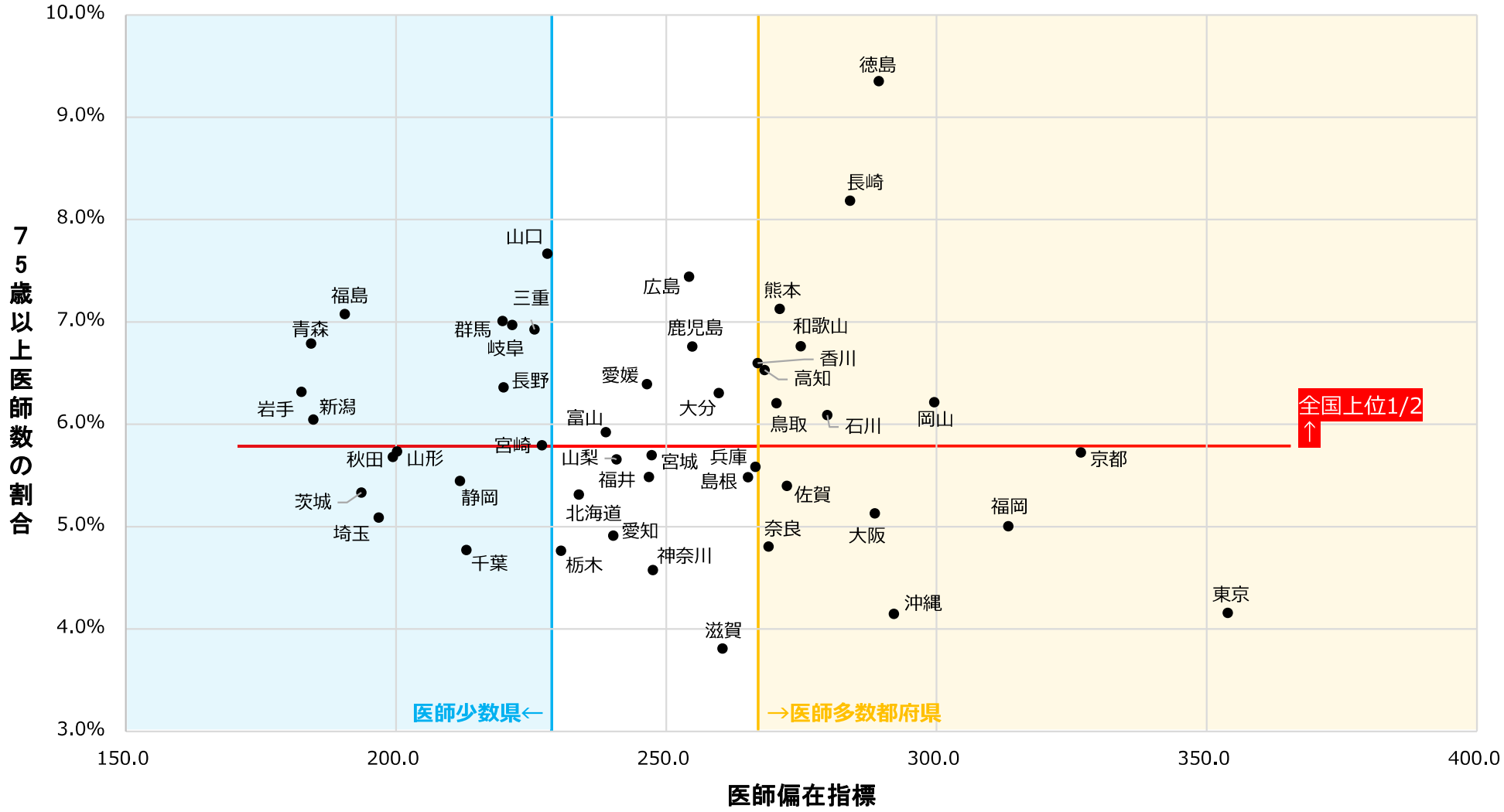

※「医師・歯科医師・薬剤師統計」（令和４年）の医療施設従事医師数の人数を集計
※令和６年１月10日更新の医師偏在指標を使用

資料２

一部抜粋

第８次

熊本県保健医療計画

2024年度～2029年度

令和６年（2024年）３月

熊　本　県

第４章
地域の保健医療を支える人材の確保・育成

第１節　医師

１．現状と課題

○　本県の医療施設に従事する医師数（令和２年：5,162 人）については、その６割が熊本市に集中しています（図１参照）。平成 22 年(2010 年)から令和２年(2020 年)の間に、人口 10 万人当たりの医師数が熊本市内は 49.7 人（13.1%）増加したのに対し、熊本市外は 24.5 人（14.0%）と、同程度に増加しているものの、未だ医師の地域偏在は大きい状況です（表１参照）。

【図１】県内の医療施設従事医師数

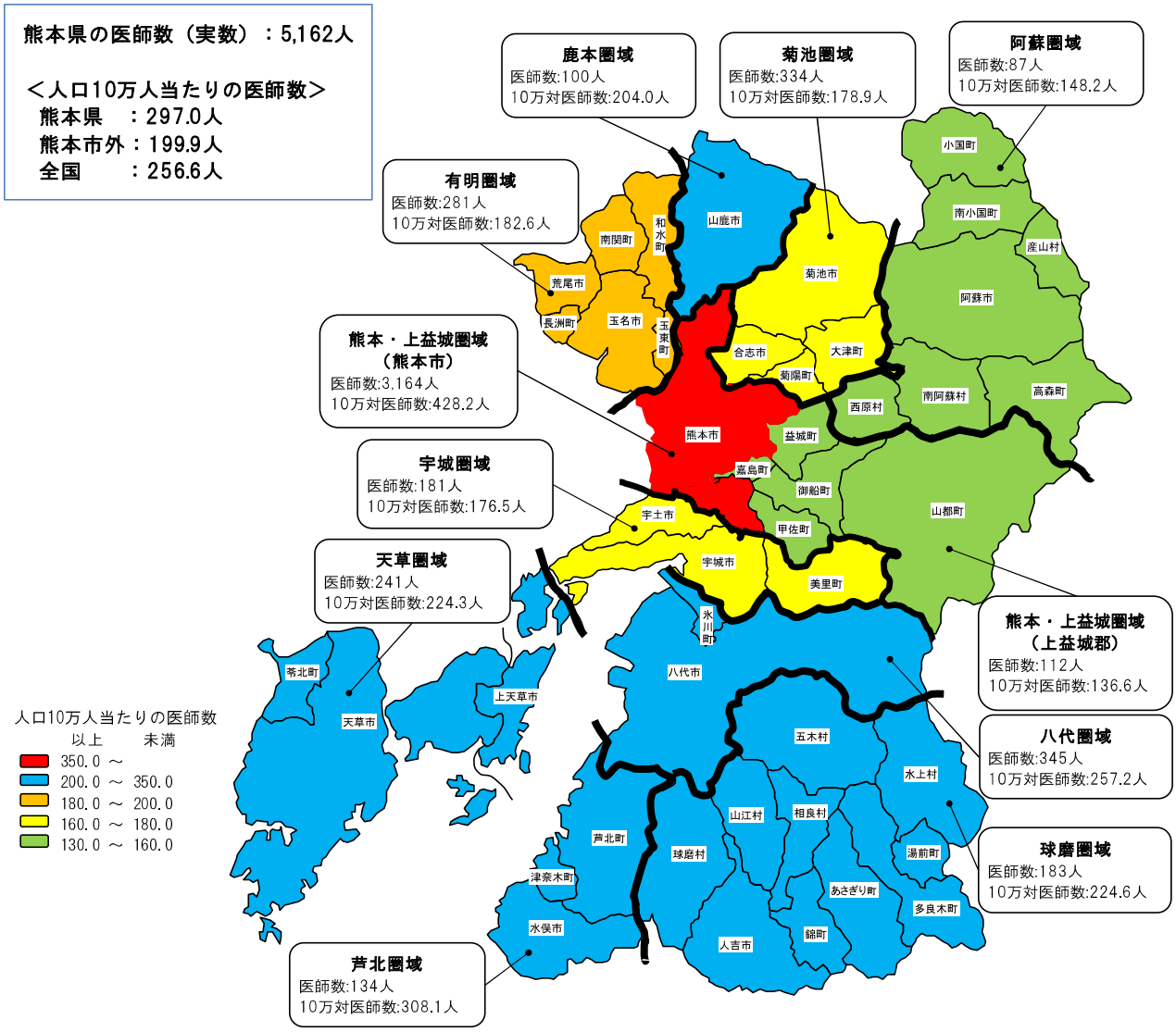

厚生労働省「令和２年医師・歯科医師・薬剤師統計」を基に熊本県医療政策課作成

【表１】県内の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数の推移（人）

圏域名		平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	平成22年→令和2年	
								増減数	増減率
全 国		219.0	226.5	233.6	240.1	246.7	256.6	37.6	17.2%
熊本県		257.5	266.4	275.3	281.9	289.8	297.0	39.5	15.3%
熊本・上益城		329.6	352.1	367.4	379.6	385.3	399.1	69.5	21.1%
	熊本市	**378.5**	**394.6**	**407.6**	**413.1**	**414.1**	**428.2**	**49.7**	**13.1%**
	上益城郡	130.4	136.1	140.5	137.4	144.8	136.6	6.2	4.8%
宇 城		159.5	167.3	168.4	164.1	175.2	176.5	17.0	10.7%
有 明		167.0	167.9	173.9	180.7	203.4	182.6	15.6	9.3%
鹿 本		166.1	175.5	175.3	187.4	206.4	204.0	37.9	22.8%
菊 池		170.0	175.6	172.3	176.7	178.0	178.9	8.9	5.2%
阿 蘇		119.4	121.2	140.7	136.3	134.4	148.2	28.8	24.1%
八 代		208.3	205.5	220.1	229.4	243.5	257.2	48.9	23.5%
芦 北		262.9	266.1	277.2	290.1	289.2	308.1	45.2	17.2%
球 磨		183.7	179.6	179.4	201.0	216.8	224.6	40.9	22.3%
天 草		193.3	196.5	196.6	200.7	220.4	224.3	31.0	16.0%
熊本市外		**175.4**	**177.9**	**182.3**	**187.8**	**199.3**	**199.9**	**24.5**	**14.0%**

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査（統計）」を基に熊本県医療政策課作成

○　へき地等の地域の医療機関で勤務する自治医科大学卒業医師や医師修学資金貸与医師は、令和４年度(2022 年度)に 38 人、令和５年度(2023 年度)に 47 人と着実に増加しており、今後も増加が見込まれます。一方、これらの医師の中には、地域勤務の際の専門医資格の取得、更新に対する不安など、地域勤務に不安を抱く医師もいることから、不安解消のための支援体制の強化等が求められています（表２参照)。

【表２】地域の医療機関で勤務する自治医科大学卒業医師及び医師修学資金貸与医師数の推移（人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治医科大学卒業医師	14	14	13	14	15	15	13	13
医師修学資金貸与医師	－	1	5	7	12	17	25	34
合 計	**14**	**15**	**18**	**21**	**27**	**32**	**38**	**47**

熊本県医療政策課作成

○　本県の令和２年(2020 年)の医師全体に占める女性の割合は 19.2%と年々増加しており、特に 39 歳以下の若年層では 32.4%となっています。また、自治医科大学卒業医師や学生、医師修学資金貸与医師や学生に占める女性の割合は約 40%となっており、地域で勤務する女性医師や子育てをする医師の就労継続に向けた環境整備が求められています。

２．目指す姿

○　熊本県の地域医療や医師偏在の状況等を踏まえ、大学病院、県医師会、関係医療機関及び県が連携し、地域医療を支える医師を養成・確保することにより地域における医療提供体制を強化し、地域において安定的に医療を提供できる体制を構築します。

資料３

令和８年度
医学部入学定員増員計画

熊大経企　第１５号
令和７年８月２０日

文部科学省高等教育局長　殿

国立大学法人熊本大学長
小　川　久　雄

「地域の医師確保等の観点からの令和８年度医学部入学定員の増加について（令和７年８月５日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

＜連絡先＞

責任者連絡先	職名・氏名	
	TEL	
	E-mail	

大学名	国公私立
熊本大学	国立

1．現在（令和７年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
109	0	0	659

（収容定員計算用）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
（ア）入学定員	110	110	110	110	110	109	659
（イ）2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
（ウ）3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	110	110	110	110	110	109	659

2．本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和８年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
105	0	0	630

（収容定員計算用）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
（ア）入学定員	105	105	105	105	105	105	630
（イ）2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
（ウ）3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	105	105	105	105	105	105	630
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）	0	0	0	0	0	0	

3．令和８年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
109	0	0	634

（収容定員計算用）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
（ア）入学定員	109	105	105	105	105	105	634
（イ）2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
（ウ）3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	109	105	105	105	105	105	634
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）	0	0	0	0	0	0	

増員希望人数	4

（内訳）

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増（地域枠）	**4**
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増（研究医枠）	**0**
計	**4**

地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	4

（１）対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	熊本県	4
大学所在地以外の都道府県		
計		4

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

（２）修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R6地域枠定員（※1）	R6貸与者数（※2）	R7地域枠定員（※1）	R7貸与者数（※2）	R6とR7の貸与者数のうち多い方の数
熊本県	5	7	4	8	8
					0
					0
					0
					0
					0
計	5	7	4	8	8

（※1）臨時定員分のみご記入ください。

（※2）恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

（３）令和８年度地域の医師確保のための入学定員増について

１．大学が講ずる措置

１－１．地域枠学生の選抜

①**令和６年度に実施した**地域枠学生（令和７年入学）の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	うち臨時定員分	選抜方法（※1）	出願要件（※1）	診療科の選定の有無	（診療科の選定が有る場合）その診療科名	開始年度	備考
熊本県医師修学資金地域枠（学校推薦型選抜Ⅱ(地域枠)）	（ｉ）学校推薦型選抜	別枠（先行型）	8	4	大学入学共通テスト、推薦書、調査書、志望理由書（地域医療に対する抱負や意見について800字程度）及び面接の成績により総合的に判定する。	熊本県内の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から4人以内とする。 熊本県外の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から3人以内とし、出願時において保護者（注1）が3年以上継続して熊本県内に在住（住民登録）している者を対象とする。なお、学校推薦型選抜Ⅱ（一般枠）及び（から.医療枠）との併願はできない。 志望学科への入学の意志が強固、かつ将来、熊本県の地域医療を目指す者で、次の１）～４）までの全ての要件を満たすもの １）高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を令和5年3月以降に卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者 ２）上記１）の教育機関における学習成績の状況が4.0以上であって、将来、熊本県の地域医療に貢献しかつ修学資金を受入れ可能な人材である者 ３）令和7年度大学入学共通テストの6教科8科目以上を受験した者 ４）合格した場合、熊本県医師修学資金の貸与を受け入学し、在学中は継続して貸与を受けることを確約できる者（注2） ５）合格した場合、卒業後、専門領域として選択する診療科について、以下のいずれかのものを推奨されていることを十分に理解の上、入学することができる者 【選択を推奨する診療科】 総合診療科、救急科、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科 ※いずれも新専門医制度の熊本県内における診療科を指す。 （注1）熊本大学における保護者の定義は、次のとおりとする。（学校教育法から引用） 子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。 （注2）卒業後のみられた一定期間、熊本県知事が指定する地域の病院等で勤務すること。	有（推奨）	総合診療科、救急科、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科	H22	
合計			8	4						

（※1）貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

②**令和７年度に実施する**地域枠学生（令和８年入学）の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行う場合には、それぞれご記入ください。
また、参考としてPRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	うち臨時定員分	選抜方法（※1）	出願要件（※1）	診療科の選定の有無	（診療科の選定が有る場合）その診療科名	開始年度	備考
熊本県医師修学資金地域枠（学校推薦型選抜Ⅱ(地域枠))	（ⅰ）学校推薦型選抜	別枠（先行型）	8	4	大学入学共通テスト、推薦書、調査書、志望理由書（地域医療に対する抱負や意見について800字程度）及び面接の成績により総合的に判定する。	熊本県内の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から4人以内とする。 熊本県外の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から3人以内とし、出願時において保護者（注1）が3 年以上継続して熊本県内に在住（住民登録）している者を対象とする。なお、学校推薦型選抜Ⅱ（一般枠）及び（みらい医療枠）との併願はできない。 志望学科への入学の意志が強固、かつ将来、熊本県の地域医療を目指す者で、次の1)～4)までの全ての要件を満たすもの 1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を令和6年3月以降に卒業した者及び令和8年3月卒業見込みの者 2) 上記1）の教育施設における全体の学習成績の状況が4.0 以上であって、将来、熊本県の地域医療において中心的役割を担う人材であると判断でき、人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者 3) 令和8年度大学入学共通テストの6教科8科目以上を受験した者 4) 合格した場合、熊本県医師修学資金の貸与を受け入学し、在学中は継続して貸与を受けることを確約できる者（注2） 5) 合格した場合、卒業後、専門領域として選択する診療科について、以下のいずれかのものを推奨されていることを十分に理解の上、入学することができる者 【選択を推奨する診療科】 総合診療科、救急科、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科 ※いずれも新専門医制度の基本領域における診療科を指す。 （注 1）熊本大学における保護者の定義は、次のとおりとする。（学校教育法から引用） 子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。 （注２）卒業後の決められた一定期間、熊本県知事が指定する地域の病院等で勤務すること。	有（推奨）	総合診療科、救急科、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科	H22	
合計			8	4						

（※1）貴大学において、PRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）に記載の内容（貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容）をご記入ください。
※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

１－２．教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要（令和８年度）について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1年次に、必修科目「地域医療・福祉体験実習コース」において、療養型病院など地域の医療・介護・福祉の現場で患者や住民の側から医療・福祉をみる体験を積み、患者と接する態度を学んでいる。また、2年次必修科目「熊本大学病院医療体験実習コース」における体験実習及び3年次必修科目「臨床医学Ⅱ」の地域医療・プライマリケア体験実習コースにおける熊本県内各地の診療所等での体験実習を通して、地域医療への理解を深めている。5･6年次には、「臨床実習Ⅱ」のクリニカル・クラークシップ2（CC2）において地域医療実習を課しており、加えて令和5年度から「地域医療総合演習」を開講するなど地域医療に関する教育を充実させている。	（参考：記入例） 1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。令和８年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②（過去に地域枠を設定したことがある場合）これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成21年度から地域枠による増員を開始し、熊本県医師修学資金地域枠の周知、地域枠学生へのキャリア形成支援などの取組を行ってきた。令和7年4月現在、104名の地域枠医師・学生を確保し、そのうち45名が地域（へき地の医療機関を含む。）の医療機関で地域医療に貢献している。	（参考：記入例） 平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。 令和７年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容（正規科目）について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者（※1）	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1	地域医療・福祉体験実習コース	全員	必修	必修	実習	1	H27
2	熊本大学病院医療体験実習コース	全員	必修	必修	実習	1	H28
3	臨床医学Ⅱ（※R5年度以前の入学者は「地域医療・プライマリケア体験実習コース」で履	全員	必修	必修	実習	20.5 (R5以前1)	H29
4	社会医学（※R5年度以前の入学者は「医療と社会」及び「公衆衛生学」で履修。）	全員	必修	必修	講義	6.5 (R5以前5)	H21以前
5,6	臨床実習Ⅱ（※R5年度以前の入学者は「特別臨床実習」で履修。）	全員	必修	必修	実習	29 (R5以前38)	H30
5	地域医療総合演習	全員	選択	選択	実習	0.5	R5

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。（地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。）
※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者（※1）	都道府県との連携	期間（例：○週間）	プログラムの概要（1～2行程度）	開始年度
全学年	夏季地域医療特別実習	全員	熊本県寄附講座「熊本大学病院地域医療・総合診療実践学寄附講座」が主体として開催	2日間	熊本県医師修学資金被貸与者と自治医科大学生(熊本県出身)が協力し、聞き取り調査等により、地域の問題点を探り出す。	H21以前
全学年	地域医療ゼミ	全員	熊本県寄附講座「熊本大学病院地域医療・総合診療実践学寄附講座」が主体として開催	毎月1回開催	地域医療に関して、教員によるレクチャー、学生による発表会を実施。	H21以前

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。
※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。（令和７年度以前から継続する取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
「総合医学教育学講座」の設置	令和5年1月に、医学教育に特化した講座として「総合医学教育学講座」を設置し、医学教育の更なる充実を図っている。	R4

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

２．都道府県等との連携等

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第４条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定主体	貸与人数	貸与対象	貸与額　（例：200,000）		返還免除要件	選抜方法		診療科の選定の有無	（診療科の選定が有る場合）その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無（※1）			
熊本県	8	新入生	**119,650**	8,896,800	(1) 大学卒業後、２年以内に医師免許を取得すること。 (2) 医師免許取得後、直ちに条例で定める病院（県内の基幹型臨床研修病院）で臨床研修に従事すること。 (3) 臨床研修修了後、直ちに知事が指定する病院等に勤務すること。 (4) 返還免除に必要な指定病院等での勤務期間（貸与期間の１．５倍に相当する期間）を満たすこと。	④その他（備考欄に記入）	○	有（推奨）	総合診療科、救急科、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科	※選抜方法（選抜時期）について 医学科による学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）受験者の面接後、引き続き熊本県医師修学資金面接（熊本県職員及び熊本県地域医療支援機構（熊本大学病院地域医療支援センター）職員による面接）を実施。両面接終了後、熊本県医師修学資金面接合格者のうち、地域枠合格者の上位8名を対象学生とする。 ※推奨診療科について 医師の診療科偏在、地域偏在の問題を解決するため、卒業後専門領域として選択する診療科を推奨する制度を令和6年度入学者より適用。 **入学料相当額：** **282,000円** **（入学年度のみ）** **授業料相当額：** **535,800円** **（年額）** **生活費相当額：** **75,000円** **（月額）**

（※1）診療科の限定または推奨がある場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
※該当がない場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
熊本県地域医療支援機構（熊本大学病院地域医療支援センター）及び熊本県寄附講座「熊本大学病院地域医療・総合診療実践学寄附講座」による取組	熊本県医師修学資金被貸与者への個人面談実施（年1回以上）、地域医療ゼミ・セミナー・講演会の開催、夏季地域医療特別実習の実施等	H21以前

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

3．在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援

在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援についてご記入ください。（都道府県と連携した取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
地域枠学生に対する修学支援	医学科学生委員会において、修学指導、学生生活上の相談等の支援を行うとともに、入学時にメンター教員を配置し、卒業まで、随時相談に対応している。また、熊本県地域医療支援機構（熊本大学病院地域医療支援センター）においてキャリア形成に関する面談（年１回以上）・随時の相談対応を実施している。	H21以前
地域医療ゼミ	地域枠学生に対し、地域医療に関する興味・関心を深めることを目的として、5年生が幹事学生となり学生達で企画した内容を中心に毎月１回開催している。ゼミ内で、卒後制度や奨学金制度、地域医療キャリア形成への理解を深めている。	H21以前

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

４．その他

１～３に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～3行程度）
特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組予定がありましたら、ご記入ください。

令和9年度入学者選抜から、熊本における医療を支える若手医師確保のため、学校推薦型選抜Ⅱに「熊本医療枠」（募集人員10名）を新設する予定である。
また、令和7年度から、熊本県による「産科学寄附講座」を設置し、産科医師の育成等に取り組んでいる。

抜粋

令和７年度（２０２５年度）

学校推薦型選抜 学生募集要項

学校推薦型選抜 Ⅱ

（大学入学共通テストを課す）

教　育　学　部
医　　学　　部
薬　　学　　部
工　　学　　部
情報融合学環

インターネットによる出願受付のみ

熊本大学
Kumamoto University

目　　次

アドミッション・ポリシー ………………………… 1
募集人員・出願方法 …………………………11
大学入学共通テスト教科・科目の確認表 …………………………13
推薦・選抜方法等
１．教育学部 …………………………15
２．医学部医学科（一般枠） …………………………25
３．医学部医学科（地域枠） …………………………27
４．医学部医学科（みらい医療枠） …………………………31
５．医学部保健学科 …………………………34
６．薬学部 …………………………36
７．工学部（ア） …………………………38
８．工学部（イ） …………………………41
９．情報融合学環（一般枠） …………………………44
１０．情報融合学環（女子枠） …………………………47
出願・受験案内等
１．出願手続 …………………………50
２．検定料の支払方法 …………………………53
３．インターネット出願登録方法 …………………………55
４．受験票及び試験場等案内 …………………………67
５．受験に際しての注意事項 …………………………67
６．合格者発表 …………………………68
７．入学手続 …………………………69
８．合格者に対する注意事項 …………………………70
９．学校推薦型選抜志願者が一般選抜を志願する場合の取扱い …………………………70
１０．障がい等を有する入学志願者との事前相談 …………………………71
１１．請求により本人に開示される個人情報 …………………………72
１２．個人情報の取扱い …………………………73
学生生活等
１．学生寄宿舎（学生寮） …………………………74
２．高等教育の修学支援新制度による入学料・授業料等減免について …………………………75
３．奨学金 …………………………75
参考資料
令和７年度学校推薦型選抜Ⅱ学生募集要項の主な変更点 …………………………76
令和６年度学校推薦型選抜Ⅱの実施状況 …………………………77
熊本大学位置図 …………………………78

す。また、以上の学生を選抜するための基本方針として、多様な学生を評価できる入試を提供します。

＜養護教育コース＞

養護教育コースでは、大学入学までに身につけておくことが期待される資質・能力として、心身の健康教育を中心とする子どもの教育に対する幅広い関心と情熱、論理的思考力、コミュニケーション能力を重視しています。また、以上の学生を選抜するための基本方針として、多様な学生を評価できる入試を提供します。

Ⅲ　選抜方法

【学校推薦型選抜Ⅱ】

大学入学共通テストを課し、高等学校までの教科の基礎的知識・技能を評価するとともに、調査書や推薦書等を参考にしながら、各コース・専攻の特性を踏まえた面接、実技等を実施し、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職への意欲を総合的に評価し、選抜を行います。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価します。

※　各選抜で特に重視するポイント（◎：特に大きい比重、　○：大きい比重）

評価観点 ＼ 入試区分	学力の３要素			求める人材像（アドミッション・ポリシー）			
	知識・技能（基礎学力）	思考力、判断力、表現力	主体性、多様性、協働性	教員を目指す意志、教育に関わる問題解決への意欲	学習意欲、問題を解決できる能力	教育と社会的活動への興味・関心	コミュニケーション能力、協調性
一般選抜（前期日程）	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
学校推薦型選抜Ⅱ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
私費外国人留学生選抜	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎

医学部

熊本大学医学部では、医学・保健学（看護学・放射線技術科学・検査技術科学）の発展に寄与し、広く社会に貢献できる医療者・研究者・教育者を育成するために、豊かな人間性、優れた協調性、高い倫理観、充分な基礎学力、科学的探究心、国際的視野を持つ人を求めています。

＜医学科＞

Ⅰ　求める学生像

熊本大学医学部医学科の使命

豊かな人間性と高い倫理観を持ち、医学およびその関連領域における社会的な使命を生涯にわたって追求・達成するとともに、変化する時代に対応できる能力を涵養し、地域にも世界にも貢献できる医師・医学者を育てる。

アドミッション・ポリシー

熊本大学医学部医学科の使命を達成するために、医学部医学科では、次のような人を求めています。

１．病める人たちやその家族の気持ちを理解できる人
２．チーム医療の中心的役割を果たすための優れた協調性を持つ人

３．地域医療に関心を持ち、地域住民の健康増進に貢献する意欲を持つ人
４．科学的探究心が旺盛で、国際的視野で医科学研究を展開する意欲に溢れる人
５．社会に対する幅広い視野を有し、地域や国際社会における保健医療や福祉に深い関心を持つ人
６．日々進歩する医学や医療の最新知識を吸収できる基礎学力を持ち、生涯にわたって自己学習を継続できる人
７．医学と医療以外の幅広い分野にも興味を持ち、継続的に教養を深める意欲に溢れる人

Ⅱ　入学者選抜の基本方針

医学部医学科の入学試験では、高等学校までの教育課程を踏まえ、基礎的知識（基礎学力）、論理的思考力・判断力・表現力等を評価します。

（医学科への入学までに身につけてほしいこと）

受験生の多様性に合わせて、大学入学共通テスト及び個別学力検査では物理・化学・生物から２科目選択となっていますが、入学後、医学科の様々な専門科目の基礎として、高等学校で学ぶ「生物・生物基礎」は重要な科目です。生物学の教科書はバランス良く構成されており、最新の生命現象についても平易に解説されていますので、幅広く学んでおくことが必要です。

また、教科の基礎学力だけでなく、論理的な文章を書くための国語力、グローバルでグローカルな医療の世界での共有言語である英語の素養を十分に身につけ、国際的な広い視野とコミュニケーション能力を備えていることも重要です。

Ⅲ　選抜方法

【学校推薦型選抜Ⅱ】

「知識・技能」については、大学入学共通テストを利用して高等学校の教育課程の教科・科目に関する総合的な学力を、個別学力検査により、入学後の学習とより密接にかかわる教科・科目について学力をより深く判定します。また、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については、推薦書、調査書、小論文及び面接により判定し、それらの判定結果から入学者を選抜します。

※　各選抜で特に重視するポイント（◎：特に大きい比重、　○：大きい比重）

評価観点 ＼ 入試区分	学力の３要素			求める人材像（アドミッション・ポリシー）		
	知識・技能（基礎学力）	思考力、判断力、表現力	主体性、多様性、協働性	チーム医療に必要とされるコミュニケーション能力・協調性	地域医療への関心・貢献	医科学研究への関心・持続的な学習意欲
一般選抜（前期日程）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
学校推薦型選抜Ⅱ	◎	◎	◎	◎	◎	◎
私費外国人留学生選抜	◎	◎	◎	○	○	○

＜保健学科＞

Ⅰ　求める学生像

保健学（看護学、放射線技術科学、検査技術科学）の発展を担い、広く社会に貢献できる資質の高い医療者・研究者・教育者を育成するために、保健学科では保健学科の求める学生像を踏まえ、次のような人を求めています。

１．看護職（看護師、保健師、助産師）並びに診療放射線技師、臨床検査技師という職業に魅力を感じ、専門分野において地域貢献するとともに、国際的な広い視野で物事を考え、活躍

募集人員・出願方法

本学では、学校長（出願要件を満たす教育施設）の推薦に基づき、入学定員の一部について、次のとおり入学者選抜を実施します。

１．募集人員

学部等	学科・課程・専攻				募集人員		
教育学部	学校教育教員養成課程	初等・中等教育コース	小学校専攻		30人	（一般枠）	10人
						（地域枠）	10人
						（理数枠）	10人
			理科専攻		5人		
			実技系専攻	音楽	10人	（2人程度）	
				美術		（1人程度）	
				保健体育		（3人程度）	
				技術		（2人程度）	
				家庭		（2人程度）	
		特別支援教育コース			6人		
		養護教育コース			8人		
医学部	医学科				※23人	（一般枠）	5人
						（地域枠）	※ 8人
						（みらい医療枠）	10人
	保健学科	看護学専攻			18人		
		放射線技術科学専攻			9人		
		検査技術科学専攻			9人		
薬学部	薬学科				15人		
	創薬・生命薬科学科				10人		
工学部	土木建築学科				（ア）	26人	（イ）各学科若干名
	機械数理工学科					16人	
	情報電気工学科					20人	
	材料・応用化学科					27人	
	半導体デバイス工学課程					5人	
情報融合学環					15人	（一般枠）	7人
						（女子枠）	8人
合計					252人		

（備考）

1．教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コースの小学校専攻における学校推薦型選抜Ⅱは、一般枠、地域枠、理数枠を設定し、募集人員はそれぞれ10人とします。

教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コースの実技系専攻における募集人員（　）内人数は、それぞれの合格者数の目安を示しています。

教育学部学校教育教員養成課程初等・中等教育コースの実技系専攻（技術）の募集人員(2人程度)は、職業教育（工業・農業系）を主とする専門高校（学科）又は職業教育（工業・農業系）を主とする総合学科の出身者を対象としています。

2．医学部医学科（地域枠）の募集人員8人は、熊本県内高等学校の出身者または熊本県外高等学校の出身者（出願時において保護者が3年以上継続して熊本県内に在住している者）で熊本県医師修学資金の貸与を受ける者を対象としています。

医学部医学科（みらい医療枠）の募集人員10人は、熊本県内高等学校の出身者または熊本県外高等学校の出身者（出願時において保護者が3年以上継続して熊本県内に在住している者）で、卒業後の初期臨床研修終了後、熊本大学大学院医学教育部への進学又は熊本大学病院専門研修プログラムを履修する者を対象としています。

3．工学部（イ）の募集人員若干名は、工学部（ア）の募集人員の枠内とし、職業教育を主とする専門高校（学科）及び総合学科の出身者を対象としています。

4．情報融合学環の学校推薦型選抜Ⅱ募集人員には、データサイエンス、情報学に対する強い勉学意欲と将来を見据えた明確な勉学目的を持つことはもとより、従来の常識にとらわれずに新たなことに積極的にチャレンジし、多様な視点や優れた発想から、新たなイノベーション創出や社会の発展に貢献したいという意欲を持つ優秀な女子学生を対象とした学校推薦型選抜の募集人員（8人）を含みます（学校推薦型選抜Ⅱ（女子枠）と称します。）。

5．学校推薦型選抜の入学手続完了者が募集人員に満たない場合（合格者が募集人員に満たなかった場合も含む）は、その不足する人員を前期日程の募集人員に加えます（医学部医学科（地域枠）の募集人員（臨時定員）を除く。）。

※ 医学部医学科の募集人員について

地域における深刻な医師不足に対処するため、医学部医学科入学定員の増員が必要であると国から示されたことに対し、医学部医学科では、熊本県内の地域医療に志のある学生の入学を推進し、地域等における医師不足を解消することを目的として、令和 7 年度入試の入学定員 4 人の増員申請を行い、文部科学省大学設置・学校法人審議会において認可されました。これにより令和 7 年度入試の入学定員（募集人員）は 109 人となり、一般選抜（前期日程）86 人、学校推薦型選抜Ⅱ23 人（一般枠 5 人、地域枠 8 人、みらい医療枠 10 人）の募集人員とし、入学者選抜を実施します。

なお、今回の入学定員の増員は、令和 7 年度入試のみ適用され、臨時定員増員に関する令和 8 年度（2026 年度）入試以降の取扱いは、現時点では未定です。

本件については、内容が確定次第、本学ウェブサイトで情報を更新していきますので、随時確認するようにしてください。（https://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/gakubunyushi 参照）

◎ 工学部の教育プログラムについて

工学部では、4 学科・1 課程で学生を募集し、各学科・課程単位で選抜を行いますが、4 学科への入学者は 2 年次進級の際にさらに学科毎に 3 つの教育プログラムに分かれて所属します。各教育プログラムの受け入れ可能な人数には制約があり、教育プログラムへの配属は希望と 1 年次の成績に基づいて決定されます。同一学科内であっても、配属される教育プログラムによって取得可能な資格等に違いがありますので注意してください。

(https://www.eng.kumamoto-u.ac.jp/department/ 参照)

◎ 情報融合学環のコース所属について

情報融合学環の入学者は、2 年次進級の際に 2 つのコースに分かれて所属します。各コースへの配属は、希望と 1 年次の成績に基づいて決定されます。

２．出願方法

国公立大学（※独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ。）の学校推薦型選抜（大学入学共通テストを課す選抜、課さない選抜を含めて）へ出願できるのは、一つの大学・学部・学科に限られています。

したがって、本学の学校推薦型選抜に出願した者は、他の国公立大学が実施する学校推薦型選抜に出願することはできません。

３．医　学　部　　医　学　科（地域枠）

※地域枠については、当該枠の趣旨及び令和６年度入学者から適用している「診療科推奨制度」について十分にご理解の上受験していただくために、出願に際して以下のいずれかを満たしているかをご確認の上、出願手続をお願いいたします。

① 熊本大学医学部医学科オープンキャンパスにおける地域枠説明会への出席
（令和６年８月２日開催）

② ①の説明会の録画配信の視聴
https://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/department/medical/admission-opencampus2024-html/

（１）募集人員

医　学　科　　８人

（２）推薦の要件

熊本県内の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から４人以内とします。

熊本県外の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から３人以内とし、出願時において保護者（注１）が３年以上継続して熊本県内に在住（住民登録）している者を対象とします。

なお、学校推薦型選抜Ⅱ（一般枠）及び（みらい医療枠）との併願はできません。

志望学科への入学の意志が強固、かつ将来、熊本県の地域医療を目指す者で、次の１）～４）までの全ての要件を満たすもの

１）高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を令和５年３月以降に卒業した者及び令和７年３月卒業見込みの者

２）上記１）の教育施設における学習成績の状況が4.0以上であって、将来、熊本県の地域医療において中心的役割を担う人材であると判断でき、人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者

３）令和７年度大学入学共通テストの６教科８科目以上（「（３）選抜方法」参照）を受験した者

４）合格した場合、熊本県医師修学資金の貸与を受け入学し、在学中は継続して貸与を受けることを確約できる者（注２）

５）合格した場合、卒業後、専門領域として選択する診療科について、以下のいずれかのものを推奨されていることを十分に理解の上、入学することができる者

【選択を推奨する診療科】

総合診療科、救急科、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科

※いずれも新専門医制度の基本領域における診療科を指す。

（注１）熊本大学における保護者の定義は、次のとおりとします。（学校教育法から引用）
子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（注２）卒業後の決められた一定期間、熊本県知事が指定する地域の病院等で勤務していただきます（30ページ参照）。

（３）選抜方法

大学入学共通テスト、推薦書、調査書、志望理由書（地域医療に対する抱負や意見について800字程度）及び面接の成績により総合的に判定します。

大学入学共通テストで受験を要する教科・科目

学　科	新教育課程による出題科目	旧教育課程履修者等に対する経過措置
医学科	国　：国語・・・・・1 地歴：地総・地探、歴総・日探、歴総・世探 公民：公・倫、公・政経　}から 1 数　：数Ⅰ・数A・・・・・1 　　数Ⅱ・数B・数C・・・・・1 理　：物理、化学、生物から 2 外　：英、独、仏、中、韓から 1 情　：情報Ⅰ・・・・・1 〔6 教科 8 科目〕	＊旧教育課程履修者は、以下の経過措置科目を選択することができる。 地歴：旧世B、旧日B、旧地理B 公民：旧現社、旧倫、旧政経、旧倫・旧政経　} から 1 数　：旧数Ⅰ・旧数A・・・・・1 　　旧数Ⅱ・旧数B、旧簿、旧情報基礎から 1 情　：旧情報・・・・・1 ＊「旧簿」及び「旧情報基礎」を選択解答できる者は、高等学校又は中等教育学校（後期課程）等においてこれらの科目を履修した者及び文部科学大臣の指定を受けた専修学校の高等課程の学科修了（見込み）者に限る。

（注）1．「地歴」と「公民」について、指定数以上の教科・科目を解答している者の成績は、第 1 解答科目を採用します。
2．「外国語」において「英語」を選択する受験者は、リーディングとリスニングの双方を解答しなければなりません（リスニングの免除を許可された者を除く。）。
3．「地歴」と「公民」について、第 1 解答科目が医学科の指定した利用教科･科目でなく、第 2 解答科目が医学科の指定した利用教科･科目である場合は、当該利用教科・科目を「0 点」として取り扱います。

（4）評価基準・配点

1）評価基準

【面　接】

医学科の教育を受けるために必要な基礎学力、科学的・知的探究心、医学（地域医療を含む）に対する熱意と適性、柔軟な思考力、高等学校における活動状況を参考とします。

調査書、推薦書及び志望理由書を参考にしながら、複数の面接官による個人面接を実施します。

2）配点

区分／学科	大学入学共通テスト							個別学力検査等		合計
	教科・科目等						計	面接	計	
	国語	地歴・公民	数学	理科	外国語	情報				
医学科	200	100	200	200	200	100	100	30	30	130
	8 科目合計点（1000 点）を 100 点に換算する									

※大学入学共通テストで課す「外国語『英語』」については、リーディング 100 点満点を 200 点満点に、リスニング 100 点満点を 50 点満点に換算し、その合計点を 200 点満点に圧縮したうえで、学科における配点のとおり換算します。

なお、リスニング免除者及び英語以外の「外国語」受験者については、リーディング 100 点満点を 200 点満点に換算し、学科における配点のとおり換算します。

（5）合否判定基準

1）令和 7 年度大学入学共通テストの **6 教科 8 科目以上を受験し、かつ、原則として 8 科目合計点の 78%以上を得た者を対象に、**総得点の高い順に募集人員の範囲で合格者を決定します。

2）面接について、複数の面接官が最低の評価点を与えた場合、又は面接点の合計点が一定基準を超えなかった場合は、合格としません。

（６）試験日時等

１）日　時　　令和７年２月８日（土）　集合時間　12 時 30 分
２）試験場　　熊本大学医学部医学科　熊本市中央区本荘１丁目１番１号

※　インターネット出願システムから出力した本学の受験票（学校推薦型選抜Ⅱ用）及び「大学入学共通テスト受験票」を持参してください。

〔本件に関する問合せ先〕
熊本大学医薬保健学系事務課医学事務チーム教務担当　電話：096-373-6832

「熊本県医師修学資金」について

熊本大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）による合格者は、熊本県医師修学資金の貸与を受けていただきます。

（１）制度の概要

熊本県医師修学資金貸与制度は、医師が不足している地域の医師確保を目的とした制度です。

貸与を受けた方は、大学卒業後、貸与を受けた期間の２分の３に相当する期間（6年間貸与を受けた場合は 9 年間）、熊本県知事が指定する医師が不足する地域の病院等（知事指定病院等（※１））で勤務していただきます。（この期間には、熊本県内の基幹型臨床研修病院で行う２年間の臨床研修と、熊本県内の医療機関で行う１年間の後期研修の期間を含みます。）必要な勤務期間を満了すると、貸与を受けた修学資金の返還が全額免除されます。（※２）

※１－１　知事指定病院等

1. 臨床研修
   県内の基幹型臨床研修病院
2. 臨床研修修了後
   知事が指定する右の第1～3グループの医療機関
   （令和６年４月時点）

※１－２

第1～3グループの医療機関においては、次のとおり勤務していただきます。

第１グループ：２年間以内
第２グループ：２年間以上
第３グループ：残りの期間
（グループ間の順序は変更可）

※１－３

第３グループのうち、診療所で勤務した期間は、第２グループで勤務した期間とみなします。

※１－４

知事指定病院等は、各地域の医師不足の状況等により変更になる可能性があります。

【第１グループ】

圏域	医療機関名
有明	①有明医療センター ②くまもと県北病院
鹿本	③山鹿市民医療センター
菊池	④熊本再春医療センター
八代	⑤熊本労災病院 ⑥熊本総合病院
芦北	⑦水俣市立総合医療センター
球磨	⑧人吉医療センター
天草	⑨天草地域医療センター ⑩天草中央総合病院

【第２グループ】

圏域	医療機関名
阿蘇	⑪阿蘇医療センター ⑫小国公立病院
上益城	⑬そよう病院
球磨	⑭公立多良木病院
天草	⑮上天草総合病院 ⑯河浦病院 ⑰新和病院 ⑱栖本病院

【第３グループ（うち病院）】

圏域	医療機関名
熊本	⑲こころの医療センター
宇城	⑳熊本南病院 ㉑こども総合療育センター ㉒済生会みすみ病院
有明	㉓和水町立病院
菊池	㉔菊池郡市医師会立病院 ㉕菊池病院
八代	㉖八代市医師会立病院 ㉗八代北部地域医療センター
天草	㉘牛深市民病院 ㉙苓北医師会病院

【第３グループ（うち診療所）】

圏域	医療機関名
阿蘇	㉚産山村診療所
八代	㉛椎原診療所
天草	㉜湯島へき地診療所 ㉝御所浦診療所

※２　知事指定病院等で医師業務に従事しなかった場合等、被貸与者となった後、熊本県医師修学資金貸与条例第８条第１項に規定する事項に該当した場合、貸与を受けた修学資金の額に利息を加えた額を一定期間内に一括して返還する必要が生じますのでご留意ください。

（２）貸与額

入学料相当額：282,000 円（入学年度のみ）、授業料相当額：535,800 円（年額）、
生活費相当額：75,000 円（月額）　　（6 年間で約 900 万円の貸与となります。）

※　志願時同意書の提出

熊本大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）の志願に当たり、以下の事項に同意の上、同意書を提出していただきます。

１．熊本県医師修学資金貸与条例（以下「条例」という。）に基づき修学資金の貸与を受けることになったときは、卒業後、修学資金の貸与を受けた期間の２分の３に相当する期間、条例及び熊本県医師修学資金貸与条例施行規則に規定する知事が指定する病院等において、医師としての業務に従事すること。

２．上記１の勤務については、臨床研修（条例に規定する臨床研修をいう。）修了時に公表されている熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラムの中から選択したコースに沿って行うこと。

３．死亡又は傷病等で県がやむを得ないと認める事由により本人が医師業務に従事できなくなったとき以外は、県は上記１及び２の従事要件からの離脱に同意しないこと。

～熊本県医師修学資金の詳しい内容については、以下の問合せ先へお尋ねください～
〔問合せ先〕熊本県医療政策課　（電話）096-333-2204

抜粋

令和８年度（２０２６年度）

入 学 者 選 抜 要 項

目　　次

共創学環の新設について …… 1
教育学部の改組について …… 3
１．令和８年度入学者選抜の主な変更点 …… 6
２．インターネット出願 …… 8
３．アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）
各学部及び学環のアドミッション・ポリシー …… 9
４．入学者選抜概要
（１）募　集　人　員 …… 27
（２）出　願　資　格 …… 29
（３）志　望　方　法 …… 30
（４）推　薦　方　法 …… 31
５．入学者選抜実施日程 …… 32
６．入学者選抜方法等 …… 33
７．入学者選抜の実施教科・科目等
（１）一般選抜 …… 36
（２）総合型選抜
１）Kumamoto 探究入試 …… 51
２）国際バカロレア入試 …… 54
３）海外在住者入試 …… 55
４）社会人入試 …… 56
５）帰国生徒入試 …… 57
６）私費外国人留学生入試 …… 61
（３）学校推薦型選抜 …… 65
８．障がい等を有する入学志願者との事前相談 …… 87
９．入学志願者の入学検定料の免除 …… 88
１０．学生募集要項等の公表時期及び入手方法 …… 89
（参考資料）
・ 令和７年度入学試験実施状況表 …… 90

〔令和７年６月〕

熊本大学
Kumamoto University

医学部

熊本大学医学部では、医学・保健学（看護学・放射線技術科学・検査技術科学）の発展に寄与し、広く社会に貢献できる医療者・研究者・教育者を育成するために、豊かな人間性、優れた協調性、高い倫理観、充分な基礎学力、科学的探究心、国際的視野を持つ人を求めています。

＜医学科＞

Ⅰ　求める学生像

熊本大学医学部医学科の使命

豊かな人間性と高い倫理観を持ち、医学およびその関連領域における社会的な使命を生涯にわたって追求・達成するとともに、変化する時代に対応できる能力を涵養し、地域にも世界にも貢献できる医師・医学者を育てる。

アドミッション・ポリシー

熊本大学医学部医学科の使命を達成するために、医学部医学科では、次のような人を求めています。

１．病める人たちやその家族の気持ちを理解できる人
２．チーム医療の中心的役割を果たすための優れた協調性を持つ人
３．地域医療に関心を持ち、地域住民の健康増進に貢献する意欲を持つ人
４．科学的探究心が旺盛で、国際的視野で医科学研究を展開する意欲に溢れる人
５．社会に対する幅広い視野を有し、地域や国際社会における保健医療や福祉に深い関心を持つ人
６．日々進歩する医学や医療の最新知識を吸収できる基礎学力を持ち、生涯にわたって自己学修を継続できる人
７．医学と医療以外の幅広い分野にも興味を持ち、継続的に教養を深める意欲に溢れる人

Ⅱ　入学者選抜の基本方針

医学部医学科の入学試験では、高等学校までの教育課程を踏まえ、基礎的知識（基礎学力）、論理的思考力・判断力・表現力等を評価します。

（医学科への入学までに身につけてほしいこと）

受験生の多様性に合わせて、大学入学共通テスト及び個別学力検査では物理・化学・生物から２科目選択となっていますが、入学後、医学科の様々な専門科目の基礎として、高等学校で学ぶ「生物・生物基礎」は重要な科目です。生物学の教科書はバランス良く構成されており、最新の生命現象についても平易に解説されていますので、幅広く学んでおくことが必要です。

また、教科の基礎学力だけでなく、論理的な文章を書くための国語力、グローバルでグローカルな医療の世界での共有言語である英語の素養を十分に身につけ、国際的な広い視野とコミュニケーション能力を備えていることも重要です。

Ⅲ　選抜方法

１．一般選抜（前期日程）

「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」については、大学入学共通テストを利用して高等学校の教育課程の教科・科目に関する総合的な学力を判定し、個別学力検査により、入学後の学修とより密接にかかわる教科・科目の学力をより深く判定します。さらに、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については調査書、面接等により判定し、それらの判定結果から入学者を選抜します。

２．総合型選抜Ⅰ（私費外国人留学生入試）

「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」については、日本留学試験を利用してこれまでの教育課程の教科・科目及び日本語に関する総合的な学力を判定し、個別学力検査により、入学後の学修とより密接にかかわる教科・科目の学力をより深く判定します。さらに、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については面接により判定し、それらの判定結果から入学者を選抜します。

３．学校推薦型選抜Ⅱ

「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」については、大学入学共通テストを利用して高等学校の教育課程の教科・科目に関する総合的な学力を判定します。また、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については、推薦書、調査書、面接等により判定し、それらの判定結果から入学者を選抜します。

※　各選抜で特に重視するポイント（◎：特に大きい比重、　○：大きい比重）

評価観点 ＼ 入試区分	学力の３要素			求める人材像（アドミッション・ポリシー）		
	知識・技能（基礎学力）	思考力、判断力、表現力	主体性、多様性、協働性	チーム医療に必要とされるコミュニケーション能力・協調性	地域医療への関心・貢献	医科学研究への関心・持続的な学習意欲
一般選抜（前期日程）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
総合型選抜Ⅰ（私費外国人留学生入試）	◎	◎	◎	○	○	○
学校推薦型選抜Ⅱ	◎	◎	◎	◎	◎	◎

＜保健学科＞

Ⅰ　求める学生像

保健学（看護学、放射線技術科学、検査技術科学）の発展を担い、広く社会に貢献できる資質の高い医療者・研究者・教育者を育成するために、保健学科では保健学科の求める学生像を踏まえ、次のような人を求めています。

１．看護職（看護師、保健師、助産師）並びに診療放射線技師、臨床検査技師という職業に魅力を感じ、専門分野において地域貢献するとともに、国際的な広い視野で物事を考え、活躍する意欲と熱意のある人

２．人間に対する尊厳の念を持ち、多様な価値観を受け入れる寛容さと優れた協調性を備えた人間性豊かな人で、医療における高い倫理観とマナーを育んでいける資質を持った人

３．高等学校までの履修科目の基礎事項を理解した上で、国語、外国語とともに２科目以上の理科（生物、化学、物理）において優れた学力を有する人

４．高等学校までに自らの目標に基づいて取り組んだ経験やクラブ活動あるいは生徒会活動、ボランティア活動等の経験を有し、様々な社会環境を受け入れることができる豊かな人間性を持った人

５．専門分野の知識や技術に興味・関心を持って学び、実験や臨地実習においても真摯な態度で自らの課題を設定して問題解決し、新しい分野にも積極的に取り組んでいくフロンティア精神を持った人

６．協調性に富み、チーム医療の一員としてお互いの仕事を尊重しつつ協同的に働き、専門分野における役割・機能の責務を果たし、指導的役割を担える資質を有する人

７．科学的探求心と積極的学習意欲を備え、学部卒業後は専門職業人や教育者・研究者としての能力を高め、指導的立場に立って社会貢献しようという意欲のある人

4．入学者選抜概要

（１）募　集　人　員

（人）

学部・学環	学　科・課　程・専　攻	入学定員	募集人員	一般選抜 前期日程	一般選抜 後期日程	総合型選抜 総合型選抜Ⅰ（大学入学共通テストを課さない） 帰国生徒入試	総合型選抜 総合型選抜Ⅰ（大学入学共通テストを課さない） 私費外国人留学生入試	総合型選抜 総合型選抜Ⅰ（大学入学共通テストを課さない） 社会人入試	総合型選抜 総合型選抜Ⅰ（大学入学共通テストを課さない） Kumamoto探究入試（地域課題解決挑戦型、グローバルリーダー育成型）、国際バカロレア入試、海外在住者入試	総合型選抜 総合型選抜Ⅱ（大学入学共通テストを課す） Kumamoto探究入試（プレゼンテーション型）	学校推薦型選抜 学校推薦型選抜Ⅰ（大学入学共通テストを課さない）	学校推薦型選抜 学校推薦型選抜Ⅱ（大学入学共通テストを課す）
文学部	人文科学科	160	160	115	20	—	若干名	—	—	—	25	—
教育学部	共同教員養成課程 小中連携教育コース 小学校教育主免専攻	140	64	38	—	—	若干名	—	—	—	—	26
	共同教員養成課程 小中連携教育コース 中学校教育主免専攻 国語		42	42（6人程度）								—
	共同教員養成課程 小中連携教育コース 中学校教育主免専攻 社会			（6人程度）								
	共同教員養成課程 小中連携教育コース 中学校教育主免専攻 英語			（6人程度）								
	共同教員養成課程 小中連携教育コース 中学校教育主免専攻 数学			（11人程度）								
	共同教員養成課程 小中連携教育コース 中学校教育主免専攻 理科			（7人程度）								
	共同教員養成課程 小中連携教育コース 中学校教育主免専攻 保健体育			（6人程度）								
	共同教員養成課程 教育支援探究コース 発達支援専攻		34	16								
	共同教員養成課程 教育支援探究コース 特別支援教育専攻			12								6
	養護教諭養成課程 養護教育コース養護教育専攻	30	30	22								8
	計	170	170	130								40
法学部	法学科	190	190	130	25	若干名	若干名	—	—	—	35	—
理学部	理学科	180	180	125	35	—	若干名	—	—	—	—	20
医学部	医学科	109	※109	86	—	—	各学科若干名	—	—	—	—	23
	保健学科 看護学専攻	144	70	50				2				18
	保健学科 放射線技術科学専攻		37	28				—				9
	保健学科 検査技術科学専攻		37	28				—				9
	計	253	253	192				2				59
薬学部	薬学科	55	55	40	—	—	各学科若干名	—	—	—	—	15
	創薬・生命薬科学科	35	35	25								10
	計	90	90	65								25
工学部	土木建築学科	118	118	76	11	各学科等若干名	各学科等若干名	—	—	—	—	31
	機械数理工学科	101	101	70	10							21
	情報電気工学科	112	112	75	12							25
	材料・応用化学科	122	122	78	12							32
	半導体デバイス工学課程	20	20	15	—							5
	計	473	473	314	45							114
情報融合学環		60	60	45	—	—	若干名	—	—	—	—	15
共創学環		80	80	40	—	3		—	22		15	—
合計		1,656	1,656	1,156	125	3		2	22		75	273

（備考）１．教育学部共同教員養成課程小中連携教育コース中学校教育主免専攻（国語、社会、英語、数学、理科、保健体育）及び教育支援探究コース発達支援専攻は、一般選抜（前期日程）のみで募集する。

教育学部共同教員養成課程小中連携教育コース中学校教育主免専攻の一般選抜（前期日程）募集人員における（　）内人数は、それぞれの合格者数の目安を示す。

教育学部共同教員養成課程小中連携教育コース小学校教育主免専攻の学校推薦型選抜Ⅱ募集人員には、地域枠の募集人員（8人）、国際枠の募集人員（5人）、実技系特色枠（13人）を含む。

実技系特色枠の募集人員の内訳は、音楽（４人程度）、美術（３人程度）、技術（３人程度）、家庭（３人程度）とし、（　）内人数は、それぞれの合格者数の目安とする。

２．医学部医学科の学校推薦型選抜Ⅱ募集人員には、地域枠（熊本県出身等の卒業見込み者及び卒業者を対象とした学校推薦型選抜）の募集人員（8人）、みらい医療枠（熊本県出身等の卒業見込み者を対象とした学校推薦型選抜）の募集人員（10人）を含む。

３．工学部の学校推薦型選抜Ⅱ募集人員には、職業教育を主とする専門高校（学科）及び総合学科の出身者を対象とした学校推薦型選抜Ⅱの募集人員（若干名）を含む。（学校推薦型選抜Ⅱ（イ）と称する。）

４．情報融合学環の学校推薦型選抜Ⅱ募集人員には、データサイエンス、情報学に対する強い勉学意欲と将来を見据えた明確な勉学目的を持つことはもとより、従来の常識にとらわれずに新たなことに積極的にチャレンジし、多様な視点や優れた発想から、新たなイノベーション創出や社会の発展に貢献したいという意欲を持つ優秀な女子学生を対象とした学校推薦型選抜の募集人員（8人）を含む。（学校推薦型選抜Ⅱ（女子枠）と称する。）

５．共創学環の総合型選抜Ⅰ（Kumamoto探究入試【地域課題解決挑戦型、グローバルリーダー育成型】、国際バカロレア入試、海外在住者入試）及び総合型選抜Ⅱ（Kumamoto探究入試【プレゼンテーション型】）募集人員の内訳は、プレゼンテーション型（10人程度）、地域課題解決挑戦型（4人程度）、グローバルリーダー育成型（4人程度）、国際バカロレア入試（２人程度）、海外在住者入試（２人程度）とし、それぞれの合格者数の目安とする。

６．共創学環の総合型選抜Ⅰ（帰国生徒入試及び私費外国人留学生入試）募集人員は、帰国生徒入試と私費外国人留学生入試を合わせて3人とする。

７．総合型選抜、学校推薦型選抜の入学手続完了者が募集人員に満たない場合（合格者が募集人員に満たなかった場合も含む）は、その不足する人員を前期日程の募集人員にそれぞれ加える。（医学部医学科の学校推薦型選抜Ⅱ地域枠の募集人員（臨時定員）を除く。）

※　医学部医学科の募集人員について

　医学部医学科では、本来、入学定員（募集人員）が 105 人のところ、令和８年度（2026 年度）入試における入学定員（募集人員）は 109 人（一般選抜（前期日程）：86 人、学校推薦型選抜Ⅱ：23 人（一般枠：５人、地域枠：８人、みらい医療枠：10 人））となっています。これは、熊本県内の地域医療に志のある学生の入学を推進し、地域等における医師不足を解消することを目的として、令和７年度に引き続き、令和８年度においても入学定員４人の臨時定員を維持することを計画しているためです。

　今後、文部科学省大学設置・学校法人審議会での審議を経て、入学定員４人の臨時定員の維持が認められた場合に、令和８年度入試における入学定員は 109 人となり、本表の募集人員にて入学者選抜を実施する予定です。

　なお、本件については、内容が確定次第、本学ウェブサイトで情報を更新していきますので、随時確認するようにしてください。（https://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/gakubunyushi/bosyujinin 参照）

◎　教育学部共同教員養成課程小中連携教育コース小学校教育主免専攻における学校推薦型選抜Ⅱ（実技系特色枠）の募集について

　学校推薦型選抜Ⅱ（実技系特色枠）は、音楽、美術、技術、家庭について選抜を実施します。実技系特色枠の志願者は、出願時に音楽、美術、技術、家庭から１つを選択して出願するものとし、実技系特色枠内で相互志望は認めません。

　また、教育学部共同教員養成課程小中連携教育コースは、小学校・中学校の複数免許取得を卒業要件としています。小学校教育主免専攻における学校推薦型選抜Ⅱ（実技系特色枠）に出願した場合、入学後は、小学校免許取得を必須として、二つ目の免許は受験した科目（音楽、美術、技術、家庭のいずれか）の免許を取得することになります。

◎　工学部の教育プログラムについて

　工学部は４学科・１課程で学生を募集し、各学科・課程単位で選抜を行いますが、４学科への入学者は 2 年次進級の際にさらに学科毎に 3 つの教育プログラムに分かれて所属します。各教育プログラムの受け入れ可能な人数には制約があり、教育プログラムへの配属は希望と１年次の成績に基づいて決定されます。同一学科内であっても、配属される教育プログラムによって取得可能な資格等に違いがありますので注意してください。

（https://www.eng.kumamoto-u.ac.jp/department/ 参照）

◎　情報融合学環のコース所属について

　情報融合学環の入学者は 2 年次進級の際に 2 つのコースに分かれて所属します。各コースへの配属は希望と１年次の成績に基づいて決定されます。

◎　共創学環のコース所属について

　３年次進級時に希望に応じて各コースに配属する予定です。

〔学校推薦型選抜Ⅰ・Ⅱ〕

学部等名 ＼ 選抜方法等				学校推薦型選抜										備考
				入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、個別学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する										
				大学入学共通テストを課す	大学入学共通テストを免除	大学入学共通テスト以外の学力検査を課す	2段階選抜 書類審査を行う	2段階選抜 第一段階選抜による合格者数（募集人員に対する倍率）	実技検査 実技検査を課す	実技検査 面接を行う	実技検査 小論文を課す	実技検査 その他	募集人員	
文学部			Ⅰ	×	○	×	×	×	×	○	○	×	25人	
教育学部 共同教員養成課程	小中連携教育コース 小学校教育主免専攻	Ⅱ	地域枠	○	×	×	×	×	×	○	×	×	8人	
			国際枠										5人	
			実技系特色枠 音楽						○				13人（4人程度）	
			実技系特色枠 美術						×				13人（3人程度）	
			実技系特色枠 技術										13人（3人程度）	
			実技系特色枠 家庭										13人（3人程度）	
	教育支援探究コース 特別支援教育専攻	Ⅱ											6人	
	養護教諭養成課程 養護教育コース養護教育専攻	Ⅱ											8人	
法学部			Ⅰ	×	○	×	○	約2倍	×	○	○	×	35人	
理学部			Ⅱ	○	×	×	×	×	×	○	×	×	20人	
医学部	医学科	Ⅱ	一般枠	○	×	×	×	×	×	○	○	×	5人	
			地域枠								×		8人	
			みらい医療枠								○		10人	
	保健学科 看護学専攻	Ⅱ		○	×	×	×	×	×	○	×	×	18人	
	保健学科 放射線技術科学専攻	Ⅱ											9人	
	保健学科 検査技術科学専攻	Ⅱ											9人	
薬学部	薬学科	Ⅱ		○	×	×	×	×	×	○	×	×	15人	
	創薬・生命薬科学科	Ⅱ											10人	
工学部	土木建築学科	Ⅱ	（ア）	○	×	×	×	×	×	○	×	×	31人	
			（イ）										（若干名）	
	機械数理工学科	Ⅱ	（ア）										21人	
			（イ）										（若干名）	
	情報電気工学科	Ⅱ	（ア）										25人	
			（イ）										（若干名）	
	材料・応用化学科	Ⅱ	（ア）										32人	
			（イ）										（若干名）	
	半導体デバイス工学課程	Ⅱ	（ア）										5人	
			（イ）										（若干名）	
情報融合学環		Ⅱ	一般枠	○	×	×	×	×	×	○	×	×	7人	
			女子枠										8人	
共創学環			Ⅰ	×	○	×	×	×	×	○	○	×	15人	

注）1.「Ⅰ」は「学校推薦型選抜Ⅰ」（大学入学共通テストを課さない推薦）を示し、「Ⅱ」は「学校推薦型選抜Ⅱ」（大学入学共通テストを課す推薦）を示す。

2.教育学部共同教員養成課程小中連携教育コース小学校主免専攻の実技系特色枠における（　）内の人数は、合格者数の目安を示す。

3.工学部各学科等の（イ）は、職業教育を主とする専門高校（学科）及び総合学科の出身者を対象とする学校推薦型選抜の選抜方法等及び募集人員を示す。

学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）（大学入学共通テストを課す）

実施学部等名	医学部　医学科
募　集　人　員	８人
出　願　要　件	熊本県内の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から４人以内とします。 熊本県外の高等学校が推薦できる人数は、一つの学校から３人以内とし、出願時において保護者が３年以上継続して熊本県内に在住（住民登録）している者を対象とします。 なお、学校推薦型選抜Ⅱ（一般枠）及び（みらい医療枠）との併願はできません。 志望学科への入学の意志が強固、かつ将来、熊本県の地域医療を目指す者で、次の 1)～4)までの全ての要件を満たすもの 1）　高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を令和６年３月以降に卒業した者及び令和８年３月卒業見込みの者 2）　上記 1）の教育施設における全体の学習成績の状況が 4.0 以上であって、将来、熊本県の地域医療において中心的役割を担う人材であると判断でき、人物・能力及び適性等について当該学校長が責任をもって推薦できる者 3）　令和８年度大学入学共通テストの６教科８科目以上（選抜方法等欄参照）を受験した者 4）　合格した場合、熊本県医師修学資金の貸与を受け入学し、在学中は継続して貸与を受けることを確約できる者（注） 5）　合格した場合、卒業後、専門領域として選択する診療科について、以下のいずれかのものを推奨されていることを十分に理解の上、入学することができる者 【選択を推奨する診療科】 総合診療科、救急科、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科 ※いずれも新専門医制度の基本領域における診療科を指す。 （注）卒業後の決められた一定期間、熊本県知事が指定する地域の病院等で勤務していただきます。
選 抜 方 法 等	大学入学共通テスト、推薦書、調査書、志望理由書（地域医療に対する抱負や意見について 800 字程度）及び面接の成績により総合的に判定します。 大学入学共通テストで受験を要する教科・科目 国　：国語・・・・・1 地歴：地総・地探、歴総・日探、歴総・世探 公民：公・倫、公・政経 （地歴・公民から 1） 数　：数Ⅰ・数Ａ・・・・・1 数Ⅱ・数Ｂ・数Ｃ・・・・・1 理　：物、化、生から２ 外　：英、独、仏、中、韓から 1 情　：情報Ⅰ・・・・・1 〔6 教科８科目〕

出　願　期　間	令和８年（2026 年）１月 19 日（月）～令和８年（2026 年）１月 23 日（金）
選　抜　期　日	令和８年（2026 年）２月７日（土）
合 格 発 表 日	令和８年（2026 年）２月 10 日（火）
そ　の　他	(1)卒業後、専門領域として選択する診療科の推奨について 　地域枠入試で入学した方は、卒業後、２年間の臨床研修修了年度に公表されている「熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラム」の中から選択したコースに沿って勤務していただきます。 　その際、地域の医療提供体制の確保に資する以下の診療科※のコースを選択することを推奨します。 ・「総合診療科」、「救急科」、「内科」、「外科」、「小児科」、「産婦人科」、「整形外科」 ※　いずれも新専門医制度の基本領域における診療科を指します。 (2)詳細について 　地域枠の趣旨及び(1)の診療科の推奨等について十分にご理解のうえ、受験していただくため、オープンキャンパスにおいて説明会を実施します。 　オープンキャンパスに参加できなかった方には、別途説明会の動画を視聴できる機会を設定します。 　なお、試験は、同説明会への参加又は動画の視聴を前提に実施します。受験を考えている方は、試験において不利益にならないように説明会に参加又は動画を視聴するようにしてください。 　その他詳細については、熊本大学医学部医学科ウェブサイトで令和７年８月頃にお知らせします。 URL：https://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME1-032-62-0	2025通年	医学部(m0003)	1	1	他

科目名(講義題目)	担当教員
地域医療福祉体験実習(地域医療・福祉体験実習コース)	吉田 素文, 深水 大天, 若山 友彦, 門岡 康弘, 松井 邦彦, 笠岡 俊志, 入江 弘基, 阿南 浩太郎, 永芳 友, 福島 聡

授業の形態	実習
授業の方法	グループ学習、学外施設での実習、発表会
授業の目的	医療という人の命に係わる職業に携わるものとしての職業的使命感、特に患者の心を理解する豊かな人間性を育てることは極めて重要である。入学当初の一年次学生に医療・保健・福祉の現場で臨場体験を行うことによって、医学を学ぶためのモチベーションを獲得し、患者や住民の側から医療・福祉をみる体験を積み、患者と接する態度を学び、医師、スタッフ、患者のチームワークのあり方を考えることを目的とする。さらに令和4年度改訂版医学教育モデルコアカリキュラムの「PR: プロフェッショナリズム (PR-01,02)」「GE: 総合的に患者・生活者をみる姿勢 (GE-01-02,03, GE-02,GE-04)」「LL: 生涯にわたって共に学ぶ姿勢(LL-01-02)」「RE: 科学的探究(RE-01)」「PS: 専門知識に基づいた問題解決能力(PS-02,PS-03)」「CS: 患者ケアのための診察技能(CS-01, CS-05)」「CM: コミュニケーション能力(CM-01,CM-03)」「IP: 多職種連携能力(IP-01,02)」「SO: 社会における医療の役割の理解(SO-06)」にある学修目標の習得を得ることを目的とする。
学修目標	【A水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、十分に達成しているレベルをA水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表（http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/）を参照する。 【C水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、最低限達成しているレベルをC水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表（http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/）を参照する。 学修成果のマイルストーンは以下の通りである。 Beginner or Novice for Medicine:BNレベル (体験し理解し始める・模擬的に実施し始める) A. 豊かな人間性 、BN B. 基本的診療能力 、BN C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム、BN D. チーム医療と信頼される医療の実践 、BN F. 国際的視野 (項目1)、BN G. 地域医療、BN さらに、令和4年度改訂版医学教育モデルコアカリキュラム（https://www.mext.go.jp/content/20240220_mxt_igaku-000028108_01.pdf）の「PR: プロフェッショナリズム (PR-01,02)」「GE: 総合的に患者・生活者をみる姿勢 (GE-01-02,03, GE-02,GE-04)」「LL: 生涯にわたって共に学ぶ姿勢(LL-01-02)」「RE: 科学的探究(RE-01)」「PS: 専門知識に基づいた問題解決能力(PS-02,PS-03)」「CS: 患者ケアのための診察技能(CS-01, CS-05)」「CM: コミュニケーション能力(CM-01,CM-03)」「IP: 多職種連携能力(IP-01,02)」「SO: 社会における医療の役割の理解(SO-06)」にある学修目標の習得の足掛りを得ることが求められる。
授業の概要	場所：各実習施設（心身障がい児(者)施設、慢性疾患療養施設、老人保健施設、特別養護老人ホーム、療養型病院、等）、熊本大学医学部医学科。内容：オリエンテーション・グループワークを行い、実習する施設にて学ぶべきことを確認する。施設での実習では、グループに分かれて各施設に赴き、医療・介護・福祉の現場で見学・体験実習を行う。具体的には、施設の全体像（施設、スタッフ、患者の概要、主な設備、活動の内容）の把握・記録、看護（介護）体験、リハビリ見学、ケースワーカーとの面接、ケースカンファレンス参加等。特定の患者についてのケースワーク（面接調査：現在の状況、既往歴、生活歴等）も可。施設での実習では、スタッフの指導・評価を受ける。グループで振り返りとまとめを行い、発表会にて口頭での発表を行う。
テキスト	特にありません。
履修条件	本授業に関連する基礎的な知識・技能・態度を有すること 実習前に４種抗体（麻疹、風疹、ムンプス、水痘）の抗体価を確認し、不十分であれば対応しておくことが望ましい。少なくとも麻疹の抗体価については対応しておくこと。
評価方法・基準	本実習の評価はオリエンテーション・発表会も含めた実習中の態度についてとなる。実習にやむを得ない理由（病気・怪我・忌引など）なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。 総括的評価は実習先指導者による評価(70%)、およびグループでの口頭発表に対する教員と学生による評価(30%)にて行う。前記合計が60%以上で合格とする。 また、ログブックにより自己評価・学生間の相互評価とスタッフからの形成的評価を行う。
授業外学修時間の目安	本科目は、45時間の学修が必要な内容で構成されている。時間割上の授業時間は40時間相当となるため、5時間分相当の事前・事後学修（課題等含む）が、実習の理解を深めるために必要となる。

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME1-042-62-0	2025通年	医学部(20028)	2	1	他

科目名(講義題目)	担当教員
熊本大学病院医療体験実習コース(早期臨床体験実習Ⅱ)	吉田 素文, 深水 大天, 若山 友彦, 門岡 康弘, 松井 邦彦, 髙柳 宏史, 笠岡 俊志, 入江 弘基, 阿南 浩太郎, 永芳 友, 福島 聡

授業の形態	実習
授業の方法	大学病院における実習
授業の目的	医学科学生にとって、医療という人の命に係わる職業に携わるものとしての職業的使命感、特に患者の心を理解する豊かな人間性を育むことは極めて重要である。 早期臨床体験実習Ⅱでは、熊本大学医学部病院において臨床体験を行うことにより、医学を学ぶためのモチベーションと患者と接する態度の向上の更なる獲得はもとより、先進医療の現場における診療体制の実際を見学・体験し、医師・スタッフ・患者とのチーム医療のあり方の理解をより深めることを目的とする。
学修目標	【A水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、十分に達成しているレベルをC水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表（http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/）を参照する。 【C水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、最低限達成しているレベルをC水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表（http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/）を参照する。 学修成果のマイルストーンは以下の通りである。 Beginner or Novice for Medicine:BNレベル (体験し理解し始める・模擬的に実施し始める) A. 豊かな人間性 、BN B. 基本的診療能力 、BN C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム、BN D. チーム医療と信頼される医療の実践 、BN F. 国際的視野 (F01)、BN G. 地域医療、BN 医学教育モデルコアカリキュラムについては、 PR: プロフェッショナリズム「PR-01-01: 誠実さ」「PR-01-02: 省察」「PR-02-01: 思いやり」「PR-02-02: 他者理解と自己理解」「PR-02-03: 品格・礼儀」 GE: 総合的に患者・生活者をみる姿勢「 GE-01-02: 生物・心理・社会的な問題への包括的な視点」「 GE-01-03: 患者中心の医療」 LL: 生涯にわたって共に学ぶ姿勢「LL-02-02: キャリア開発」 RE: 科学的探究「RE-01-01: 能動的姿勢」「RE-01-02: 探究心」 PS: 専門知識に基づいた問題解決能力「PS-02: 人体各器官の正常構造と機能、病態、診断、治療」「PS-03: 全身に及ぶ生理的変化、病態、診断、治療」 CS: 患者ケアのための診療技能　全項目 CM: コミュニケーション能力「CM-01-01: 患者・家族への適切なコミュニケーションスキルの活用」「CM-01-02: 患者の立場の尊重と苦痛への配慮」「 CM-03-01: 患者・家族の課題の把握と必要な情報の取得」「CM-03-02: 患者・家族の心理・社会的背景に配慮した診療」 IP: 多職種連携能力「IP-01-02: 職種間コミュニケーション」「IP-02: 協働実践」 SO: 社会における医療の役割の理解「 SO-06-01: 社会科学と医療との関係」 にある学修目標の獲得が求められる。
授業の概要	場所：熊本大学病院各診療科・各部署 。内容：学生を各診療科・各部署に配属し、各診療科・各部署が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。配属する診療科・部署は、学生の希望と診療科の許容人数に従い振り分ける。 事前にオリエンテーションを行う。実習中はログブックにて実習記録を作成し振り返りを行う。 一週間の実習終了後、個人毎にレポートを提出する。
テキスト	特になし
履修条件	２年次医学科学生 実習前に４種抗体（麻疹、風疹、ムンプス、水痘）の抗体価を確認し、不十分であれば対応しておくこと。
評価方法・基準	実習の評価は、オリエンテーション・振り返りも含めた実習中の態度による。実習にやむを得ない理由（傷病・事故・忌引など）なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。 　総括的評価は実習先指導者の評価(70%)、および学生からのレポートへの評価(30%)にて行う。レポートは内容の妥当性、著しい倫理的逸脱の有無、文章量などを観点として評価する。前記合計が60%以上で合格とする。 　また、ログブックにより自己評価・学生間の相互評価とスタッフからの形成的評価を行う。
授業外学修時間の目安	本科目は、45時間の学修が必要な内容で構成されている。実習は44時間分となるため、1時間分相当の事前・事後学修（課題等含む）が、実習の理解を深めるために必要となる。

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
	2025通年	医学部(20029)	3	1	他

科目名(講義題目)	担当教員
地域医療・プライマリケア体験実習コース(早期臨床体験実習Ⅲ)	吉田 素文, 深水 大天, 若山 友彦, 門岡 康弘, 松井 邦彦, 髙柳 宏史, 笠岡 俊志, 入江 弘基, 阿南 浩太郎, 永芳 友, 福島 聡

授業の形態	実習
授業の方法	学外実習施設における実習
授業の目的	この早期臨床体験実習3 (Early Clinical Exposure 3, ECE3)は医学部医学科３年次に課す必修科目の一つである。医学科学生にとって、医療という人の命に係わる職業に携わるものとしての職業的使命感、特に患者の心を理解する豊かな人間性を育むことは極めて重要である。1年次の早期臨床体験実習1では医療・保健・福祉の現場についての学習、2年次の早期臨床体験実習2では熊本大学病院で先進医療の現場における診療体制、チーム医療のあり方について学習した。早期臨床体験実習3では、地域社会（市中の医療機関、へき地・離島、等）で求められる医療・保健・福祉・介護等の活動を経験し、そこで求められる臨床能力を理解し、各々の実態や連携（多職種連携やチーム医療）とコミュニケーションの必要性を学ぶことを目的とする。
学修目標	【A水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、十分に達成しているレベルをA水準とする。 【C水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、最低限達成しているレベルをC水準とする。 学修成果についての項目とマイルストーンは以下の通りである。 Clinical Clerkship Student:CS、臨床実習生（医学）レベル (体験し理解する・模擬的に実施できる) A. 豊かな人間性 、CS B. 基本的診療能力 、CS C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム、CS D. チーム医療と信頼される医療の実践 、CS F. 国際的視野 (項目1)、CS G. 地域医療、CS 医学教育モデルコアカリキュラムについては、 PR: プロフェッショナリズム「PR-01-01: 誠実さ」「PR-01-02: 省察」「PR-02-01: 思いやり」「PR-02-02: 他者理解と自己理解」「PR-02-03: 品格・礼儀」 GE: 総合的に患者・生活者をみる姿勢「GE-01-01: 臓器横断的な診療」「GE-01-04: 根拠に基づいた医療」「GE-02: 地域の視点とアプローチ」「GE-04-02: 社会科学」 LL: 生涯にわたって共に学ぶ姿勢「LL-02-02: キャリア開発」 RE: 科学的探究「RE-01-01: 能動的姿勢」「RE-01-02: 探究心」 PS: 専門知識に基づいた問題解決能力「PS-02: 人体各器官の正常構造と機能、病態、診断、治療」「PS-03: 全身に及ぶ生理的変化、病態、診断、治療」 CS: 患者ケアのための診療技能　全項目. 特に「CS-01: 患者の情報収集」 CM: コミュニケーション能力「CM-01-01: 患者・家族への適切なコミュニケーションスキルの活用」「CM-01-02: 患者の立場の尊重と苦痛への配慮」「 CM-03-01: 患者・家族の課題の把握と必要な情報の取得」「CM-03-02: 患者・家族の心理・社会的背景に配慮した診療」 IP: 多職種連携能力　全項目 SO: 社会における医療の役割の理解「 SO-06-01: 社会科学と医療との関係」 にある学修目標の獲得が求められる。
授業の概要	場所：大学、熊本県内の医療機関。内容：学生を各施設に配属し、各施設が準備した実習スケジュールに従い、体験実習を行う。配属する施設は、学生の希望と施設の許容人数に従い振り分ける。前年度までの成績(GPA)を考慮する場合がある。オリエンテーション、導入ワークを大学にて行う。県内の医療機関において実習を行い、実習中はログブックにて実習記録を作成し、実習先指導担当者と振り返りを行う。
テキスト	特になし
履修条件	３年次医学科学生
評価方法・基準	実習の評価は、大学で実施する導入・振り返りワークへの参加態度、提出物、さらに実習先指導担当者による実習期間中の評価票を合わせて、総括的評価を行う。実習にやむを得ない理由（傷病・事故・忌引など）なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。
授業外学修時間の目安	本科目は、45時間の学修が必要な内容で構成されている。実習は44時間分となるため、1時間分相当の事前・事後学修（課題等含む）が、実習の理解を深めるために必要となる。

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME1-100-79-0	2025前期	医学部(20061)	4	1	水曜3限

科目名(講義題目)	担当教員
医療と社会（H31-R5入用）(医療と社会)	吉田 素文, 深水 大天, 王 百慧, 佐野 利恵, 近本 亮, 阿南 浩太郎

授業の形態	講義
授業の方法	対面授業を行う。複数の教官によるオムニバス形式。
授業の目的	医療法制や医療行政、医療安全などを通して、社会学的側面から医療や健康に関する問題を理解する。また、平成28年度改訂版医学教育モデル・コア・カリキュラムの「A-7-2) 国際医療への貢献」、「A-9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢」、「B-1-8) 保健・医療・福祉・介護の制度」、「B-4 医療に関連のある社会科学領域」の学修目標、特に、以下の項目の習得を目的とする。 ① 医療社会学等の社会科学の基本的な視点・方法・理論を概説できる。 ② 病気・健康・医療・死をめぐる文化的な多様性を説明できる。 ③ 自分が所属する文化を相対化できる。 ④ 人々の暮らしの現場において病気・健康がどのようにとらえられているかを説明できる。 ⑤ 国際保健・医療協力の現場における文化的な摩擦について、文脈に応じた課題を設定して解決案を提案できる。 ⑥ 社会をシステムとして捉えることができる。
学修目標	【A水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、十分に達成しているレベルをA水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表（http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/）を参照する。 【C水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、最低限達成しているレベルをC水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表（http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/）を参照する。 【A水準、C水準共通】 学修成果の項目は以下の通りである。 1. レベルC(基盤となる技能・態度の修得)の段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野 (項目3)、 G. 地域医療と社会貢献 (項目3, 4) 2. レベルD(基盤となる知識の修得)の段階: A. 豊かな人間性 (項目4, 5)、B. 基本的診断能力 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 14)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、E. 医科学研究 (項目1, 2, 3, 4, 5)、F. 国際的視野 (項目2, 4)、G. 地域医療と社会 貢献 (項目1, 2, 5, 6) 医学教育モデル・コア・カリキュラムについては、以下の通りである。 ① 医療社会学等の社会科学の基本的な視点・方法・理論を概説できる。 ② 病気・健康・医療・死をめぐる文化的な多様性を説明できる。 ③ 自分が所属する文化を相対化できる。 ④ 人々の暮らしの現場において病気・健康がどのようにとらえられているかを説明できる。 ⑤ 国際保健・医療協力の現場における文化的な摩擦について、文脈に応じた課題を設定して解決案を提案できる。 ⑥ 社会をシステムとして捉えることができる。
授業の概要	以下の内容について学修する。 1） 社会医学および医療倫理学を、科学的知見の進歩に基づき理解する。 2） 医師法など基本的な法律と医療裁判の現状について理解する。 3） 医療行政の現状について理解する。 4) 国際医療について理解する。 5） 医療安全について理解する。
テキスト	特になし
履修条件	特になし
評価方法・基準	筆記試験を実施しない。学修態度と講義レポートにより総合的に評価する。小レポートを提出しなかった場合、または、正当な理由なしに講義を欠席した場合、その日の評定は0点となる。 評価方法 1. 各講義の小レポート(70%) 2. 講義期間を通じての総合レポート(30%) 評価基準 レポートは内容の妥当性と著しい倫理的逸脱の有無、文章量等の観点から評価する。総括的評価として上記2項目合計が60%に満たないものは不可とする。 再試験は原則行わない。
授業外学修時間の目安	本科目は1単位科目であるため、全体で45時間分の学修が必要な内容で構成されている。授業では、2h×9コマ＝18時間の学修を行うため、残り27時間の学修については、予習復習、レポート作成を行うこと。

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME2-360-81-0	2025前期	医学部(36014)	4	4	火曜1限, 火曜2限, 水曜1限, 水曜2限, 木曜1限, 木曜2限, 木曜3限, 木曜4限, 金曜1限, 金曜2限

科目名(講義題目)	担当教員
公衆衛生学（H26-R5入用）(公衆衛生学マインドの修得)	増田 翔太,大森 久光, 加藤 貴彦

授業の形態	講義・演習
授業の方法	講義授業
授業の目的	21世紀のキーワードに高齢社会、情報社会、国際化があり、ヘルスプロモーションの理念と技術を基盤とする健康増進と疾病予防の新しい国際潮流がある。本科目ではこれらの時代的要請に応え、健康情報医学（疫学、生物統計学）、環境保健、産業保健、地域保健、感染症、国際保健医学、医療科学（保健・医療・福祉システム）に関する系統的な講義とともに、医学の社会的適用、医学と社会との関わりに関する理念、観察力、実践の手法を修得する。
学修目標	【A水準】 「熊本大学医学部医学科教育成果において、以下の項目についてそれぞれのレベル段階での能力を獲得することを到達目標とする（熊本大学医学部医学科教育成果および講義実習対応表参照）。 レベルC（基盤となる技能・態度の修得）：A. 豊かな人間性（項目3）、E. 医科学研究（項目1、2、3、4、5）、F. 国際的視野（項目4）、G. 地域医療と社会貢献（項目2、3、4、5） レベルD （基盤となる知識の修得）：A. 豊かな人間性（項目4）、B. 基本的診療能力（項目1、2、3、5、6、7、8、9、14）、F. 国際的視野（項目1）、G. 地域医療と社会貢献（項目6） 一般的学習目標GIO (General Instruction Objective) ①公衆衛生学マインドを身につける：公衆衛生学の特徴は、臨床家の「clinical mind」に対し「public health mind」であることである。すなわち臨床家が一人の患者をみて病気を診断し治療する「patient oriented」であるのに対し、公衆衛生では、患者個人を対象とするのみならず、患者を含めて人々の存在する社会集団そのものを視野にいれている「population oriented」であることに大きな特徴がある。「population」とは、ある国全体、あるいは一定の地域の住民、産業職場で働く人々、学童など、特定の人間集団を対象にする。公衆衛生学では、患者の診断、治療行為にとどまらず、人々が日々充実して過ごすための身体的、精神的、社会的な健康基盤を確保することを目標にする。 ②健康の概念の理解している　③日本の医療・保健・福祉制度の理解している　④疫学的手法を理解し、研究計画の立案ができる　⑤健康教育理論の理解と具体的な実践方法を身につける　⑥国際的視野を身につける　⑦環境問題（保健）についての現状と課題について理解している　⑧産業保健の現状と課題について理解し、予防・対策の考察ができる　⑨感染症の疫学的指標を理解、予防・対策について立案できる。⑩母子・小児・成人・老人保健といった、人のライフステージに応じた健康維持・予防方策について理解し、説明できる。 【C水準】 水準については、医学教育モデル・コア・カリキュラムおよび熊本大学医学部医学科の学習成果の達成状況に基づいて評価を行う。A水準とは、上記GIOに基づき、目標水準を達成し、さらに自ら課題を設定し解決できる能力を保持している。C水準とは、上記GIOに基づき、目標水準を最低限達成している。
授業の概要	個別学習目標SBO（Specific Behaviored Objective） 社会医学の分野として、下記項目に関して最新の情報も加味して講義を行う。
テキスト	特にない（各担当教官がプリント資料を作成する） 推薦図書：ＮＥＷ予防医学・公衆衛生学、シンプル衛生公衆衛生学
履修条件	公衆衛生分野の成果は、国や自治体などの政策、保健医療制度の見直し、新しい環境基準の設定とガイドライン作成などにもつながり社会的に重要な意味を持つ。第一線で働く臨床医としても、公衆衛生学、産業医学、予防医学、地域医療などの社会医学を学び、疫学的手法を習得することはますます重要となっている。公衆衛生分野の講義を受講には、いわゆる「public health mind」の習得できる社会性を有していることが条件となる。
評価方法・基準	課題レポートと学士筆記試験成績による。学士筆記試験の受験資格は医学部規則第11条2項による。課題レポート・学士筆記試験の評価基準の合計は60点（60%）以上を合格とする。再試験は1回実施する。
授業外学修時間の目安	本科目は100時間の学修が必要な内容で構成されている。授業は80時間分（2h×40コマ）となる. 一層の知識を得るために、20時間分相当の事前・事後学修（課題等含む）を実行すると授業の理解を深めることができる。参考図書や新聞記事から社会医学的情報を収集を自ら学ぶことが望ましい。

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME4-830-62-0	2025通年	医学部(46081)	6	38	他

科目名(講義題目)	担当教員
特別臨床実習（H26-R5入用）(特別臨床実習(クリニカルクラークシップ、クリニカルインターンシップ))	吉田 素文, 深水 大天, 王 百慧, 池上 駿, 阿南 浩太郎

授業の形態	実技
授業の方法	特別臨床実習（クリニカルクラークシップ、クリニカルインターンシップ）
授業の目的	診療チームに参加し、その一員として診療業務を分担しながら医師として最低限必要な医学知識、臨床推論、臨床判断・技能・態度などの能力を以下の４項目を行うことを通して身につけることを目標とする。(1) 臨床推論に基づいた情報収集(医療面接、身体診察、基本的臨床手技、連絡・報告)。(2) 診療計画の立案(基礎的な医学的知識の獲得の機会を提供する、教科書文献的知識と検索技法、症例提示と検討会、診療録記載)。(3) 治療計画の実施(基本的治療手技、他医療職や患者への伝達、文書作成、連絡・報告)。(4) 診療・学習行動の基盤となる倫理・態度(医師のプロフェッショナリズム:患者や患者家族および他の医療職への接し方、自己の職業的能力とその限界に即した行動、助力と助言の受け入れ、自己学習への意欲　など)。 また平成28年度改訂版医学教育モデルコアカリキュラムの「G 臨床実習」の学修目標の習得を目的とする
学修目標	【A水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、十分に達成しているレベルをA水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表（http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/）を参照する。 学修成果について以下の項目について十分に達成しているレベルをA水準とする。 ①　レベルA(診療や研究の現場で実践できる)の段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野 (項目1, 2, 3, 4)、G. 地域医療と社会貢献 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6) ②　レベルB(模擬診療や研究体験で実践できる、計画立案できる)の段階: E. 医科学研究 (項目1, 2, 3, 5) 医学教育モデルコアカリキュラムについては、「G 臨床実習」にある学修目標の獲得が十分にできており、初期臨床研修１年目修了レベルをA水準とする。 【C水準】 この科目で該当する熊本大学医学部医学科の学修成果および医学教育モデル・コア・カリキュラムについて、最低限達成しているレベルをC水準とする。なお、医学科学修成果の詳細は、医学科学修成果および、その対応表（http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/obe/）を参照する。 学修成果について以下の項目について最低限達成しているレベルをC水準とする。 ①　レベルA(診療や研究の現場で実践できる)の段階: A. 豊かな人間性 (項目1, 2, 3, 4, 5)、B. 基本的診療能力 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14)、C. 自己研鑽とプロフェッショナリズム (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、D. チーム医療と信頼される医療の実践 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8)、F. 国際的視野 (項目1, 2, 3, 4)、G. 地域医療と社会貢献 (項目1, 2, 3, 4, 5, 6) ②　レベルB(模擬診療や研究体験で実践できる、計画立案できる)の段階: E. 医科学研究 (項目1, 2, 3, 5) 医学教育モデルコアカリキュラムについては、「G 臨床実習」にある学修目標の獲得が最低限達成し初期臨床研修開始レベルをC水準とする。
授業の概要	クリニカルクラークシップ 5年次から6年次にかけて、1ターム3週間、合計13ターム、39週間。学生を13グループに分け、必修（産科婦人科、小児科、神経精神医学、地域医療）、選択必修（内科系、感覚運動系、外科系、総合系）、選択（学生の希望をもとに配属、5ターム）を周る。6年次は第11タームから第13タームまで。 クリニカルインターンシップ 6年次、1ターム3週間、合計2ターム、6週間。各診療科に配属され、診療参加型の臨床実習を行う。配属診療科は学生の希望をもとに調整する。 実習の詳細は「特別臨床実習の手引き」を参照すること。
テキスト	なし
履修条件	CBT、OSCEを合格し、Student Doctorの称号を付与された者。
評価方法・基準	特別臨床実習の総括的評価は、実習中の観察評価、統合卒業試験、臨床実習後OSCEによる。実習中の観察評価は、指導教員（あるいは指導医）による評価を各診療科等で行い、集計する。 実習にやむを得ない理由（傷病・事故・忌引など）なく欠席、遅刻、早退したものは評価対象としない。 診療科等毎に観察評価の各項目の合計が60%以上を合格基準とし、全ての診療科等毎に合格基準を満たす必要がある。 統合卒業試験本試験は、正答率65%以上を合格とする。なお、統合卒業試験は１回のみ再試験を行う。再試験は正答率70%以上で合格とする。 臨床実習後OSCEについても、合格基準を満たせば合格とする。 特別臨床実習は、観察評価、統合卒業試験、臨床実習後OSCEの全てで、それぞれ合格基準を満たすことが必要である。
授業外学修時間の目安	本科目は、1710時間の学修が必要な内容で構成されている。実習は1710時間分となる。

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
MME1-140-79-0	2025通年	医学部(20160)	5	1	他

科目名(講義題目)	担当教員
地域医療総合演習(地域医療総合演習)	髙柳 宏史, 松井 邦彦

授業の形態	講義・演習
授業の方法	本演習を履修している学生が、地域枠学生を対象とした地域医療ゼミの一コマで教育セッションを実施・担当する。そのために、担当教員から適宜指導を受けながら計画的に準備し、実施後の評価までの一連の教育指導活動を通して学修する。また最後にはそれらの経験をまとめ報告書を作成する。
授業の目的	地域医療総合演習は医学部医学科5年次の学生が選択できる選択科目である。この演習では、様々な地域で行う診療において医師が求められる資質や能力の中から一つのテーマを選択し協働的して学修することに加えて、教育を実践するために必要な基礎的な知識について学修する。そして、選択したテーマについて地域医療ゼミに参加する後輩や同僚に対して教育を実践する。教育的な実践やその準備などの一連の経験を通して、テーマについて深い学びを得ることや将来の医療者教育の素地を涵養することを目的とする。
学修目標	【A水準】 本演習の到達目標は、熊本大学医学部医学科教育成果においては、以下の項目はレベルA（診療や研究の現場で実践できる）の能力を獲得することとする。 A.豊かな人間性、B.基本的診療能力、C.自己研鑽とプロフェッショナリズム、D.チーム医療と信頼される医療の実践、E.医科学研究、G.地域医療と社会貢献。 【C水準】 各回の演習の取り組みに参加し、教育実践のために役割を持ち、最終成果物作成に関わることとする。
授業の概要	地域医療ゼミ（18時～19時30分）で教育セッションを実施するために、8月を除いた4月から10月までの第2木曜日の夕方18時から演習を行う。教員のレクチャーののち、グループでディスカッションし各回で11月の教育セッションの準備を進める。各自または協同的な取り組みで教育セッションで取り扱うテーマについては学修を行う。 地域医療ゼミでの教育セッション後には、事後アンケートの集計と分析を行う。12月には集計結果を参考に実施者として振り返り、カリキュラム評価を実施する。一連の取り組みをまとめて、最後に報告書を作成し提出する。
テキスト	演習の中で掲示します
履修条件	医学部医学科5年次
評価方法・基準	「全8回の演習における取組」と「演習時間外における学修や教育の実践のための取組」に対して総括評価を行う
授業外学修時間の目安	本演習は1単位（45時間）の学修が必要な内容で構成されている。演習は1.5h×8コマ＝12時間分であるため、残りの32時間は、事前・事後学修が演習の理解を深めるために必要となります。

別記様式第２号（その２の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　育　課　程　等　の　概　要

（医学部医学科）

科目区分				授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	授業形態 講義	授業形態 演習	授業形態 実験・実習	基幹教員等の配置 教授	基幹教員等の配置 准教授	基幹教員等の配置 講師	基幹教員等の配置 助教	基幹教員等の配置 助手	基幹教員等の配置 基幹教員以外の教員（助手を除く）	備考
教養教育	基礎科目	外国語科目	必修外国語科目（既修）	英語A-1	1前・後		1				○							14	
				英語A-2	1前・後		1				○							17	
				英語B-1	1前・後		1				○							17	
				英語B-2	1前・後		1				○							16	
				英語e	1前・後		1				○							8	
			自由選択外国語科目	ドイツ語Ⅰ-1	1前			1			○							1	
				ドイツ語Ⅰ-2	1後			1			○							1	
				ドイツ語Ⅱ-1	2前			1			○							1	
				ドイツ語Ⅱ-2	2後			1			○							1	
				フランス語Ⅰ-1	1前			1			○							1	
				フランス語Ⅰ-2	1後			1			○							1	
				フランス語Ⅲ-1	2前			1			○							1	
				フランス語Ⅲ-2	2後			1			○							1	
				中国語Ⅰ-1	1前			1			○							1	
				中国語Ⅰ-2	1後			1			○							1	
				コリア語Ⅰ-1	1前			1			○							1	
				コリア語Ⅰ-2	1後			1			○							1	
				コリア語Ⅱ-1	2前			1			○							1	
				コリア語Ⅱ-2	2後			1			○							1	
				コリア語Ⅲ-1	2前			1			○							1	
				コリア語Ⅲ-2	2後			1			○							1	
				ロシア語Ⅰ-1	1前			1			○							1	
				ロシア語Ⅰ-2	1後			1			○							1	
				ラテン語Ⅰ-1	1前			1			○							1	
				ラテン語Ⅰ-2	1後			1			○							1	
				スペイン語Ⅰ-1	1前			1			○							1	
				スペイン語Ⅰ-2	1後			1			○							1	
				スペイン語Ⅱ-1	2前			1			○							1	
				スペイン語Ⅱ-2	2後			1			○							1	
				ヘブライ語Ⅰ-1	1前			1			○							1	
				ヘブライ語Ⅰ-2	1後			1			○							1	
				イタリア語Ⅰ-1	1前			1			○							1	
				イタリア語Ⅰ-2	1後			1			○							1	
				日本語Ⅰ-2	1･2前・後			1			○							2	
				日本語Ⅱ-2	1･2前・後			1			○							1	
				日本語Ⅲ-1	1･2前			1			○							1	
				日本語Ⅲ-2	1･2前・後			1			○							2	
				日本語Ⅳ-1	1前			1			○							1	
				日本語Ⅳ-2	1･2前・後			1			○							2	
				小計（39科目）	－	－	5	34	0		－		0	0	0	0	0	52	
		情報科目		ICTリテラシー	1前		2			○								7	
				DSリテラシー	1後		2			○								7	
				小計（2科目）	－	－	4	0	0		－		0	0	0	0	0	7	
		理系基礎科目		数学概論	1前		2			○								2	
				統計学概論	1後		2			○								2	
				物理学Ⅰ	1前		2			○								1	
				化学Ⅰ	1前		2			○								2	
				物理学Ⅱ	1後			2		○								1	選択必修
				化学Ⅱ	1後			2		○								1	選択必修
				小計（6科目）	－	－	8	4	0		－		0	0	0	0	0	7	
		リベラルアーツ科目		文系のための数学入門	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								2	
				数学の世界	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								2	
				物理学入門	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								7	
				教養の化学	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								3	
				生物の世界	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								9	
				地球環境の現状と人類	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								1	
				持続可能な都市と地域づくり	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								1	
				豊かさを持続させるものづくり	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								2	
				日々の生活に垣間見る情報と通信	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								2	
				倫理学入門	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								2	
				心と世界	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								1	
				思考と論理	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								1	
				現代心理行動学	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								3	
				こころの科学	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								1	
				芸術文化論	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								1	
				文学の諸相	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								3	
				モノが語る歴史	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								4	
				地域の世界史	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								4	
				日本社会の歴史	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								3	
				法学の基礎	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								5	
				現代政治の諸相	1･2前・後・①・②・③・④			1又は2		○								3	

	教養科目		最前線の社会文化研究	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								8	
			現代社会の解読	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								3	
			自然と人間の地理学	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								3	
			小計（24科目）	－	－	0	24～48	0	－			0	0	0	0	0	74	
		現代教養科目	数学と文化	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								2	
			物理学の世界	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								1	
			暮らしと化学	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								3	
			化学と環境	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								3	
			最先端の生命科学	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○			1					4	
			地球環境科学の最前線	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								6	
			地域づくりと科学技術	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								4	
			ものづくりの科学と技術	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								6	
			暮らしと情報・通信技術	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								3	
			健康の科学	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								2	
			病気の医科学	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○			2					0	
			臨床医学の最前線	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○			2					0	
			現代社会と医学	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○			1					0	
			心身の健康と看護	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								3	
			医療における理工学	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								1	
			現代の医学検査	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								1	
			現代医療と生命科学	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								2	
			薬科学入門	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								2	
			現代社会と薬学	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								2	
			現代教育について考える	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								7	
			心理学の探求	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								1	
			芸術への招待	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								2	
			現代と言語	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								2	
			現代と文学	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								2	
			現代世界の形成と課題	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								2	
			最先端の法学	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								1	
			現代社会と経済	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								5	
			現代の政治	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								2	
			学際科目	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								3	
			小計（29科目）	－	－	0	29～58	0	－			6	0	0	0	0	72	
		Multidisciplinary Studies	Introduction to Science and Technology Ⅰ	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								3	
			Introduction to Science and Technology Ⅱ	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								1	
			Socio-Cultural Studies	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								5	
			World History	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								1	
			Area Studies	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								4	
			Comprehensive English Communication	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								1	
			Global Career Development	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								1	
			小計（7科目）	－	－	0	7～14	0	－			0	0	0	0	0	6	
		キャリア科目	キャリア科目	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								7	
			小計（1科目）	－	－	0	1又は2	0	－			0	0	0	0	0	7	
		開放科目	開放科目	1･2前･後･①･②･③･④			1又は2		○								6	
			小計（1科目）	－	－	0	1又は2	0	－			0	0	0	0	0	6	
		体育・スポーツ科学科目（教養）	体育・スポーツ科学a	1･2前･後･①･②･③･④			1		○								5	
			小計（1科目）	－	－	0	1	0	－			0	0	0	0	0	5	
専門教育	専門基礎科目		医療情報Ⅰ	1前･後	○	0.5			○			1						
			医学生物学	1前･後	○	1			○			1	1	1	2			
			地域医療・福祉体験実習コース	1前･後	○	1					○	7		2	1			
			熊本大学病院医療体験実習コース	2前･後	○	1					○	7		3	1			
			医学総論	1前･後	○	2.5			○			21	1	1	1			オムニバス
			医学英語	2前･後	○	1.5			○			3	3	4	1			オムニバス
			地域医療総合演習	5前･後	○			0.5		○		1		1				
			小計（7科目）	－	－	7.5	0	0.5	－			26	5	6	4	0	0	
	専門科目	基礎医学科目	遺伝医学	1前・後	○	1			○			2	1	1	2			オムニバス
			肉眼解剖学	1前・後	○	1			○			1			2			
			人体発生学	1前・後	○	0.5			○			2	1					オムニバス
			骨学実習	1前・後	○	0.5					○	1			2			
			解剖実習	2前・後	○	4.5					○	1			2			
			神経解剖学	2前・後	○	2			○			1	1		3			
			組織学講義	1前・後	○	2			○			1			2			オムニバス
			組織学実習	2前・後	○	1.5					○	1			2			
			生化学	1前・後	○	1.5			○			3	2		1			オムニバス
			生理学I	1前・後	○	2			○			1		1				オムニバス
			生理学II	2前・後	○	1.5			○			1	1	1	1			オムニバス
			免疫学	2前・後	○	1.5			○			1		1	2			オムニバス
			微生物学	2前・後	○	3.5			○			3		1	2			オムニバス
			薬理学	2前・後	○	2			○			1		1	2			
			病理学	2前・後	○	4.5			○			2	1		2			オムニバス
			腫瘍医学	2前・後	○	1.5			○			2	1					オムニバス
			研究室配属	3前・後	○	12.5				○		34	14	12	28			
			小計（17科目）	－	－	43.5	0	0	－			38	14	12	29	0	0	
		臨床医学科	臨床医学Ⅰ	2通	○	4.5			○			14		1	1			オムニバス
			臨床医学Ⅱ	3通	○	20.5			○			41	24	35	125			
			臨床医学Ⅲ	4通	○	10.5			○			41	24	35	125			
			臨床医学Ⅳ	4通	○	8			○			41	24	35	125			
			臨床実習Ⅰ	4・5通	○	49					○	41	24	35	125			

		目	臨床実習Ⅱ	5・6通	○	29					○	41	24	35	125		
			小計（6科目）	－	－	121.5	0	0	－			41	24	35	125	0	0
		科医社目学会	社会医学	4通	○	6.5			○			4		2	4		
			小計（1科目）	－	－	6.5	0	0	－			4	0	2	4	0	0
		みらい医療科目	みらい医療演習Ⅰ	1通	○			8	○			1					
			みらい医療演習Ⅱ	2通	○			0.5	○			1					
			みらい医療演習Ⅲ	3通	○			8	○			1					
			みらい医学セミナーⅠ	1通	○			0.5	○			1					
			みらい医学セミナーⅡ	2通	○			8	○			1					
			みらい医学セミナーⅢ	3通	○			0.5	○			1					
			みらい医学セミナーⅣ	4通	○			0.5	○			1					
			みらい医学セミナーⅤ	5通	○			0.5	○			1					
			みらい医学セミナーⅥ	6通	○			0.5	○			1					
			小計（9科目）	－	－	0	0	27.0	－			1	0	0	0	0	0
合計（150科目）				－	－	196.0	101～163	27.5	－			71	38	47	153	0	236

学位又は称号	学士（医学）	学位又は学科の分野	医学関係

卒業・修了要件及び履修方法	授業期間等	
医学科に６年以上在学し、教養教育において必修科目19単位（物理学Ⅱ（2単位）、化学Ⅱ（2単位）のいずれを選択必修として含む。）及び選択科目10単位以上を修得、また、専門教育において必修科目179単位を修得した者を卒業と認定する。	１学年の学期区分	2期
	１学期の授業期間	15週
	１時限の授業の標準時間	90分

目次

１．　入学定員設定の考え方　P. 2
２．　入学定員充足の見込み　P. 2
（１）学生確保の見通しの調査結果　P. 2
（２）中長期的な 18 歳人口の全国的・地域的動向　P. 4
（３）同分野を有する競合校の状況　P. 5
（４）既設組織の定員充足の状況　P. 5
（５）学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果　P. 5
３．　養成する人材の社会的要請や人材需要の動向について　P. 6

学生の確保の見通し等を記載した書類

１．入学定員設定の考え方

熊本大学医学部医学科の入学定員については、地域の医師確保等の観点から、平成 21 年度から令和 7 年度において以下のとおり増員している。

	入学定員	備考
平成 20 年度	100	
平成 21 年度	110	「緊急医師確保対策」に基づき 5 名の臨時定員増（平成 31 年度まで）及び「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増を実施
平成 22 年度～平成 31 年度	115	「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき 5 名の臨時定員増（平成 31 年度まで）を実施
令和 2 年度～令和 6 年度	110	5 名の臨時定員増（令和 6 年度まで）を実施
令和 7 年度	109	4 名の臨時定員増を実施

次いで、今回、熊本県から、将来的な医師不足への懸念や地域偏在の状況を踏まえ、本学に対して地域医療に従事する医療人育成及びその増員の延長について要望があったため、熊本県と協議の上、令和 8 年度については 4 名の臨時定員増を実施し、定員増を行わなかった場合の 105 名から 109 名とする。

２．入学定員充足の見込み

（１）学生確保の見通しの調査結果

本学医学部医学科の志願倍率は、以下の図 1 に示すとおり、平成 28 年度から令和 7 年度までの過去 10 年で常に 3.5 倍以上を維持しており、令和 8 年度以降も安定的に入学定員を上回る入学希望者を確保できることが推測できる。

図 1　熊本大学医学部医学科の志願倍率の推移（平成 28 年度～令和 7 年度の実績値）

次に、以下の表 1 に示すように、過去 10 年（平成 28 年度～令和 7 年度）において、大学入学共通テストの難化により、合格判定基準を満たさず地域枠の合格者が少なかった令和 4 年度並びに一般選抜（前期日程）の合格者で入学手続後辞退者が 1 名存在した令和 7 年度を除き、入学定員を充足しており、熊本県内出身者は 30%以上を占めている（地域枠入学者含む）。

また、表 2 に示すように、過去 10 年（平成 28 年度～令和 7 年度）の地域枠の志願者は、常に募集人員を超える人数を維持している。なお、令和 4 年度の志願者数及び入学者数は大学入学共通テストの難化が大きく影響しており、また、合格判定基準を満たさず合格者が極端に少なかった状況を踏まえ、合否判定基準の見直しを行っている。

以上のことを踏まえ、臨時定員の増員後においても、十分に入学定員を充足できると考えられる。

表 1　熊本大学医学部医学科　志願者・入学者状況

区分	入学定員	全体		熊本県内			九州内（熊本県を除く）			九州外		
		志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	入学者の割合	志願者数	入学者数	入学者の割合	志願者数	入学者数	入学者の割合
平成28年度	115	411	115	107	36	31%	151	52	45%	153	27	24%
平成29年度	115	599	116	132	42	36%	184	37	32%	283	37	32%
平成30年度	115	410	115	116	40	35%	147	46	40%	147	29	25%
平成31年度	115	620	116	129	45	39%	209	50	43%	282	21	18%
令和2年度	110	574	110	123	41	37%	206	54	49%	245	15	14%
令和3年度	110	388	110	125	51	46%	151	45	41%	112	14	13%
令和4年度	110	481	108	126	39	36%	166	55	51%	189	14	13%
令和5年度	110	432	110	135	43	39%	163	47	43%	134	20	18%
令和6年度	110	476	112	125	35	31%	162	54	48%	189	23	21%
令和7年度	109	532	108	137	34	31%	179	47	44%	216	27	25%

表 2　熊本大学医学部医学科　地域枠志願者・入学者状況

年度	入学定員	（内訳）			地域枠			
		一般入試	推薦入試		志願者数	志願倍率	入学者数	定員充足率（%）
			一般枠等	地域枠				
平成28年度	115	95	15	5	11	2.2	5	100.0%
平成29年度	115	95	15	5	13	2.6	5	100.0%
平成30年度	115	95	15	5	18	3.6	5	100.0%
平成31年度	115	95	15	5	15	3.0	5	100.0%
令和2年度	110	90	15	5	14	2.8	5	100.0%
令和3年度	110	90	15	5	10	2.0	5	100.0%
令和4年度	110	87	15※	8	8	1.0	1	12.5%
令和5年度	110	87	15※	8	18	2.3	8	100.0%
令和6年度	110	87	15※	8	12	1.5	7	87.5%
令和7年度	109	86	15※	8	23	2.9	8	100.0%

※みらい医療枠10名を含む。

（２）中長期的な 18 歳人口の全国的・地域的動向

「18 歳人口（男女別）の将来推計」（大学分科会（第 181 回）・高等教育の在り方に関する特別部会（第 15 回）合同会議資料）【資料 1】によると、全国の 18 歳人口は 2005 年には約 137 万人であったものが、2025 年は約 109 万人まで減少し、また、今後、2035 年には初めて 100 万人を割って約 96 万人となり、さらに 2040 年には約 74 万人にまで減少するという推計が示されており、熊本県における 18 歳人口についても、以下の表 3 のとおり近年減少傾向にある。

表 3　熊本県 18 歳人口推移

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	グラフ
熊本県 18歳人口数	17,403	17,235	17,014	16,628	15,977	16,164	16,269	15,469	15,381	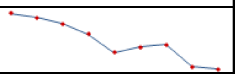

（出典：熊本県発表「熊本県の人口と世帯数」を基に作成）

また、「大学入学者数等の将来推計について」（大学分科会（第 181 回）・高等教育の在り方に関する特別部会（第 15 回）合同会議資料）【資料 2】によると、2040 年の大学入学者数は各都道府県からの大学進学者数は 440,489 人、これに外国人留学者の入学者等を加えた場合は 459,757 人と推計され、2023 年度の大学入学定員（631,949 人）のそれぞれ約 70%、73%に相当するとされている。

しかしながら、18 歳人口や大学入学者数が減少傾向にあるところ、上記図 1 で示したとおり、本学の医学部医学科の志願倍率は、常に 3.5 倍以上を維持している。

あわせて、九州外からの志願者が他学部は 10%程度であるのに対し、以下の表 4 のとおり医学部医学科では 30～40%程度を占めており、九州外からも十分な志願者を得られる見込みである。

表 4　熊本大学医学部医学科　熊本県、九州内、九州外志願者状況

区分	入学定員	全体	熊本県内		九州内（熊本県を除く）		九州外	
		志願者数	志願者数	全体に占める割合	志願者数	全体に占める割合	志願者数	全体に占める割合
平成28年度	115	411	107	26%	151	37%	153	37%
平成29年度	115	599	132	22%	184	31%	283	47%
平成30年度	115	410	116	28%	147	36%	147	36%
平成31年度	115	620	129	21%	209	34%	282	45%
令和2年度	110	574	123	21%	206	36%	245	43%
令和3年度	110	388	125	32%	151	39%	112	29%
令和4年度	110	481	126	26%	166	35%	189	39%
令和5年度	110	432	135	31%	163	38%	134	31%
令和6年度	110	476	125	26%	162	34%	189	40%
令和7年度	109	532	137	26%	179	34%	216	41%

以上のことから、これまでの志願倍率や他の地域からの志願状況を踏まえると、今後も十分な志願者数を確保できると考えられる。

（３）同分野を有する競合校の状況

令和６年度医学部医学科入学状況【資料 3】において、国立大学全体の実質競争倍率は 3.28 倍であり、全国的な医学部医学科の需要が確認できる。

本学においても実質競争倍率は 4.04 倍であり、全国の大学と変わらず、今後も十分な志願者数を確保できると考えられる。

（４）既設組織の定員充足の状況

本学の既設学部・学環は、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部、工学部、情報融合学環の８つであり、過去５年間（令和 3～7 年度）の各学部・学環の入学者数・充足率は、入学手続き完了後に入学辞退した者が 1 名いた令和 3 年度の薬学部を除き、常に 100%を超える充足率を維持しており、適切な定員管理の下、各学部・学環ともに安定的な学生確保に至っている。

また、過去５年（令和 3～7 年度）の大学全体の志願倍率は 2.7～3.3 倍で推移しており、入学定員を充足させるために必要な志願者を確保している。

【資料４：熊本大学各学部・学環の定員充足等の状況（令和 3～7 年度）】

（５）学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

１）インターネットを活用した広報活動

熊本大学のホームページに受験者情報ポータルサイトとして「熊大への扉」のページを設けて、「学部入試情報」「入試・高大連携イベント」「学部・学科紹介」「学生生活・進路」「大学情報」のメニューを準備し、また、各学部・学科のパンレットを掲載して、高校生等学外者が知りたい情報に容易に閲覧できるように工夫している。

【受験者情報ポータルサイト「熊大への扉」】

http://hqac.kumamoto-u.ac.jp/ADPORTAL/index.html

２）オープンキャンパス

毎年８月に、全学をあげてオープンキャンパスを開催している。医学部医学科では、学部長の挨拶に続いて、本医学科の歴史、特徴やカリキュラムの紹介、アドミッションポリシーを含め入試等に係る説明を行った後、施設見学・実習体験等を実施し、医学に対する関心に対応している。

また、オープンキャンパスに参加する受験生や保護者等を対象に入試制度等の説明を行うほか、熊本県医療政策課による熊本県医師修学資金の説明の時間を設け、より広く制度の周知を行っている。

３）ガイダンス

新入生ガイダンス、在学生ガイダンス等でも同様に熊本県医師修学資金に関する説明の時間を設け、広報活動を行っている。

４）高校訪問、キャリアセミナー

医学科への進学実績がある高等学校を訪問し、本学科の特徴やカリキュラムの魅力、地域枠を含めた入試制度の説明会を行っている。

また、令和６年度から中学校からの求めに応じ生徒を本学へ招いて、医学科キャリアセミナーを開催している。本学科の歴史や魅力、地域枠を含めた入試制度の説明、模擬授業の実施、現役医学科生の進学体験談等を通して、医師という職業の素晴らしさを知ってもらい、中長期的な学生確保に向けて取り組んでいる。

５）その他

県内高等学校長との懇談会、県内高等学校進路指導連絡協議会との懇談会、九州地区国立大学・高等学校連絡協議会及び各種進学説明会等のあらゆる機会を通じて、熊本県医師修学資金及び地域枠に関する広報活動を行っている。

３．養成する人材の社会的要請や人材需要の動向について

熊本県から本学に対して、地域医療に従事する医療人育成及びその増員の延長について要望があったため、熊本県と協議の上、令和 8 年度については 4 名の臨時定員増員を行うこととした。

熊本県の状況として、厚生労働省が示す医師偏在指標において、「医師多数県」に分類されているものの、都道府県別の医療施設従事医師数に占める 35 歳未満医師数の割合が全国で最も低く、また、75 歳以上医師数の割合が全国で 5 番目に高い状況にあり、近い将来、さらなる医師不足に陥ることが懸念されている。

また､熊本県における 10 万人当たりの医師数で熊本市と熊本市以外の地域を比較すると、熊本市（熊本・上益城圏域）では、428.2 人であるのに対して、熊本市以外の地域では、199.9 人となっており、熊本県の医療施設に従事する医師数の６割が熊本市に集中している。平成 22 年から令和 2 年の間に、人口 10 万人当たりの医師数が熊本市内は 49.7 人増加したのに対し、熊本市外は 24.5 人と、同程度に増加しているものの、未だ医師の地域偏在は大きい状況である。

上記の将来的な医師不足への懸念や地域偏在の状況を踏まえ、定員増暫定措置の延長による地域枠学生の確保が必要となっており、今回の定員増は社会的な人材需要に即したものである。

資料目次

資料１	１８歳人口（男女別）の将来推計	P.8
資料２	大学入学者数等の将来推計について【推計の考え方】	P.9
資料３	令和６年度　医学部医学科入学状況	P.11
資料４	熊本大学各学部・学環の定員充足等の状況（令和 3～7 年度）	P.12

18歳人口（男女別）の将来推計

- 我が国の18歳人口の推移を見ると、2005年には約137万人であったものが、現在は約109万人まで減少している。
- 今後、2035年には初めて100万人を割って約96万人となり、さらに2040年には約74万人にまで減少するという推計もある。

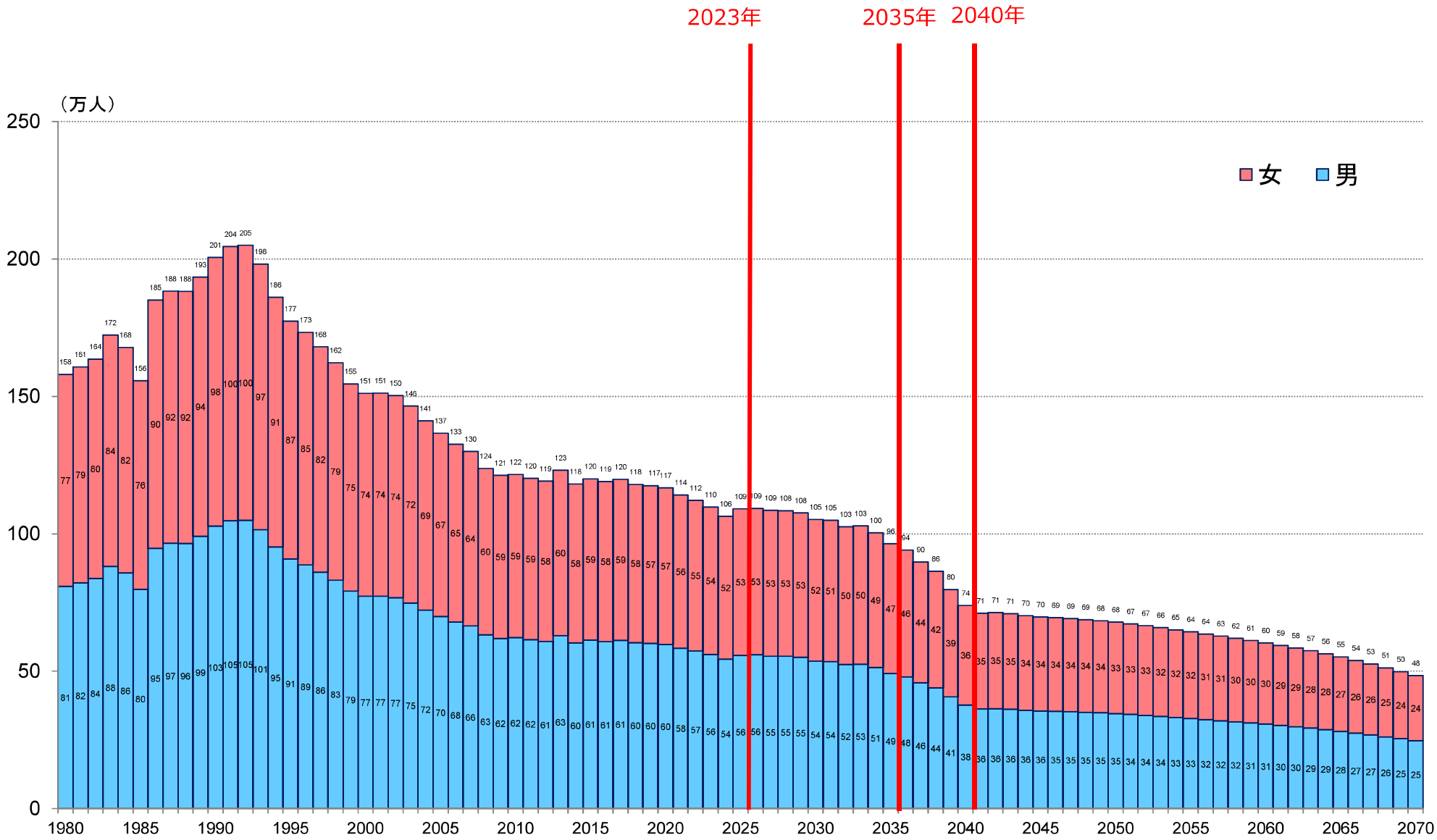

（出典）2027年以前は文部科学省「学校基本統計」、
2028年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）（出生低位・死亡低位）」を元に作成

（１）－１－５

出典：大学分科会（第181回）・高等教育の在り方に関する特別部会（第15回）合同会議資料抜粋

大学入学者数等の将来推計について【推計の考え方】①

資料２

推計の考え方	将来の大学入学者数（E）は、推計18歳人口（B）に推計大学進学率（A）を掛けて算出される各都道府県からの大学進学者数（C）に、外国人留学生（D）等を足すことによって求められる。

A.大学進学率の推計について

- 2018年度～2021年度における都道府県別、男女別の大学進学率の伸び率によって今後2050年まで大学進学率が上昇すると仮定して都道府県別に推計。

（例外）

①男性の進学率が2021年度と比較して5pt以上上回った場合、＋5ptを上限として以降据置き。
②女性の進学率が男性の進学率を上回った場合、以降を男性の進学率と同値と仮定。
③進学率伸び率がマイナスの場合、2021年度の大学進学率が今後維持されると仮定。

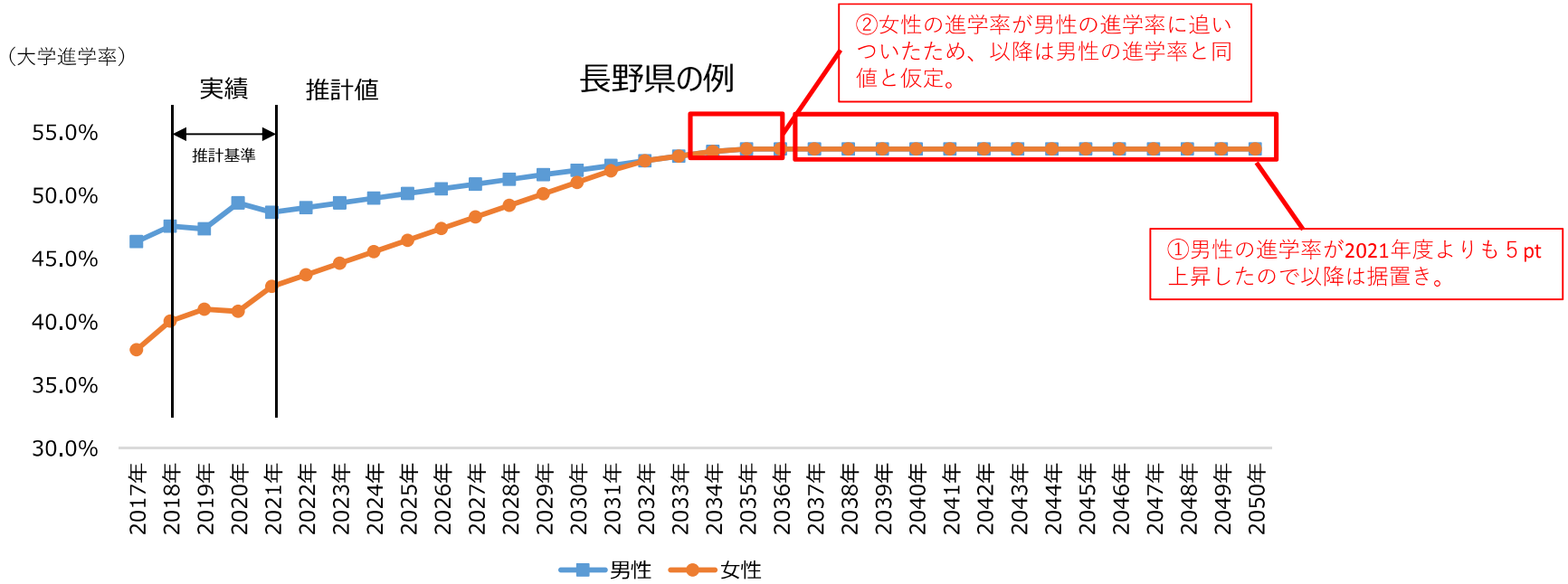

出典：大学分科会（第181回）・高等教育の在り方に関する特別部会（第15回）合同会議資料抜粋

大学入学者数等の将来推計について【推計の考え方】②

B.18歳人口の推計について

- 2040年から2050年までの18歳人口について以下の推計方法により都道府県別に18歳人口を推計。
  日本の将来推計18歳人口（国立社会保障・人口問題研究所の推計）を2040年の都道府県比率※で案分
  ※ 2021年度中の出生者数に各都道府県の生存率を乗算することにより、大学等に入学することが想定される2040年4月時点の18歳人口の都道府県比率を算出

C.各都道府県からの大学進学者数

- 各都道府県の推計18歳人口（B）に各都道府県の大学進学率（A）を掛けたものを合計することにより算出。

D.外国人留学生の入学者数の推計について

- 2020年度～2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生数が一時的に激減したことを踏まえ、2019年度の外国人留学生数が維持されると推定。

E.大学入学者数の推計について

- 各推計値に基づく（B）×（A）による都道府県別の大学進学者数の合計（C）に（D）及びその他を足したものが2040年以降の大学入学者数の推計値となる。
  ※その他は高等学校卒業程度認定試験合格者・専修学校高等課程修了者で大学に進学した者（各年の進学者数の推計値に2019年の進学者数に占めるその他の比率を掛けることにより算出）

【（例）2040年の大学入学者数推計】

大学進学率（全国）59.6%
（男性）61.2%　（女性）57.9%

（B.18歳人口推計）		（A.大学進学率推計）	
北海道18歳人口（男性）	13,031人 ×	北海道進学率（男性）56.9%＝ 7,413人	北海道進学者数 14,472人
北海道18歳人口（女性）	12,408人 ×	北海道進学率（女性）56.9%＝ 7,059人	
青森県 ・・・			⋮
⋮			
沖縄県18歳人口（男性）	6,699人 ×	沖縄県進学率（男性）47.5%＝ 3,181人	沖縄県進学者数 6,212人
沖縄県18歳人口（女性）	6,383人 ×	沖縄県進学率（女性）47.5%＝ 3,031人	

（C.2040年の各都道府県からの大学進学者数）
440,489人

440,489人	＋	（D.2040年の推計外国人留学生入学者数）17,096人	＋	（その他）2,172人	＝	（E.2040年の推計大学入学者数）**459,757人**

※四捨五入の関係上、四則演算の値と記載の数値は必ずしも一致しない

大学入学定員の総数
631,949人（R5）

（注）グランドデザイン答申時の推計について
881,782人（推計18歳人口）×55.5%（大学進学率）(※)＋16,724人（外国人留学生等）＝506,005人
（※）GD答申時は外国人留学生も含めて進学率を57.4%としていたが、18歳人口推計値に訪日予定の外国人等は含まれていないため上記の記載としている。

（５）－１－３

資料３

令和6年度　医学部医学科入学状況

【国立大学】

	大学名	一般選抜、総合選抜、特別選抜等							編入学		
		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	実質競争倍率	入学定員充足率	募集人員	志願者数	入学者数
1	北海道大学	*90	311	289	90	90	3.21	100.0%	5	82	5
2	旭川医科大学	95	697	488	97	95	5.03	100.0%	10	150	6
3	弘前大学	112	640	548	112	112	4.89	100.0%	20	166	20
4	東北大学	116	581	458	122	120	3.75	103.4%	0	0	0
5	秋田大学	124	853	442	129	124	3.43	100.0%	5	108	5
6	山形大学	113	769	490	124	113	3.95	100.0%	0	0	0
7	筑波大学	*129	611	528	128	123	4.13	95.3%	5	103	5
8	群馬大学	108	405	276	111	108	2.49	100.0%	15	212	15
9	千葉大学	117	768	377	129	118	2.92	100.9%	0	0	0
10	東京大学(理科Ⅲ類)	*100	435	295	100	100	2.95	100.0%	0	0	0
11	東京科学大学	102	567	360	108	106	3.33	103.9%	5	64	5
12	新潟大学	140	601	493	145	140	3.40	100.0%	0	0	0
13	富山大学	105	294	234	110	105	2.13	100.0%	5	140	5
14	金沢大学	*111	394	243	116	116	2.09	104.5%	5	48	5
15	福井大学	110	964	361	115	110	3.14	100.0%	5	171	5
16	山梨大学	125	1,827	347	144	125	2.41	100.0%	0	0	0
17	信州大学	120	566	398	126	120	3.16	100.0%	0	0	0
18	岐阜大学	110	307	231	111	111	2.08	100.9%	0	0	0
19	浜松医科大学	115	616	372	117	110	3.18	95.7%	5	90	5
20	名古屋大学	107	449	298	112	112	2.66	104.7%	4	70	2
21	三重大学	125	955	439	126	125	3.48	100.0%	0	0	0
22	滋賀医科大学	95	402	362	96	95	3.77	100.0%	15	265	15
23	京都大学	107	302	284	112	112	2.54	104.7%	0	0	0
24	大阪大学	97	290	266	99	97	2.69	100.0%	10	85	8
25	神戸大学	112	435	288	113	112	2.55	100.0%	5	88	5
26	鳥取大学	105	295	262	105	105	2.50	100.0%	5	56	5
27	島根大学	102	594	529	104	102	5.09	100.0%	10	102	10
28	岡山大学	109	375	335	112	108	2.99	99.1%	5	58	5
29	広島大学	118	473	442	126	118	3.51	100.0%	0	0	0
30	山口大学	109	668	397	116	109	3.42	100.0%	10	253	10
31	徳島大学	112	270	215	113	112	1.90	100.0%	0	0	0
32	香川大学	109	514	371	110	109	3.37	100.0%	5	72	5
33	愛媛大学	110	729	434	110	110	3.95	100.0%	5	82	5
34	高知大学	110	759	756	112	110	6.75	100.0%	5	54	5
35	九州大学	105	268	241	108	108	2.23	102.9%	0	0	0
36	佐賀大学	103	534	308	107	104	2.88	101.0%	0	0	0
37	長崎大学	115	485	430	115	115	3.74	100.0%	5	138	5
38	熊本大学	110	476	452	112	112	4.04	101.8%	0	0	0
39	大分大学	100	537	239	103	101	2.32	101.0%	10	218	7
40	宮崎大学	100	699	387	104	100	3.72	100.0%	0	0	0
41	鹿児島大学	110	693	350	117	110	2.99	100.0%	10	239	10
42	琉球大学	112	899	393	118	112	3.33	100.0%	5	150	5
	国立大学　計	4,624	24,307	15,708	4,784	4,644	3.28	100.4%	194	3,264	183

※北海道大学は、医学部医学科の募集人員（総合入試入学者のうち5名が2年次進級時に医学科へ移行）を記載。
※筑波大学は、医学部医学科の募集人員（総合入試入学者のうち5名が2年次進級時に医学類へ移行）を記載。
※東京大学は、理科Ⅲ類の募集人員（3年次進級時に理科Ⅲ類から97名、理科Ⅱ類から10名、その他の全科類から3名が医学科へ移行）
※金沢大学は、医学類の募集人員（理系後期一括入試入学者のうち1名が2年次進級時に医学類へ移行）を記載。

資料４

熊本大学各学部・学環の定員充足等の状況（令和3～7年度）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文学部	入学者数	185	179	175	178	176
	充足率	109%	105%	103%	105%	104%
	志願倍率	3.5	3.4	2.9	3.1	3.8
教育学部	入学者数	242	229	233	235	237
	充足率	105%	104%	106%	107%	108%
	志願倍率	2.4	2.1	2.4	2.1	2.5
法学部	入学者数	215	217	211	202	204
	充足率	102%	103%	100%	101%	102%
	志願倍率	3.3	2.9	3.0	2.6	3.3
理学部	入学者数	202	202	207	204	205
	充足率	101%	101%	104%	107%	108%
	志願倍率	3.6	2.8	3.6	4.4	3.9
医学部	入学者数	255	257	260	263	257
	充足率	100%	101%	102%	104%	102%
	志願倍率	2.9	3.3	3.1	3.3	3.8
薬学部	入学者数	89	96	96	96	91
	充足率	99%	107%	107%	107%	101%
	志願倍率	4.0	3.9	3.8	3.9	3.2
工学部	入学者数	518	520	532	493	488
	充足率	101%	101%	104%	104%	103%
	志願倍率	2.2	2.3	2.1	2.4	3.0
情報融合学環	入学者数	（開設前）	（開設前）	（開設前）	68	67
	充足率				113%	112%
	志願倍率				3.9	3.6

大学全体の志願倍率	2.9	2.7	2.8	3.0	3.3

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教　員　名　簿

学長又は校長の氏名等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現　職 （就任年月）
－	学長	ｵｶﾞﾜ　ﾋｻｵ 小川 久雄 ＜令和３年４月＞		医学博士		熊本大学　学長 （令和3年4月～令和9年3月）